

2021 年度
自己点検・評価報告書

目次

序章	1
第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	7
第3章 教育研究組織	24
第4章 教育課程・学習成果	29
第5章 学生の受け入れ	52
第6章 教員・教員組織	63
第7章 学生支援	75
第8章 教育研究等環境	90
第9章 社会連携・社会貢献	104
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	112
第2節 財務	126
終章	131

序章

本学は、2015年度に貴協会による機関別認証評価（第2サイクル）を受審し、2016年3月に評価結果を受領した。この評価結果では、本学が大学基準に適合していると認定されたものの、「教員・教員組織」「管理運営」および「内部質保証」の3点について、「必ず改善すべき事項」を指摘された。また、そのほか10点の「一層の改善が期待される事項」を指摘された。これらにより、認定期間は2016年4月1日から2019年3月31日までの3カ年となり、2018年4月までに、貴協会に「改善報告書」を提出することを求められた。

こうした状況を踏まえ、本学は、2016年4月に「教学マネジメント委員会」を設置し、当委員会を中心とする内部質保証推進体制を整えた。教学マネジメント委員会では、委員長である学長のリーダーシップの下、前述の指摘事項の改善に取り組むとともに、教育の質保証・向上に係る諸施策を展開することとなった。折しも、学校教育法施行規則の改正により、学士課程における「3つの方針」の策定・公表が義務化された時期であったため、教学マネジメント委員会は、まず「3つの方針」の全学的な見直しに着手した。その上で、「3つの方針」を起点とする教育のPDCAサイクルを機能させるため、教育課程の体系化を目的とした「履修系統図」および「科目ナンバリング」の導入、単位実質化を目的としたシラバス改善ならびに「GPA制度とそれに基づく退学勧告制度」の導入、学習成果の把握・評価を目的とした学生調査の開始など、短期間のうちに多くの取り組みを推進した。

2018年4月、本学は、先の指摘事項に係る改善状況をとりまとめた「改善報告書」を貴協会に提出した。また、これに伴う再評価を同年秋に受審し、2019年3月にその結果を受領した。この評価結果では、本学が大学基準に適合していると認定され、本学の認証評価における第2サイクルの残り4カ年（2019年4月1日から2023年3月31日まで）がその認定期間となった。ただし、今後の努力課題として、内部質保証システムの機能的有効性の担保や、大学院等における定員管理の改善など、合わせて4点の提言が付されている。

今般、第3サイクルの機関別認証評価を受審するにあたり、本学は、先の再評価結果における提言も踏まえ、内部質保証システムの機能的有効性の確保に特に重きを置いて、さらなる改善に取り組んできた。まず、教学マネジメント委員会の名称を「内部質保証推進委員会」に改めることで、その目的をより明確化するとともに、これまで過剰な設置状況となっていた自己点検・評価組織の整理・再編を行った。また、自己点検・評価結果を改善に繋げるための体制と手続きも明らかにした。さらに、内部質保証の目的である「教育の質向上」を図るため、IRやFD等、教学マネジメントに係る必要諸機能を実装した。以上のような改善を施した新たな内部質保証システムは、2020年度から運用を始め、これまで着実に成果を上げている。

本報告書は、2021年度における本学の教育研究活動の現況を自ら点検・評価し、それを取りまとめたものである。建学の精神「偉大なる平凡人たれ」に基づく教育理念の実現に向け、多くの取り組みは未だ道半ばといえる状況にあるが、本学の教育研究活動のさらなる改善・向上の糧とするため、ご高覧の上、評価を賜りたい。

第1章. 理念・目的

(1). 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<大学の理念・目的の適切な設定>

本学園の創立者・瀬島源三郎は、わが国将来の産業経済を考えると、交通と産業の併行的発展こそ、不可欠であることを痛感し、赤手空拳をもって、1928年に、前身となる大阪鉄道学校を創立した。瀬島源三郎は、創立の精神について次のように述べている。

「従来の教育のごとく、出世のための手段としてではなく、そういう功利を離れた教育の場をつくるということと、それが国全体の文化向上への大前提であると考えたのが、本学園創立の趣旨であり、従って人間各自の使命を完全に果たし、それが生を享けた人間の生き甲斐であるという、教育のあり方を、私は考えた。

偉人になるとか、学者になるとか、名誉や地位の高い人間になるとか、金持ちになるとか等の、小乗的な功利主義的な考えを捨てて、いざとなれば、おのれを殺して人間社会に貢献する、それが自分の生き甲斐であり、そして、それが同時に平和で幸福な生活に繋がり、従って長い人生への生の悦びであるというような考え方を持って、平凡なようだが、かくなくてはならない人間社会構成への最もよき分子になる教育を私は考えた。これこそ、私の考えた人生において最も偉大なものであると・・・

〈中略〉

わが国は九州大牟田炭田、東北磐城炭田、北海道の炭田以外に熱源となる石炭は極めて少ない。工業の資源となる鉄鉱石の産出もむしろ海外に求めなければならぬ状態であった。これらの産業に要する原動力となるもの、輸送を円滑にするためにはどうしても交通機関にまたねばならない。わが国民の人間的な方面においてはあらゆる点において優秀な国民であり、頭脳において又、器用さにおいて勤務努力的な性格において工業への将来性は十分に考えられる。ここに、私が教育の主眼を交通と工業という両方面を調和するように考えて出発したのが、大阪鉄道学校であり、名称には鉄道と入っているが科目の構成には多分に工業をとり入れた次第である。」

創立40周年誌（昭和43年刊）瀬島源三郎回想録『創立の精神』より

以来、本学園は、交通・産業教育に加えて、人間形成、創造性開発に重点をおく人材を育成し、自己確立の信念に生きる人づくり、即ち「偉大なる平凡人たれ」を建学の精神とする独自の学風を通じて、深い人生観と広い世界観を養うとともに、新しい産業社会の発展と人類の福祉に寄与できる世界的視野に立つ近代的産業人の育成にたゆまざる情熱を傾け、日進月歩の社会発展に対応できる学府として貢献してきた。建学の精神には、名誉や地位の高い人間になる、金持ちになるなどの功利主義的な考えを捨てて、人間社会に貢献することを生きがいとし、喜びを感じられる人材になってほしい、という創立者の思いが

込められている。

この建学の精神を踏まえ、本学は大学および大学院の教育理念を次のように掲げている。

【大学】

大阪産業大学は、建学の精神「偉大なる平凡人たれ」を踏まえ、社会人として大切な教養と倫理観を持つ心豊かな人間性を涵養し、持続可能な社会の発展に主体的に貢献できる人物を養成することにより、社会に寄与することを教育理念とします。

【大学院】

大阪産業大学大学院は、建学の精神「偉大なる平凡人たれ」を踏まえ、精深な学識と豊かな人間性を備え、文化の向上と持続可能な社会のさらなる発展を実現し、かつ地域社会を牽引する人材を養成することにより、社会に寄与することを教育理念とします。

また、建学の精神や上記理念を踏まえ、大学および大学院の目的を次のように定めている(資料 1-1,2)。

【大学】

大阪産業大学は教育基本法に則り、学校教育法の定める大学として、産業、交通に関する学術を中心に、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授し、研究し、個性豊かな教養高き人格を備え、応用能力と実践性に富む有為な人材を養成し、文化の向上と産業、交通の発展に寄与することを目的とする。

【大学院】

大阪産業大学大学院は、学術の理論およびその応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

大学の理念および目的では、幅広い専門知識と深い専門の学術の教授、教養・倫理観の養成、応用展開能力を持った実践的な人材の養成を行うとともに、文化の向上や産業・交通の発展に寄与することを謳っており、学校教育法第 83 条の規定に照らし高等教育機関として相応しい内容であるといえる。また、目的における「文化の向上、産業・交通の発展に寄与する」という部分は、本学の学部構成を踏まえたものであり、本学の個性・特徴を表している。

大学院の理念および目的では、学校教育法第 99 条第 1 項に準じ、学術の理論およびその応用を教授研究しその深奥を究めて文化の進展に寄与することや、高度の専門性を要する職業等に必要能力の養成を謳っており、大学院として相応しい内容になっているといえる。ただし、本学の個性や特徴が十分に表れたものとはなっていない。

<学部・研究科の目的の適切な設定>

大学については、建学の精神および大学の理念・目的を踏まえ、学部・学科ごとに人材の養成に関する目的を含む教育研究上の目的を定めている(資料 1-1)。また、大学院については、建学の精神および大学院の理念・目的を踏まえ、人材の養成に関する目的を含む

教育研究上の目的を研究科・専攻・課程ごとに定めている(資料 1-3~6)。各学部・学科ならびに各研究科・専攻・課程の教育研究上の目的は、それぞれの学問分野の特性を踏まえ詳細に記述しており、大学設置基準および大学院設置基準の規定に照らし適切であるといえる。

<大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性>

本学は文系、理系、体育系といった幅広い学問分野から成る総合大学としての特性を踏まえ、大学の理念・目的においては、幅広い専門知識や教養・倫理感を身に付けた応用能力と実践性に富む有意な人材の養成と、それを通じた文化の向上や産業・交通の発展への貢献を謳っている。同様に、大学院の理念・目的においても、各専攻分野における研究能力やその他高度な専門的能力を養い、文化の進展に寄与することを謳っている。

これを踏まえ、各学部・学科ならびに各研究科・専攻は、教育研究上の目的を定めている。例えば、国際学部では教育研究上の目的を以下のように定めている。

国際学部は、本学の建学の精神および実学的伝統に根ざし、実用的な外国語能力と確かな日本語の力を基盤とするコミュニケーション力を養うとともに、異なった文化的背景をもつ人びとと協働・共生し、地域社会と国際社会に貢献できる創造性豊かな職業人を育成することを教育研究上の目的とする。

上記は、大学の目的の「広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授し、研究し、個性豊かな教養高き人格を備え、応用能力と実践性に富む有為な人材を養成し、文化の向上と産業に寄与する」という部分に対応したものであり、相互の連関性が十分確保されているといえる。その他の学部・学科においても、それぞれの専攻分野の特性を踏まえつつ、大学の理念・目的に沿った教育研究上の目的が設定されており、相互の連関性は概ね適切に確保されているといえる。また、大学院においても同様に、大学院の理念・目的と各研究科・専攻・課程の教育研究上の目的の連関性は概ね確保されている。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

<人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示>

大学については「大阪産業大学学則」の中で、大学の目的ならびに各学部学科の教育研究上の目的を明示している(資料 1-1)。

大学院については「大阪産業大学大学院学則」の中で大学院の目的を明示するとともに、研究科ごとに定める研究科規程の中で、研究科・専攻・課程ごとの教育研究上の目的を明示している(資料 1-2~6)。

以上により、大学設置基準および大学院設置基準の規定に照らし適切であるといえる。

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的の教職員や学生への周知、社会への公表>

建学の精神、大学および大学院の教育理念は本学 Web サイトに公表している(資料 1-7,8【ウェブ】)。大学および大学院の目的と各学部・学科ならびに各研究科・専攻・課程の教育研究上の目的は、それらが記載されている「大阪産業大学学則」「大阪産業大学大学院学則」および大学院の各研究科規程を、本学 Web サイトに掲載することで、社会に公表している(資料 1-9【ウェブ】)。以上により、大学の理念・目的、学部・研究科の目的等は教職員、学生、社会に対し適切に周知・公表しているといえる。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

<将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定>

2018年、本学園は創立100周年(2028年)を見据え、「10年後も選ばれ続ける学園」を目指し、10年後に向けた展望である「Vision100」を策定し公表した(資料1-10)。また、「Vision100」を実現するための行動計画として、法人本部ならびに設置機関である大学、桐蔭高校・中学、附属高校ごとに、それぞれ「第一期中期事業計画」(2019年度～2021年度)を策定した(資料1-11)。

「Vision100」は、(I) 学園総合力の強化に向けた行動戦略、(II) 組織・人事戦略、(III) 財務戦略、(IV) 大学キャンパス整備計画、の4つから成る。特に(I)については、本学園が中学校から大学院に至る総合教育機関として社会の要請に応えるための教育研究体制の整備に係るビジョンを示しており、大学はこれに応じ「第一期中期事業計画」の中で、アクティブ・ラーニングをはじめとした「学びのかたちの新しい展開」や、高大接続、地域・社会連携等に関する具体的な行動計画を示している。

また、「Vision100」の実現や中期事業計画の達成のために、中期事業計画をそれぞれ単年度で区切り、会計年度ごとの事業計画を策定している(資料1-12)。この事業計画を達成するため、大学では独自に「特別業務計画シート」(2022年度より、名称を「事業計画書」に改め、様式も一部変更を加えた)を設計・導入することで、計画の実現可能性の担保に努めている(資料1-13,14)。なお、会計年度ごとの事業計画の達成状況は、理事会における中間報告(仮総括)と期末総括によって確認される。

<認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定>

「Vision100」および「第一期中期事業計画」は、先述のとおり2018年度に策定したものである。本学は、2015年度に大学基準協会による認証評価(第二期)を受審し、いくつかの重要な指摘を受けた(資料1-15)。指摘を受けた事項のうち、「必ず改善すべき事項」として挙げられたガバナンス機能の改善・強化や、「一層の改善が期待される事項」として挙げられた財政基盤の確立のための財務の中・長期計画の策定・実行は、「Vision100」の

(Ⅱ) 組織・人事戦略および(Ⅲ) 財務戦略に反映している。「Vision100」および「第一期中期事業計画」の策定は、中期計画の策定に際し認証評価の結果を踏まえることが義務付けられた改正私立学校法(2020.4.1～)の施行前であったことから、2015年度の認証評価結果を十全に反映したものであるとはいえないが、策定当時において適切に対応したものであると評価できる。2022年度からは、「Vision100」に基づく「第二期中期事業計画」(2022年度～2024年度)期間に移行する。「第二期中期事業計画」は、これまでの認証評価結果も踏まえ、2021年度に策定した(資料1-16)。たとえば、1-(1)「学部・学科再編」に係る計画は、2018年度に受審した再評価において、収容定員に対する在籍学生数比率が全体的に低減していると指摘されたことへの対応を含んでいる(資料1-17)。また、4-(1)「教員組織編制の多様化・適正化」に係る計画は、2015年度に受審した第二期認証評価において、大学の中・長期的な教育研究活動を展望した人事計画を策定するよう提言されたことを踏まえ、設定したものである。さらに、8-(1)「大学運営組織の整備」に係る計画は、同じく、2015年度の認証評価で指摘された、ガバナンス強化に関する課題への対応を踏まえている。

以上のように、本学は、認証評価の結果を、中・長期の計画に適切に反映させている。

(2). 長所・特色

なし

(3). 問題点

なし

(4). 全体のまとめ

本学園は、1928年の創立以来、「偉大なる平凡人たれ」を建学の精神とし、それに基づく大学の理念・目的のもと、今日まで教育研究活動を行ってきた。現在は、建学の精神を踏まえ、大学、大学院の理念・目的ならびに学部・学科および研究科・専攻・課程ごとの教育研究上の目的を定め、それらをWebサイトや学則・規程に明示するとともに、社会に公表している。

また、本学園は、建学の精神や大学の理念・目的を実現するために、長期ビジョンである「Vision100」およびそれを実現するための行動計画である中期事業計画を定め、教育研究活動を展開している。それらの策定にあたっては、過去の認証評価結果等を適切に反映している。その上で、中期事業計画に基づく会計年度ごとの事業計画を策定し、計画の履行を確実なものとするべく努めている。さらに、計画を実現するための大学独自の工夫として、「特別業務計画シート」(2022年度以降は「事業計画書」)による計画の策定・管理を行っている。

以上のように、本学園は、建学の精神や大学の理念・目的を実現するため、今後も適切な中長期の計画を策定・公表し、それを実行することで、社会の公器たる教育機関としての責任を果たしていく。

第2章 内部質保証

(1). 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1: 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

<内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示>

本学は、「内部質保証に関する方針」を以下のように定め、Web サイトで公表している（資料2-1【ウェブ】）。

【1】内部質保証に関する基本的な考え方

大阪産業大学は、理念や目的を実現するため、恒常的かつ継続的に教育研究活動の状況を自ら点検および評価し、その結果に基づく改善・改革を通じて、教育・研究の質の維持・向上を図る。

また、点検・評価の結果や、改善・改革の成果については、学生をはじめとするすべてのステークホルダーに対し広く公表し、大学としての説明責任を果たす。

【2】組織体制

①内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織

本学における内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は、内部質保証推進委員会である。内部質保証推進委員会は、大学全体、各組織および各構成員それぞれのレベルにおけるPDCAサイクルが適切に機能するよう、管理・支援を行うことで内部質保証の推進を図る。

②自己点検・評価組織

自己点検・評価の実施を統括する組織として、自己点検・評価委員会を設置している。また、自己点検・評価委員会の下に、内部質保証部会、教学部会、教育研究等環境部会、学生受け入れ部会、学生支援部会、社会連携部会および大学運営・財務部会を設置している。各部会は、自己点検・評価委員会の指示の下、所管の項目について、全学的な観点から点検・評価を行う。

③各学部・研究科

各学部長および研究科長は、内部質保証推進委員会に構成員として参画し、そこで審議される全学の方針や計画にもとづいて、学部・研究科の教育研究活動を展開する。

④各種委員会

教学系事務組織の役職者は、内部質保証推進委員会に構成員として参画し、そこで審議される全学の方針や計画にもとづいて、自らが委員長を務める各種委員会で施策を立案し、学長に報告する。

【3】教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針

①教育課程

教育課程は体系性・順次性に配慮し、各学科・専攻が責任を持って編成する。内部質保証推進委員会は、各学科・専攻による体系的な教育課程編成を支援するため、下部組織であるカリキュラム委員会を活用し、定期的なカリキュラム・レビューを実施するとともに、その結果に基づき、必要な提言を行う。

②教育の質保証に係る制度、方法等

教育に係る制度、方法等に関する具体的施策は、内部質保証推進委員会の下に設置する教学企画検討小委員会が立案する。立案された施策は、内部質保証推進委員会で審議・調整し、さらに教授会の意見を聴いた上で、学長が決定する。決定した施策は、内部質保証推進委員会において、その適切性に係る定期的な検証と改善を行う。

【1】の「内部質保証に関する基本的な考え方」では、PDCA サイクルに則した教学運営を通じ、教育・研究の質の維持・向上を図るとともに、その結果をステークホルダーに広く公表することを謳っている。

【2】の「組織体制」では、内部質保証システムに関わる主な組織とその役割を示している。ここでは、本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である内部質保証推進委員会が、大学全体、各組織、各構成員それぞれのレベルにおけるPDCA サイクルが適切に機能するよう管理・支援を行い、各組織の長は、内部質保証推進委員会に構成員として参画することで、全学方針や全学計画に基づき教育研究活動を展開するという両者の関係を示している。また、大学全体、各組織、各構成員という3層のPDCA サイクルは、それぞれが独立したものではなく、相互に連携して機能する必要があるため、内部質保証推進委員会は、それを踏まえた管理・支援を行う必要がある。なお、次頁の図2-1は、ここで説明した本学の内部質保証システムにおける組織体制とその役割をイメージ化したものである。

最後に、【3】の「教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針」では、教育のPDCAに関わる手続きを示している。「①教育課程」では、学科等が編成・実施する教育課程について、内部質保証推進委員会が下部組織であるカリキュラム委員会を活用し、その適切性を検証するとともに、学科等に必要な提言を行うことを示している。これにより、学科等の教育課程が「学修者本位の教育の実現」という観点を踏まえ適切に編成されるよう配慮している。「②教育の質保証に係る制度、方法等」では、内部質保証推進委員会が、諮問組織である教学企画検討小委員会を活用し、教育に係る制度や方法等の具体的施策を立案するとともに、その適切性について自ら検証と改善を行うことを示している。この指針により、マクロレベル（全学）、ミドルレベル（教育課程）、ミクロレベル（授業科目）の各レベルにおいて、PDCA サイクルに則した教育の質保証を図っていくという本学の基本姿勢を明らかにしている。

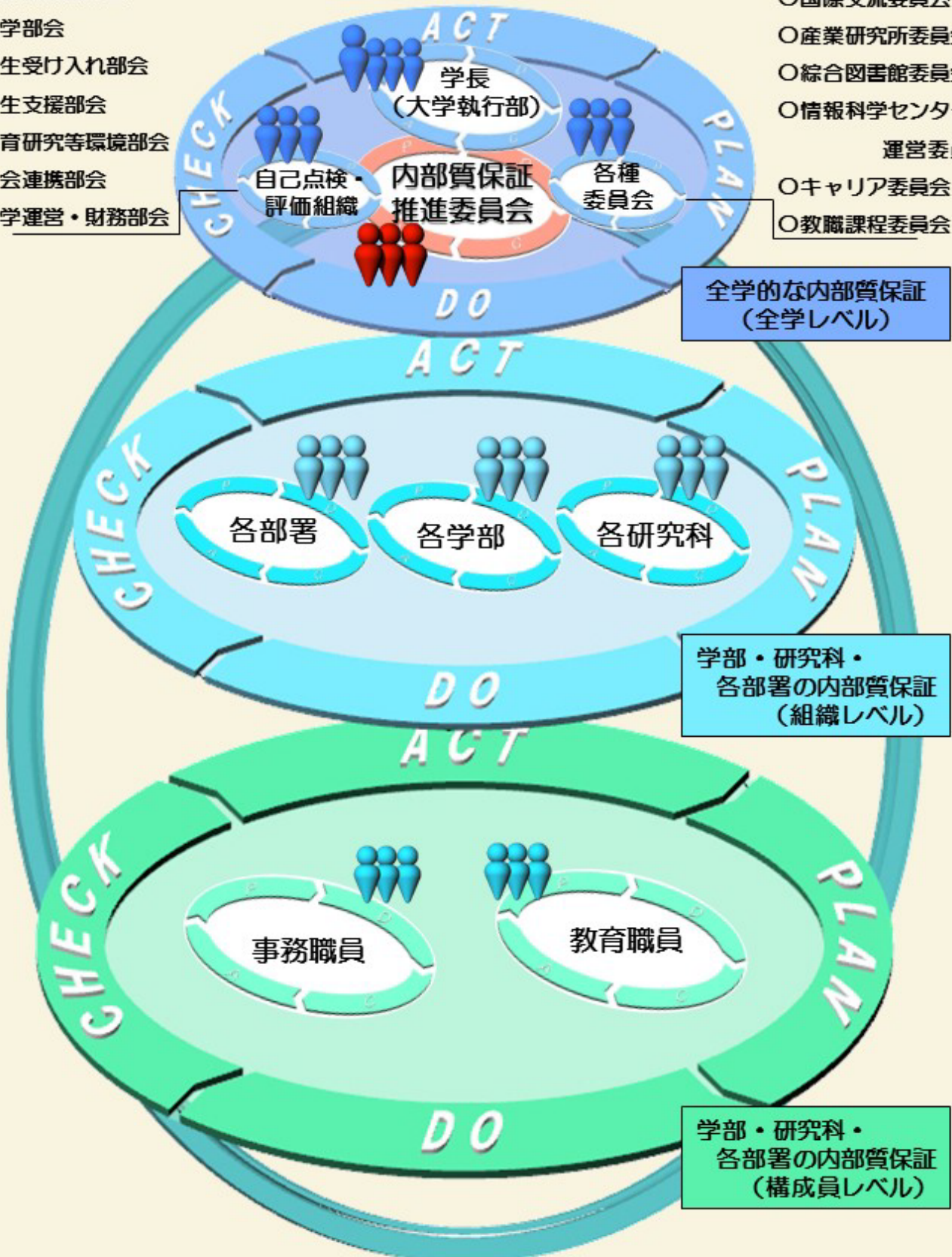
以上のように、本学は内部質保証のための全学的な方針及び手続きを適切に明示している。

図 2-1 本学の内部質保証の組織体制と役割(イメージ)

本学の内部質保証 の組織体制と役割 (イメージ)

- 内部質保証部会
- 教学部会
- 学生受け入れ部会
- 学生支援部会
- 教育研究等環境部会
- 社会連携部会
- 大学運営・財務部会

- 教務委員会
- 学生部委員会
- 入試委員会
- 教育支援委員会
- 国際交流委員会
- 産業研究所委員会
- 総合図書館委員会
- 情報科学センター
運営委員会
- キャリア委員会
- 教職課程委員会



点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

＜内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備＞

本学は、2015年度に受審した機関別認証評価において、複数の重大な問題が指摘され、その結果、3年間の期限付き適合となった。その問題のひとつが、内部質保証システムの構築が不十分である、というものであった（資料 1-15）。

これを受け、2018年度に内部質保証システムの在り方に関してあらためて検討を行い、既設の「教学マネジメント委員会」を内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織とする内部質保証システムを構築した（資料 2-2）。この内部質保証システムは、2019年度より運用を開始したが、教学マネジメント委員会は、その名が表すとおり教学マネジメントに関する事項を主として扱う組織であり、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として位置付けるには充分ではないこと、また、内部質保証の推進のための手続きに不明瞭な点が多かったことなどの理由により、内部質保証システムの機能的有効性の確保が不十分であるということが、同年度の自己点検・評価活動において指摘された（資料 2-3）。そのため、2019年秋頃から、教学マネジメント委員会において、内部質保証システムの再度の見直しを行った（資料 2-4）。

新たな内部質保証システムにおいては、教学マネジメント委員会の名称を「内部質保証推進委員会」に改めるとともに、その役割を、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として相応しいものとした。内部質保証推進委員会について定めた「大阪産業大学内部質保証推進委員会規程」の第2条では、「学部・研究科等における教育研究活動について、方針・計画の設定、実行、評価および改善の一連のプロセスが適切に展開するよう、全学的な教学マネジメントの観点から内部質保証を推進し、もって大阪産業大学の教育研究水準の向上を図ること」を委員会の目的として謳っている（資料 2-5）。また、同規程では、教学マネジメント機能を実質化するため、内部質保証推進委員会の下に「カリキュラム委員会」および「教学企画検討小委員会」の2つの諮問組織ならびに教学マネジメントに係る業務を付託するための作業部会を置くことを定めている。作業部会については、別途定める申し合わせに基づき、2022年3月現在、IR部会、FD部会、SD部会の3つの部会を設置している（資料 2-6）。本学は、この新たな内部質保証システムを、2020年度より運用している。以上により、本学は内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織を適切に整備しているといえる。

＜内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成＞

内部質保証推進委員会の構成員は、「大阪産業大学内部質保証推進委員会規程」第4条第1号から第8号により定めている（資料 2-5）。まず、職名による構成員として、学長（第1号）、副学長（第2号）、各学部長および全学教育機構長（第3号）、各研究科長（第4号）、社会連携・研究推進センター長、情報科学センター所長、入試センター長、教務部長、学生部長、キャリアセンター長および総合図書館長（第5号）、事務部長（第6号）、各学科主任および全学教育機構各センター長（第7号）を定め、学長を委員長とすることとし

ている。さらに学長が指名する全学的な教育課程の編成に関する知識を持った者（第8号）を構成員とすることができ、2021年7月現在においては、教務部部長、事務部次長および内部質保証推進課長が構成員となっている（資料2-7）。このほか、同規程第3条第3項の定めにより、委員会が必要と認めるときは、その他の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

このようなメンバー構成とすることで、教育研究に係る全学的な諸方針を各組織に的確に伝え、内部質保証の実現に向けた取り組みを確実に推進するとともに、学長と各組織の長の適切な連携による効果的な教学マネジメントの実現を図っている。また、第8号に係る構成員として、教育課程の編成に関する知識を持った事務職員が参画することで、教職協働による教学運営も行っている。

以上により、本学は内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の構成員を適切に設定しているといえる。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

<学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定>

本学は、2015年度に受審した機関別認証評価において、それまで大学、学部・学科、研究科・専攻レベルで策定・公表していた3つのポリシーについて、いくつかの問題を指摘された（資料1-15）。また、2016年3月31日には「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、これに伴い、同日付で中央教育審議会大学分科会大学教育部会により「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」が示された。これらを受け、本学は、2016年5月の教学マネジメント委員会において、3つのポリシーの全学的な見直しを行うことを決定した

（資料2-8）。3つのポリシーの見直しにあたっては、前出の中教審によるガイドラインを参考に、本学の3つのポリシーの策定指針を示した（資料2-8）。その中で、基本的な考え方として、建学の精神を起点に、教育理念、教育目的、各学部（学科）・研究科の教育研究上の目的、教育目標、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者

受入れの方針という順次性を示し、それに基づき一貫性と関連性をもってそれぞれの方針を策定するよう、各学科・専攻に指示した。また、3つのポリシーの策定単位については、前出の中教審のガイドラインを参考に、学位プログラム（学科・専攻）ごととした。

この、本学の3つのポリシー策定指針は、2021年度の内部質保証推進委員会において、見直しと軽微な修正を行い、現在は「大阪産業大学 3つのポリシー策定に関するガイドライン」として、各学部・学科等に示している（資料2-9）。なお、現在のガイドラインにおいては、3つのポリシーを、従来の学科・専攻ごとに加え、大学全体および大学院全体においても設定することとしている。

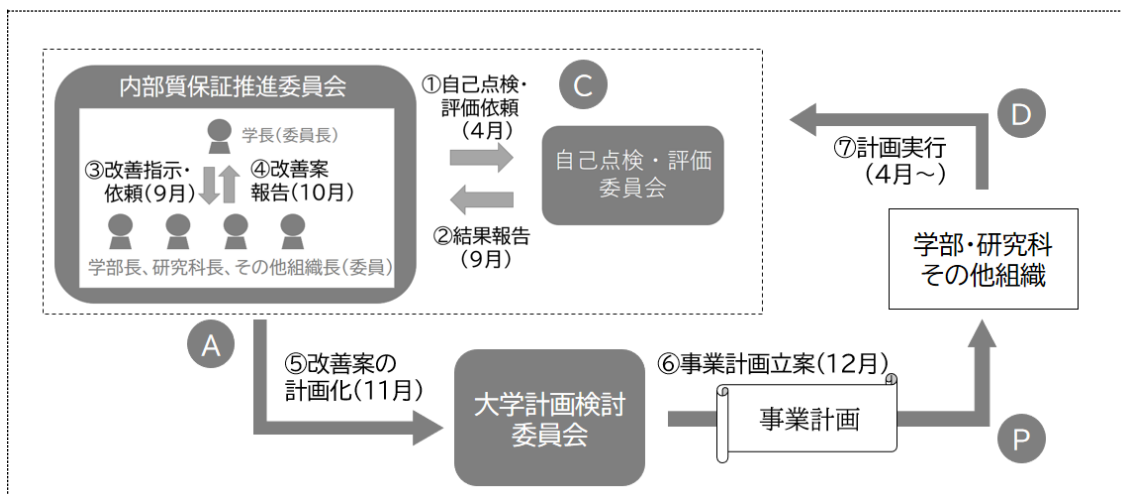
以上により、本学は3つのポリシー策定のための全学としての基本的な考え方を適切に設定しているといえる。

<方針及び手続に従った内部質保証活動の実施>

本学は「内部質保証に関する方針」において「理念や目的を実現するため、恒常的かつ継続的に教育研究活動の状況を自ら点検および評価し、その結果に基づく改善・改革を通じて、教育・研究の質の維持・向上を図る」ことを謳っている。この方針に照らし、毎年度の前半は、内部質保証推進体制の下、自己点検・評価活動を行う。この自己点検・評価活動は、学校教育法に基づく自己点検・評価と位置づけ、全学的な見地から行っている。自己点検・評価活動は、内部質保証推進委員会から指示を受けた自己点検・評価委員会が行い、その成果を毎年度の「自己点検・評価報告書」としてとりまとめた上で、9月に内部質保証推進委員会に提出する。9月の内部質保証推進委員会では、自己点検・評価報告書で指摘された問題点についての検証・確認を行い、改善の必要があると判断されるものについては、学長から担当組織の長に対して、改善に向けた指示あるいは依頼が行われる。改善の指示・依頼を受けた担当組織の長は、1か月以内に改善計画を立案し、内部質保証推進委員会に改善計画を提出する。改善計画に、特に問題がなければ、計画は順次実行される。なお、改善計画が中長期に及ぶものについては、計画の確実な履行を担保するため、大学の中期事業計画や会計年度ごとの事業計画に反映させる。中期事業計画や会計年度ごとの事業計画の立案は、別に設置している大学計画検討委員会で行う（資料2-10）。大学計画検討委員会は、内部質保証推進委員会と同様、委員長である学長の下、各組織の長が構成員として参画する組織である。本学では、学長が、内部質保証推進委員会と大学計画検討委員会の両方の委員長を務めることで、自己点検・評価活動により抽出された問題を円滑に次年度以降の計画に反映させる仕組みを構築している。

以上のような内部質保証システムの下、本学は、教育研究活動の質向上を図っている。この内部質保証システムは、2020年度が運用初年度であったが、自己点検・評価で抽出された問題について、実際の改善につながったことや、検討が進んだことがいくつも確認できることから、概ね適切に機能しているといえる（資料2-11）。ただし、前述の大学計画検討委員会については、内部質保証推進委員会との関係性を規程等で明示できておらず、内部質保証推進体制における位置づけが不明瞭であるため、今後の改善が必要である。

図2-2 本学における内部質保証活動の基本的な流れ



＜内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み＞

本学の内部質保証推進委員会は、主に2つの役割を担っている。

1つ目の役割は「内部質保証の推進」である。本学の内部質保証推進委員会の目的は、先述のとおり、教育研究水準の向上を図ることにある。したがって、内部質保証推進委員会は、教育研究活動全体を対象に、PDCAサイクルに基づく管理・支援を行うこととしている。教育研究活動のPDCAサイクルを適切に機能させるための仕組みについては、図2-2で示したとおりである。

2つ目の役割は「教学マネジメント」である。前述のとおり、内部質保証推進委員会は、教育研究活動全体を、PDCAサイクルに基づく管理・支援の対象としているが、なかでも「教育」は、大学にとって特に重要なミッションであることに鑑み、そのマネジメントのための機能を実装している。以下では、内部質保証推進委員会が行う教学マネジメントのための組織体制と手続きについて説明するとともに、それにより得られた活動の成果を記述する。

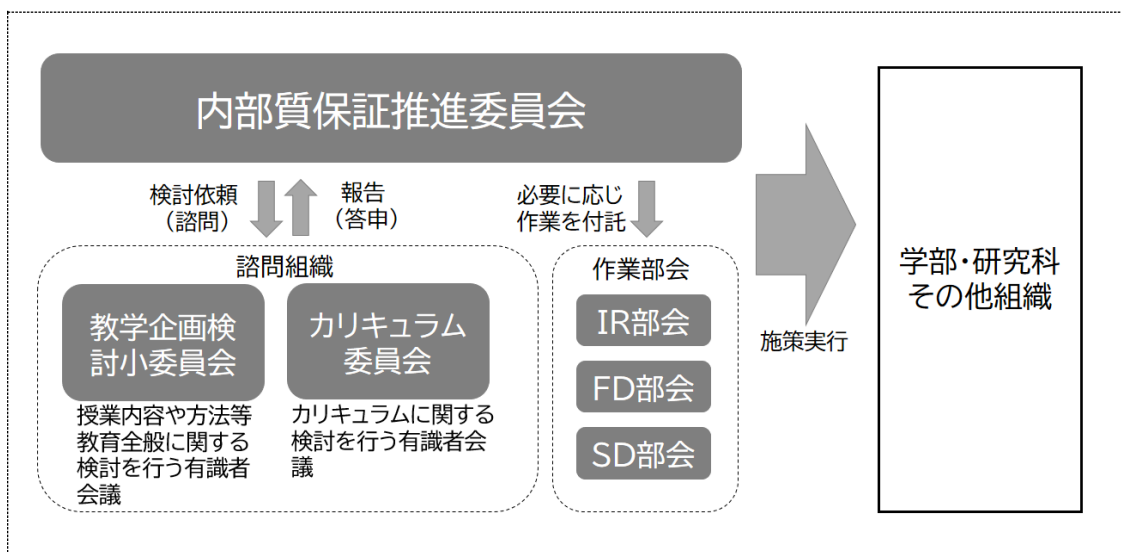
○教学マネジメントのための組織体制

内部質保証推進委員会は、教学マネジメントを行うために、諮問組織として教学企画検討小委員会およびカリキュラム委員会を設置している（資料2-5）。教学企画検討小委員会は、主に内部質保証推進委員会からの諮問により、授業の内容および方法に関する事項、学修成果の測定に関する事項、教育環境に関する事項、教育組織編成および教員組織編成に関する事項、学生支援に関する事項について審議を行い、内部質保証推進委員会に結果を報告する組織である（資料2-5,12）。一方、カリキュラム委員会は、主に内部質保証推進委員会からの諮問により、教育課程および教育プログラムに関する事項について審議を行い、内部質保証推進委員会に結果を報告する組織である（資料2-5,13）。内部質保証推進委員会は、両組織を活用し全学的な見地から、教学マネジメントを行う。

また、内部質保証推進委員会は、前述の2つの委員会のほかに、教学マネジメントを行うにあたり生じる実際の業務を付託するため、必要に応じて部会を設置することができるこ

ととしている（資料2-5）。これにより、2022年3月現在においては、IR部会、FD部会およびSD部会の3つの部会を設置している。

図2-3 教学マネジメントに係る組織体制



○教学マネジメントに係る手続き

・教学企画の検討

内部質保証推進委員会は、全学的な観点から、教学企画に関する様々な検討を行い、施策として実行する。教学企画の具体的な検討は、教学企画検討小委員会に諮問する。内部質保証推進委員会が教学企画検討小委員会に諮問する事項は、「大阪産業大学内部質保証推進委員会規程」第7条第1項第3号に定める教学マネジメントに関する審議事項のうち、(ロ)授業の内容および方法に関する事項、(ハ)学修成果の測定に関する事項、(ニ)教育環境に関する事項、(ホ)教育組織編制および教員組織編制に関する事項、(ヘ)学生支援に関する事項、の5つである。内部質保証推進委員会は、これらの事項に関して、ある程度のビジョンを示した上で、全学的な組織や制度に係る詳細な設計について検討するよう、教学企画検討小委員会に依頼する。

なお、内部質保証推進委員会から教学企画検討小委員会に対しては、これまでに、(1)学習成果の把握および評価に関する具体的な対応の方向性、(2)単位制度の実質化に関する具体的な対応の方向性、(3)成績評価の客観性・厳格性確保に関する具体的な対応の方向性、(4)アドバンストプレイスメントプログラムの拡充の検討、(5)アセスメントプラン策定の具体的方策、の5点を諮問している（資料2-14～16）。

諮問した事項のうち、(1)に関しては、「諮問事項「学習成果の把握および評価に関する具体的な対応の方向性」（令和2年9月）および「アセスメントプラン策定の具体的な方策」（令和3年9月）への答申」（2021年10月15日）として、2021年10月の内部質保証推進委員会で報告された（資料2-17）。内部質保証推進委員会は、この報告を受け、10月の委員会において速やかに審議を行い、学習成果の把握および評価に関する施策の実行を決定した（資料2-18）。なお、これに関しては、第4章で詳述する。

・カリキュラムに関する検討

内部質保証推進委員会は、前述のとおり、教学企画検討小委員会への諮問を通じ、教学企画に関する様々な検討を行う。ただし、教育課程および教育プログラム（以後、本章においては「カリキュラム」という）に関しては、学生の学習成果に特に大きな影響を与えるものであると考えられるため、教学企画検討小委員会とは別に、カリキュラム委員会を設置し、そこに具体的な検討を諮問することとしている。

内部質保証推進委員会からカリキュラム委員会に諮問する主な事項は、(1)全学的なカリキュラムの編成方針に関する事項、(2)カリキュラムの評価に関する事項である。

(1)に関しては、これまでのところ諮問を行った実績はないが、**Society5.0**社会の実現をはじめとする予測不可能な時代の到来や、それに関連する高等学校学習指導要領の改訂等、高等教育を取り巻く様々な情勢の変化を踏まえ、全学的なカリキュラム編成方針を示す必要が生じていることから、近く諮問を行うことを予定している。

(2)に関しては、別途申し合わせを定め、カリキュラム改正案に対する評価と、既存のカリキュラムに対する評価について、それぞれ諮問することとしている。前者は、カリキュラムの改正を行おうとする学科や専攻に対し、カリキュラム改正に係る資料の提出を求め、それに対する評価を行うといったものであり、すでにいくつかの活動実績がある(資料2-19～26)。一方、後者は、学科・専攻の既存のカリキュラムについて、学生の学習成果に関する資料を基に評価を行うものである。これに関しては、**2021**年度末に初めて実施する予定としている(資料2-18)。これら、カリキュラム評価に関しても、第4章で詳述する。

・施策の実行

上述のように、内部質保証推進委員会は、教学企画検討小委員会とカリキュラム委員会の2つの諮問組織を活用しながら、教学企画やカリキュラムに関する具体的施策を立案し、実行する。

すでに述べたとおり、施策の実行にあたり、実務が生じる場合は、委員会の下に設置している部会に業務を付託する。**2022**年3月現在設置している部会は、**IR**部会、**FD**部会および**SD**部会の3つである。**IR**部会は、さまざまな施策の実行に際し、情報の収集や分析の必要が生じた際に、業務の付託を行うための組織である。主な付託業務は、授業改善のためのアンケート実施や、学習成果の把握・評価のための情報収集等である。**FD**部会は、授業改善や教員の教育力向上に係る施策の実行に際し、実際に生ずる業務を付託するための組織である。主な付託業務は、全学的な**FD**研修の実施や、各組織が行う**FD**活動の把握・管理である。**SD**部会は、教育研究活動の運営に係る職員の資質・能力向上に資する施策の実行に際し、実際に生ずる業務を付託するための組織である。主な付託業務は、**SD**研修の実施である。

内部質保証推進委員会は、これらの部会を活用しながら、教学マネジメントに係る具体的施策を自ら実行することで、全学、各組織、各教員のそれぞれレベルにおける教育の**PDCA**が機能するよう、適切な支援を行っている。

○内部質保証に係る活動の成果

現在、内部質保証推進委員会が直接実行を担っている施策は、授業改善のためのアンケ

ートの実施、FD研修の実施、SD研修の実施、シラバス第三者チェックの統括、学生調査の実施、学習成果の把握・評価に係る施策の実施などが挙げられる。それぞれの詳細は、後の章で述べることにするが、ここでは、近年成果を上げた具体的な取り組み事例をいくつか記載する。

・COVID-19の影響下における教育の質保証に向けた取り組み

2020年度および2021年度は、COVID-19の影響により、非対面式授業が中心とならざるをえなかったことから、内部質保証推進委員会は、非対面式授業においても教育の質が担保されるよう、先述の部会を活用して様々な措置を講じた。

まず、2020年4月に、FD部会が中心となり、非対面式授業の実施に関し必要な情報や、本学での好事例を集約し、大学のWebサイトに掲載した（資料2-27【ウェブ】）。これにより、全学的な情報共有が可能となり、非対面式授業の円滑な導入につながった。

また、2020年度の後期には、非対面式授業のさらなる円滑な実施を図るため、IR部会が、授業改善のためのアンケートの設問内容の調整を行った（資料2-28）。これにより、非対面式授業の実施実態や、それに対する学生の評価を、詳細に把握することが可能となった。

さらに、2021年8月には、FD部会が、非対面式授業の実践に関する要素を含んだ「アクティブ・ラーニングに関するFD研修会」を実施した（資料2-29）。この研修では、アクティブ・ラーニングの実践に関する知見を持つ本学教員による講演に加え、有志教員によるディスカッションを実施した。これにより、COVID-19の影響下における授業運営の悩みや不安、あるいは工夫について、教員間の情報共有につながるなど、一定の成果があった（資料2-30）。

・内部質保証に関する理解を促進するためのSD研修

すでに述べたように、本学は、2020年度より、新たな内部質保証システムを運用している。それにより、組織体制や手続きは大幅に改善されたが、内部質保証システムの機能的有効性をさらに高めるためには、内部質保証システムに関する構成員の理解の向上が不可欠と考え、2021年2月に、SD部会の企画により、「内部質保証に関する理解向上のための研修会」と題したSD研修会を実施した（資料2-31）。この研修会では、認証評価機関から迎えた講師による基調講演の後、当該講師と学長によるトークセッションとして、本学の内部質保証システムの公開レビューを行った。トークセッションでは、学長が、本学の内部質保証システムを自ら説明するとともに、公開の場で、認証評価機関から迎えた講師による質問に応答することで、内部質保証に関する構成員の理解向上を図った。研修会の参加者に対して行った事後のアンケートにおいては、研修会の内容に対する高い満足度を確認することができた（資料2-32）。また、本学の内部質保証システムに関する新たな課題の発見にもつながるなど、大変有意な成果を得ることができた。

<学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施及びそれに基づく改善・向上の計画的な実施>

すでに述べたとおり、本学は、学校教育法に基づく自己点検・評価を毎年度行っている（資料2-33【ウェブ】）。自己点検・評価活動は、内部質保証推進委員会が活動全体を統括し、その下で、自己点検・評価委員会が実際の自己点検・評価を実施する体制としている

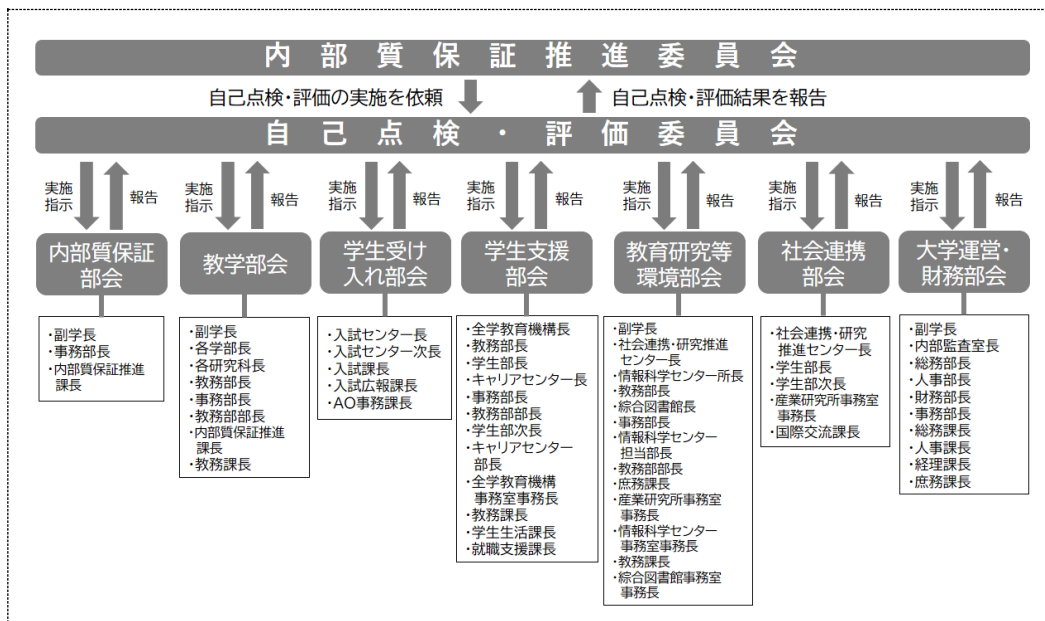
(資料 2-5,34)。自己点検・評価委員会は、下部組織として、内部質保証部会、教学部会、教育研究等環境部会、学生受け入れ部会、学生支援部会、社会連携部会および大学運営・財務部会の 7 つの部会を置いている。7 つの部会には、それぞれ部会長を置き、各部会長は、自己点検・評価委員会の構成員となる。

このような体制の下、毎年度 4 月の内部質保証推進委員会において、当年度の自己点検・評価活動の大綱を示し、自己点検・評価活動が始まる (資料 2-35)。内部質保証推進委員会が自己点検・評価活動の大綱を示した後、自己点検・評価委員会委員長は、速やかに自己点検・評価委員会を開催する。自己点検・評価委員会委員長は、自己点検・評価委員会において、各部会長に対し、指定の点検・評価項目に沿って自己点検・評価活動を行うよう指示する。これを受け、各部会長は、5 月中旬から下旬にかけてそれぞれの部会を開催し、指定の点検・評価項目に沿って、詳細な自己点検・評価を実施する。各部会には、点検・評価項目に関連する組織の管理職層が構成員として参画しており、各構成員は、部会長からの指示の下、自組織に関連する点検・評価項目について自己点検・評価を行う。各部会は、主に事務組織の管理職によって構成されるが、教学部会については、3 つのポリシーに基づいて展開される教育の点検・評価を行うため、学部長・研究科長が主な構成員となる。このような仕組みにより、本学では、学部・研究科および事務組織が、それぞれ定期的に自己点検・評価を行っている (図 2-3)。

また、先述のとおり、自己点検・評価の結果は、内部質保証推進委員会で確認され、改善が必要と判断される事項については、学長から担当組織の長に対し、改善計画の立案が求められる。その際、各組織の長は、組織内で改善に関する検討を行った上で、内部質保証推進委員会から示される「改善計画シート」の様式に沿って、改善計画を策定し、内部質保証推進委員会に報告する (資料 2-36)。内部質保証推進委員会において、改善計画が承認されれば、計画は実行に移される。

以上のように、本学は、学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施及びそれに基づく改善・向上の計画的な実施を可能とするための仕組みを整備している。

図2-4 本学の自己点検・評価実施体制



<行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応>

○設置計画履行状況等調査

本学は、2017年度に、国際学部国際学科、スポーツ健康学部スポーツ健康学科およびデザイン工学部環境理工学科を、改組により届出設置した。これらについて、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」に基づき、設置計画履行状況報告書を、2017年度から完成年度である2020年度まで毎年提出した（資料2-37～48）。なお、環境理工学科の専任教員2名が完成年度を迎える前に退職したことを理由に、2020年度に文部科学省から指摘を受けたため、2021年度に改めて設置計画履行状況報告書を提出した（資料2-49）。

○会計検査院による実地検査における指摘事項への対応

本学は、2018年12月3日から12月5日までの3日間、会計検査院から、2016年度および2017年度の私立大学等経常費補助金等に係る実地検査を受けた。実地検査終了後、一般補助で1件（障害のある学生の受入れに伴う補助金）、特別補助で1件（海外からの学生の受入れに伴う補助金）、それぞれ補助対象とならない学生を含めて申請していた可能性があるとの指摘を受け、私学事業団を通じて継続調査を行うこととなった（資料2-50）。以来、2019年度に至るまで複数回にわたり、私学事業団および会計検査院へ追加資料を提出し対応した結果、本学には不当と認められる事項はなかった。ただし、海外からの学生の受入れに関しては、留学生の受入れ人数の申請が過大であったと指摘されたことから、一部補助金の返還を行った（資料2-51）。

○認証評価機関による指摘事項への対応

本学は、2015年度に受審した大学基準協会による機関別認証評価において、「教員・教員組織」「管理運営」および「内部質保証」の3点に関して重大な問題が指摘された。それにより、評価結果は、3年間の期限付適合（2016年4月1日から2019年3月31日まで）となった。この3点は、必ず実現すべき改善事項とされ、それぞれに改善を施した上で、2018年度までに再評価を受審する必要性が生じた。また、このほかにも、一層の改善が期待される事項として、10点の問題が指摘された。これら合わせて13点について改善を行うため、教学マネジメント委員会を中心とする内部質保証推進体制の下、各事項に関する改善を行い、2018年4月に大学基準協会に再評価申請書を提出した（資料2-52）。

再評価の結果、本学は、大学基準協会の大学基準に適合していると認定され、2019年4月1日から2023年3月31日までが新たな適合期間となった。ただし、「教育内容・方法・成果」「学生の受け入れ」および「内部質保証」については、それぞれ努力課題が提言され、今後の改善が求められた（資料1-17）。「教育内容・方法・成果」に関しては、経営・流同学研究科経営・流通専攻博士前期課程及び博士後期課程の教育課程の編成・実施方針において、教育課程や内容についての考え方が具体的に示されていないため、改善を求められた。これを踏まえ、2021年12月の内部質保証推進委員会では、当該研究科・専攻に対し、教育課程の編成・実施方針の改善を求めた（資料2-53）。「学生の受け入れ」に関しては、大学院の収容定員に対する在籍学生数比率や、学部編入学定員に対する編入学生数比率の

数値が著しく低かったことから、改善を求められた。これらの対応については、第5章で詳述する。「内部質保証」については、内部質保証体制構築のために新設した会議体が非常に多かったことから、それらの運営や役割の適切性について適宜検証を行いながら、内部質保証システムを有効に機能させていくよう提言された。これに関する対応については、本章ですでに述べたとおりである。

＜点検・評価における客観性、妥当性の確保＞

本学は、自己点検・評価結果の客観性、妥当性を確保するため、外部評価委員会を設置している。外部評価委員会の構成員は、「大阪産業大学自己点検・評価規程細則」により、(1)大学等の教育機関の教員、(2)地元行政から推薦を受けた者、(3)地元産業界から推薦を受けた者、(4)本学校友会および後援会から推薦を受けた者、(5)その他大学に関して高い見識を有する者、と定めている（資料 2-54）。ただし、理事または評議員等、本学の運営に関わる者は構成員になることができない。

すでに述べたとおり、本学は、学校教育法に基づく自己点検・評価を毎年度実施し、自己点検・評価報告書を作成することとしている。自己点検・評価委員会は、毎年7月頃に自己点検・評価報告書の原案を作成し、9月に内部質保証推進委員会に提出するが、その過程で、外部評価委員会に対し、自己点検・評価結果に関する評価・検証を依頼する。外部評価委員会は、自己点検・評価委員会からの依頼により、自己点検・評価報告書（原案）に基づく評価・検証を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告する（資料 2-55～57）。自己点検・評価委員会は、外部評価委員会からの指摘や提言を踏まえ、自己点検・評価報告書（原案）に修正を加え、自己点検・評価報告書を完成させる。本学では、このような手続きにより、自己点検・評価結果の客観性と妥当性の確保に努めている。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

＜教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表＞

本学は、「学校法人大阪産業大学情報公開規程」に基づき、学園の活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、学園の構成員による自律的な運営および教育研究の質の向上に資することを目的とし、情報の公表を行うこととしている（資料2-58）。公表する情報の種類については、同規程の中で、(1)学校法人および学校の基本情報、(2)財務および経営に関する情報、(3)教育・研究活動に関する情報、(4)学生生活・課外活動に関する情報、(5)国際交流・社会貢献活動に関する情報、(6)進路・進路支援に関する情報、(7)校地・校舎等の施設・設備に関する情報、(8)設置する学校の評価に関する情報、(9)コンプライアンスに関する情報、と定めている。

さらに、「学校法人大阪産業大学情報公開規程に関する細則」において、それらの細目

を規定している（資料2-59）。これらの規則を踏まえ、本学は、主に以下のような情報をWebサイトで公表している。

○教育研究活動

学校教育法施行規則第172条の2の規定に則して、教育研究活動等の状況に関する情報を公表している（資料1-9【ウェブ】）。また、2018年度からは、学習時間・学修成果等に関する学生調査結果や、授業改善のためのアンケート結果等、法令で定められている事項以外の情報も積極的に公表している（資料2-60【ウェブ】、61【ウェブ】）。

○自己点検・評価結果

学校教育法第109条の規定に基づき、自己点検・評価報告書を公表するとともに、認証評価機関による認証評価結果も公表している（資料2-33【ウェブ】）。

○財務情報

財務情報の積極的な公表を求める文部科学省による諸通知や、私立学校法第47条の趣旨に鑑み、貸借対照表、収支計算書、財産目録、事業報告書および監査報告書等の決算に関わる情報の公表を行うとともに、予算に関する情報も併せて公表している（資料2-62【ウェブ】）。

○その他

「我が国の高等教育の将来像（答申）」（2005年1月 中央教育審議会）において、設置審査等の過程に関する情報を積極的に開示することが求められたことを踏まえ、2017年度に改組により届出設置した2学部・1学科の届出書類を公表している。また、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」に基づき、それらの設置計画履行状況報告書を公表している（資料2-63【ウェブ】）。

このほか、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づき、教員養成の状況等、教職課程に関する情報について、本学教職課程のWebサイト上で公表している（資料2-64【ウェブ】）。

<公表する情報の正確性、信頼性>

本学園は、「学校法人大阪産業大学情報公開規程」により、部長職位者を各事務組織の情報管理責任者として位置づけ、情報の適正な管理と公開を義務付けている（資料2-58）。その下で、各事務部署において、正確性と信頼性を重視しながら情報公表を行っている。

<公表する情報の適切な更新>

学校教育法施行規則第172条の2の規定に係る情報については、庶務課の広報担当者が、各事務部署から公表のための情報を収集し、毎年度更新している。その他の情報は、各事務部署に配置されているWeb担当者が、庶務課の広報担当者と連携し、それぞれ適切な時期に情報を更新している。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

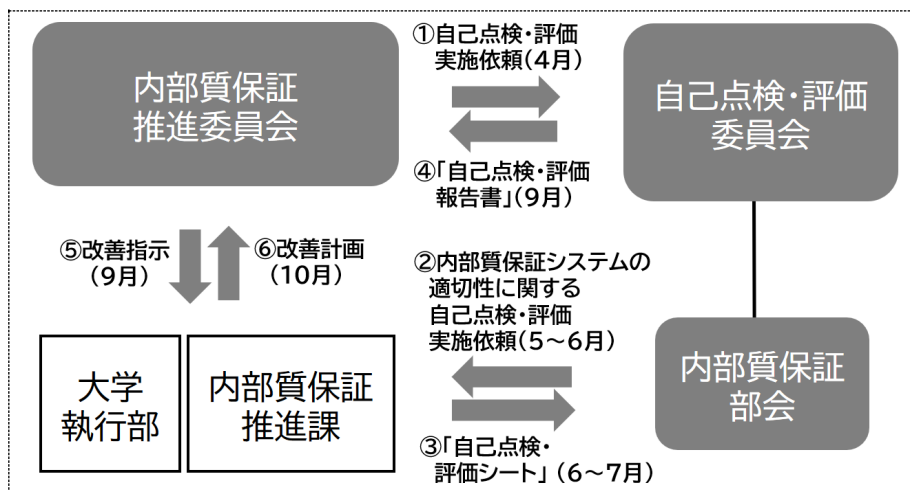
評価の視点 1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
 評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
 評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

<内部質保証システムの適切性に関する定期的な点検・評価及び点検・評価結果に基づく改善・向上>

内部質保証システムの適切性については、毎年5～7月に、自己点検・評価委員会内部質保証部会において点検・評価を行う。内部質保証システムの適切性に関する点検・評価は、これまでの自己点検・評価活動で明らかとなった問題に対する改善計画の進捗状況や、内部質保証推進委員会の事務を所管する内部質保証推進課が期末に実施する業務総括などの情報に基づいて行う。点検・評価結果は、「自己点検・評価報告書」を通じて、9月の内部質保証推進委員会で確認され、内部質保証システムに改善の必要が認められる場合は、大学執行部と内部質保証推進課が改善・向上に向けた検討を行う。

なお、2021年度の点検・評価においては、内部質保証推進体制における計画検討委員会の位置づけが不明瞭であることや、内部質保証システムの運用マニュアル策定の必要性が指摘された。

図2-5 内部質保証システムの適切性に係る定期的な点検・評価と改善・向上の流れ



(2) 長所・特色

本学の内部質保証システムの特長として、以下の2点が挙げられる。

1 点目は、自己点検・評価の結果を、改善・向上に繋げるための仕組みが確立している点である。本学では、すでに述べたとおり、学校教育法に基づく自己点検・評価を毎年度行い、その結果を自己点検・評価報告書としてとりまとめている。その内容に基づき、毎年度秋頃、内部質保証推進委員会において、学長からの改善指示・依頼およびそれを受けた各組織長による改善計画案の報告が行われる。改善計画の立案にあたっては、その確実な履行を促すため、「改善計画シート」の作成を各組織長に求めている。改善計画シート

については、半期ごとに、進捗確認および計画修正等のメンテナンスを行う機会を設けており、各組織長は適宜メンテナンスを行ったうえで、その結果を内部質保証推進委員会に報告する。これにより、内部質保証推進委員会は、計画の進捗状況を把握することができるとともに、必要に応じてマネジメントを行うことが可能となる。また、計画の進捗状況は、自己点検・評価にも活用される。このような仕組みにより、本学は、教育研究活動のPDCAサイクルが適切に機能するよう努めている。

2点目は、教学マネジメント機能を実質化させるための仕組みを取り入れている点である。内部質保証推進委員会が、「内部質保証の推進」とともに「教学マネジメント」の役割を担っていることはすでに述べたが、当委員会は学長、副学長をはじめ教学系の部長職を中心とする審議機関であり、教学マネジメントに係る企画・立案を自ら行うことは困難である。そこで、内部質保証推進委員会の下に、教学企画検討小委員会やカリキュラム委員会といった諮問組織を設置し、教学マネジメントに係る詳細な検討はそれらの組織に委ねることとしている。また、内部質保証推進委員会で決定した教学マネジメントに係る施策を実行するため、IR部会、FD部会、SD部会といった作業部会を設置し、それらの部会に実際の業務を付託することとしている。本学は、このような組織体制により、内部質保証推進委員会による教学マネジメント機能の実質化を図っている。

以上のように、本学の内部質保証システムは、PDCAサイクルに則した教育研究活動の展開を可能にする仕組みとともに、教学マネジメントを行うための機能を実装しており、内部質保証の最も重要な目的である「教育の質向上」を実現するために必要十分な機能を備えたものであるといえることができる。

(3). 問題点

なし

(4). 全体のまとめ

本学は、2015年度に受審した大学基準協会による機関別認証評価において、内部質保証システムの構築が不十分である旨の指摘を受けたことを契機として、同年、内部質保証システムの構築に向けた本格的な取り組みを開始し、2018年度に、教学マネジメント委員会を中心とする内部質保証システムを構築した。この内部質保証システムは、2018年度に受審した大学基準協会による再評価において、一定の評価を得ることができたものの、2019年度の自己点検・評価により、組織体制や手続きに関する様々な課題が明らかとなったことから、2020年度に向け、あらためて内部質保証システムの見直しを行うこととした。

2020年度以降の内部質保証システムでは、「内部質保証の推進」と「教学マネジメント」という2つの役割を果たすための組織体制と手続きを整えた。まず、内部質保証推進委員会を中心に、自己点検・評価とそれに基づく改善・向上に向けた手続きを毎年度行うことにより、教育研究活動の質向上を継続的に図っていくための基本的な仕組みを確立した。中でも、毎年度自己点検・評価活動を実施することと、自己点検・評価活動により抽出された問題の確実な改善・向上を図るための「改善計画シート」を導入した点は、本学の内部質保証システムの特長の1つであるといえる。そのうえで、内部質保証システムの最も重要な目的である「教育の質向上」を実現するため、内部質保証推進委員会の下に、教学企

画検討小委員会とカリキュラム委員会という2つの諮問組織、ならびにIR部会、FD部会、SD部会といった3つの作業部会を設置し、教学マネジメントに関する機能を実質化した。これにより、教育課程や教育内容、教育方法などについて、「学修者本位の教育の実現」という観点からの全学的な議論・検討が可能となった。特に、カリキュラム委員会においては、他学科教員によるカリキュラム評価という取り組みが定着しつつあり、本学における「質文化」の醸成に大きく貢献している。

以上のように本学は、2015年度以降内部質保証システムの構築・改善を進め、その下で教育研究活動の改善・向上に関する取り組みを着実に積み重ねてきた。今後に向けた課題としては、(1)内部質保証推進体制のさらなる見直し、(2)内部質保証システムの運用に関するマニュアルの策定、(3)内部質保証の推進に関する全学的な理解の形成の3点が挙げられる。(1)については、現状説明でも述べたように、内部質保証システムにおける大学計画検討委員会の位置づけを明確化する必要がある。(2)に関しては、内部質保証システムの運用に関し、規程で明示されていない部分を補完するための詳細なマニュアルの作成が求められる。(3)については、学内研修会の継続的な実施等により、組織の構成員に対し、内部質保証に関する理解促進のための機会を定期的に提供することなどが必要である。

本学は、教育研究の質向上を図るため、今後も内部質保証システムの適切性に関する定期的な検証と改善を重ね、内部質保証システムの機能的有効性の確保に努めていく。

第3章. 教育研究組織

(1). 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点 1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点 2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点 3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性>

○大学

本学は、幅広い専門知識と深い専門の学術の教授、教養・倫理観の養成、応用展開能力を持った実践的な人材の養成を行うとともに、文化の向上や産業・交通の発展に寄与することを謳う本学の理念・目的に応じ、国際学部、スポーツ健康学部、経営学部、経済学部、デザイン工学部、工学部の6学部（13学科）を設置し、教育研究活動を展開している（資料1-1）。このような学部構成により、国際化、情報化、少子高齢化の進展により複雑多様化する社会や、自然災害、温暖化などの環境問題に対応しうる様々な人材を養成することで、大学の理念・目的を実現しうるという観点から、本学の学部・学科構成は適切であるといえる。

○大学院

本学は、学術の理論およびその応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することや、高度の専門性を要する職業等に必要な能力の養成を謳う本学大学院の理念・目的に応じ、人間環境学研究科、経営・流通学研究科、経済学研究科、工学研究科の4研究科（博士前期課程10専攻、博士後期課程5専攻）を設置し、教育研究活動を展開している（資料1-2）。これらは、大学の6学部（13学科）を基礎学部として、大学と同様に多様な学問分野による研究科・専攻構成としており、学問の動向や社会の要請に応じた様々な人材養成を行っている。

なお、現在の研究科・専攻の構成は2012年度以来変更していないが、その間、工学研究科の基礎学部である工学部と、人間環境学研究科の基礎学部である人間環境学部の改組を行ったため、今後はそれに応じた大学院の改組を検討する必要がある（資料3-1【ウェブ】）。また、後の章でも述べるが、大学院においては、ほとんどの研究科・専攻で、収容定員未充足が積年の課題となっている。これらにより、現在の研究科・専攻の構成は必ずしも適切なものであるとはいえない。

<大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性>

本学は、大学の理念・目的をより高度に実現するため、以下の組織を設置している。

○全学教育機構

本学は、学生の基礎的学力の向上、全学教育の提供、実践的教育の提供を目的に、全学教育機構を設置している（資料 3-2）。全学教育機構の下には、全学に共通する教育の指導・支援を行う高等教育センター、教職教育の指導・支援を行う教職教育センター、工学系・技術系の実践教育の指導・支援を行うテクニカルセンターを設置し、各センターに専任教員と事務室を置いて業務を執り行っている。

高等教育センターは、各学部・学科に対し、総合教育科目や自然科学系専門基礎科目の授業を提供するほか、学習支援センター、ランゲージカフェなど全学共通の教育施設の管理・運営や、入学前教育の実施などを担っている。また、アクティブ・ラーニングに関する知見を有する教員を数名配置しており、当該教員による FD 等を通じて、各学部・学科における新たな教育手法の導入を側面から支援している（資料 3-3）。

教職教育センターは、本学の教職課程を全学的な観点から運営する組織である。本学は、いわゆる「開放制教員養成制度」の下、学士課程のすべての学科ならびに大学院博士前期課程のうち、人間環境学専攻をのぞくすべての専攻において、教職課程を設置している（資料 3-4）。教職教育センターは、教職課程に係るカリキュラム編成や履修指導、法令手続き等を一元的に執り行うことで、各学科・専攻における教職課程の効果的・効率的な実施を支援している。また、公立高校教諭出身の専任教員をはじめとするセンター所属の教員が、教員採用試験対策指導を積極的に行っており、毎年一定数の中学校、高等学校教員を輩出している（資料 3-5,6）。

テクニカルセンターは、自動車部門と技術部門から成る。自動車部門は、工学部交通機械工学科と連携し、当該学科の 2 級自動車整備士養成コースの授業科目のサポートを行っている。技術部門は、その他の学科の体験・実践系授業科目のサポートを行っている（資料 3-7【ウェブ】）。

また、全学教育機構は、本学の特色ある取り組みである「プロジェクト共育」を統括し、本学学生の社会人基礎力養成に寄与している。「プロジェクト共育」については第 7 章で詳述する。

○産業研究所

本学は、学則第 45 条に基づき、産業研究所を設置している（資料 1-1）。産業研究所は、大阪産業大学大学院および大阪産業大学の学術研究の発展に資することを目的としており、その目的を達成するため次の業務を行っている（資料 3-8）。

- (1) 学術研究および調査
- (2) 前号に関する資料、資材および備品の購入および管理
- (3) 研究所の研究および調査に関する刊行物の出版
- (4) その他、研究所の目的達成のため適当と認める事業

また、上記業務を遂行するため、産業研究所に学内研究組織と事務室を置いている。

○新産業研究開発センター

本学は、研究の推進を図り、広く社会に貢献することを目的に、新産業研究開発センターを設置している（資料 3-9）。本センターは、本学が積極的に取り組んでいる産学官連携の拠点施設となるもので、国の省庁およびその外郭機関の競争的研究費による研究事業、地方行政およびその関係機関の公的研究費による研究事業、研究助成財団等の研究費による研究事業等の遂行に活用されている。

＜教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮＞

本学は学問動向や社会的要請を踏まえ、教育研究組織の見直しを適宜行っている。

近年の学部学科の改組については、2017 年度に行った人間環境学部の再編が挙げられる。それまで、人間環境学部は文化コミュニケーション学科、生活環境学科、スポーツ健康学科の 3 学科体制で運営していたが、教育研究の国際展開、多発する自然災害や環境問題、スポーツ文化の価値や関心の高まりといった学問動向や社会の情勢を踏まえ改組を行った。改組により、人間環境学部を廃止した上で、文化コミュニケーション学科を国際学部国際学科に、スポーツ健康学科をスポーツ健康学部スポーツ健康学科に、それぞれ新たな学部として改組設置するとともに、生活環境学科については環境理工学科と改めた上で既設のデザイン工学部に組み入れた（資料 3-10～12）。

また、2018 年度には理事長と学長の命により、10 年後を見据えた学部学科構想を検討するための「将来構想提言プロジェクト」が設置され、理事長および学長から任命された教育職員と事務職員の協働により様々な角度から検討が行われた。「将来構想提言プロジェクト」は、少子高齢化の進展や 10 年後の学問動向を見据え、工学部 4 学科とデザイン工学部 3 学科を段階的に再編し、最終的には伝統的な工学 5 分野（機械、土木、電気、建築、情報）による 1 学部 5 学科編成とすることや、学生や社会のニーズに合わせた文系学部のカリキュラム改編などを結論としてまとめ、理事長と学長に提言した（資料 3-13～15）。なお、本提言は 2021 年 7 月現在において実行には至っておらず、本学の学部学科再編の将来構想は引き続き検討課題となっている。

そのほか、直近では工学部電子情報通信工学科の学科名称を 2023 年度から「電気電子情報工学科」に変更することを予定している。電子情報通信工学科はこれまで、電子・情報・通信分野の学習を通じてユビキタス情報化社会、高度情報化社会に対応できる人材養成を目指していたが、情報分野におけるデータ指向、電気分野における電動化という世の中の動向を踏まえ、2018 年度よりカリキュラムの大幅改正を行った（資料 3-16）。これにより、同学科は電子情報工学コース、電気電子工学コースおよび自然エネルギーコースの 3 つの履修コースによる教育課程を実施してきた。さらに、持続可能な社会や脱炭素社会の実現に向けた国際社会の動向を踏まえ、2021 年度には自然エネルギーコースを発展的に解消し、その内容を電気電子工学コースに組み入れることとした（資料 3-17）。これにより、今後は、発電や自然エネルギー分野に強い技術者のさらなる養成に繋がることが期待できる。以上のようなカリキュラム改正や履修コースの再編を経て、今後に向けた電子情報分野、電気電子分野への取り組みをさらに明確にするため、同学科は 2023 年度から学科名称を変更することとした。また、学科名称の変更に合わせ、当学科を基礎学部としている大学院工学研究科電子情報通信工学専攻（博士前期課程）の名称も、2023 年度から「電

気電子情報工学専攻」に変更する予定である。

以上のように本学は、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等を踏まえ、適切な教育研究組織構成となるよう配慮を行っている。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

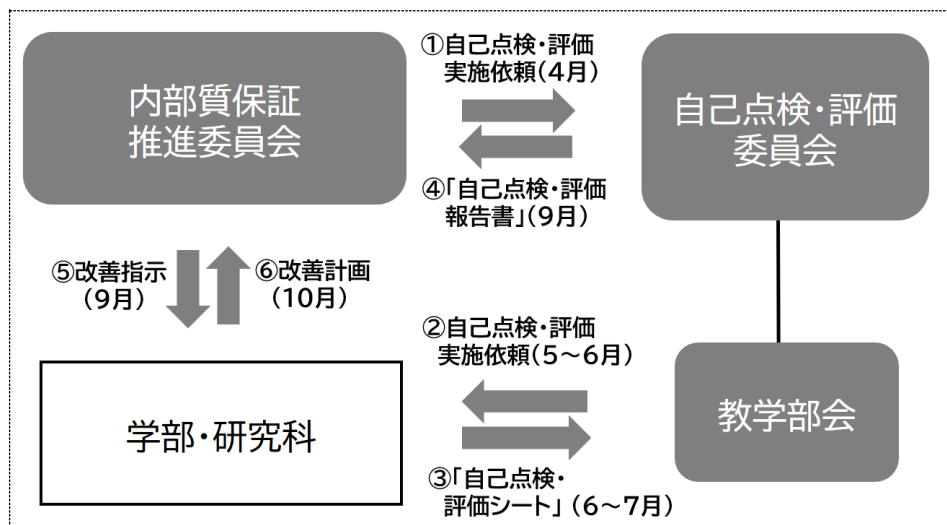
評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<教育研究組織の適切性の定期的な点検・評価と改善・向上>

教育研究組織の適切性については、毎年度4～7月に行う学校教育法に基づく自己点検・評価活動の中で検証している。検証を担う組織は、各学部長・研究科長が構成員として参画する自己点検・評価委員会教学部会である。自己点検・評価委員会教学部会では、各学部長・研究科長に自己点検・評価シートを配布し、組織ごとの自己点検・評価を求めており、その中に教育研究組織の適切性に係る項目を設定することで具体的な検証を行っている（資料3-18）。検証は、学問や社会の動向と教育課程の整合、志願状況、就職状況、教員組織の適切性等の観点により行われる。各組織によって検証された結果は、教学部会がとりまとめた上で、自己点検・評価委員会が作成する自己点検・評価報告書を通じて内部質保証推進委員会に報告される。自己点検・評価報告書において改善の必要性が指摘された場合は、9月の内部質保証推進委員会の場において、学長から学部長・研究科長に対し、改善指示が行われる。学長から改善指示を受けた学部長・研究科長は、各学部・研究科で検討を行い、10月の内部質保証推進委員会で改善案を提示する。以上のように、本学では教育研究組織の適切性に係る定期的な点検・評価の実施と、それに基づき改善・向上を図るための仕組みを整えている。

図3-1 教育研究組織の適切性に係る定期的な点検・評価と改善・向上の流れ



(2). 長所・特色

なし

(3). 問題点

第5章で詳しく述べるが、本学は大学院における収容定員未充足の問題が深刻となっていることから、社会や学修者のニーズを踏まえ、あらためて教育研究組織の適切性について検証することが求められる。また、人間環境学研究科や工学研究科では、基礎となる学部の改組を行ってから数年が経過しているため、学部との接続性の観点から教育研究組織の適切性についてさらに詳細な点検・評価を行い、必要に応じて改組を検討するなど、具体的な対応が必要である。

(4). 全体のまとめ

本学は、文系、理系、スポーツ系など様々な学問分野の学部・学科から成る総合大学として、複雑多様化する社会に対応しうる様々な人材の養成を通じ、文化の向上や産業・交通の発展に貢献してきた。また、それらの学部を基礎とした大学院の研究科・専攻を設置し、各専攻分野における高度な専門性と能力を具えた人材の養成を図ることで、文化の進展にも寄与してきた。

教育研究組織の適切性については、これまで、学問の動向や社会のニーズなどを踏まえ、全学的な見地から必要に応じて検証し、組織再編や将来構想の検討を行ってきた。さらに、近年の内部質保証推進体制の整備により、教育研究組織の適切性に関する定期的な検証を行い、それを改善につなげる仕組みを確立している。

教育研究組織に係る本学の重要課題としては、大学院の組織構成の見直しが挙げられる。それにあたっては、学問の動向や社会情勢の変化、現在の基礎学部の構成、収容定員充足状況等を踏まえ、内部質保証推進体制の中で、客観的な資料や情報に基づいて適切に行っていく必要がある。また、学部・学科組織の構成に関しても、18歳人口のさらなる減少や、Society5.0時代の到来等に向け、再編も視野に入れた見直しを検討する必要がある。これら、教育研究組織の見直しに関しては、第二期中期事業計画期間中(2022~2024年度)に、学長の下に組織再編に係る会議を立ち上げ、具体的な検討を行っていく予定である(資料1-16)。

本学は、自ら掲げる理念・目的を実現するため、今後も教育研究組織の適切性に係る検証と、それに基づく改善を継続的に行っていく。

第4章. 教育課程・学習成果

(1). 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

<学習成果を明示した卒業認定・学位授与の方針の適切な設定及び公表>

本学の卒業認定・学位授与の方針は、第2章で述べた「大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン」に則り、次のように設定することとしている。まず、卒業認定・学位授与の方針の策定（設定）単位は、全学（大学全体・大学院全体）および学位プログラム（学科、専攻、課程）ごととし、その上で、授与するそれぞれの学位にふさわしい学習成果を設定することとしている。さらに、学士課程における方針の策定にあたっては、「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（2008年12月24日 中央教育審議会）で示された「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」（以下、「学士力指針」）および日本学術会議の「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」を参考に、当該学位にふさわしい学習成果や社会のニーズなどを踏まえ、学生が身に付けるべき資質・能力を明確にすることを求めている。

以下では、本学の卒業認定・学位授与の方針について、具体的事例をもとに説明する。

【大阪産業大学の卒業認定・学位授与の方針】

本学では、建学の精神と教育理念を実現し、社会に幅広く貢献できる能力を身に付けた学生を育成します。人文、社会、自然等に関する幅広い基礎的知識を理解し、専門分野の深い知識に基づいて問題発見とそれを解決する思考・判断能力、主体的に学ぶ意欲と態度、自らの意見を表現する能力を身に付けることを要件とし、所定の単位を修得しかつ卒業論文等に関する学科の基準を満たした学生に卒業を認定し、学位を授与します。

【大阪産業大学大学院の卒業認定・学位授与の方針】

本大学院では、建学の精神と教育理念を実現し、社会に幅広く貢献できる能力を身に付けた学生を育成します。高度に複合化した産業社会において、専門分野における高度な理論とその応用力を養成し、グローバルな視点から将来の課題を発見しかつ主体的に解決する能力と、豊かな学識に基づくコミュニケーション能力と倫理観を身につけることを要件とし、所定の単位を修得しかつ修士論文もしくは博士論文の審査および最終試験に合格した学生に修了を認定し、学位を授与します。

上記は、大学全体および大学院全体の卒業認定・学位授与の方針である。これらの方針は、様々な学問分野から成る総合大学としての本学の特性を考慮し、大綱的な内容にとどめている。これにより、各学科・専攻等の方針との整合性の確保を図っている。

次に、各学科、専攻、課程における卒業認定・学位授与の方針の具体例として、国際学部国際学科、大学院人間環境学研究科人間環境学専攻博士前期課程、同博士後期課程の卒業認定・学位授与の方針を示す。

【国際学部国際学科の卒業認定・学位授与の方針】

国際学科では、平和で豊かな国際社会の創造に貢献することを目指す社会人としての意識の涵養という教育目標に基づき、以下の知識・能力を身に付け、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定し、学士（国際学）の学位を授与します。

1. 言語に関する知識と運用能力…日本語または特定の外国語に関する基本的知識と理解、およびこれを用いたコミュニケーション能力
2. 国際文化の理解…世界諸地域の文化・歴史・社会や国際情勢に関する基本的知識と理解
3. 共生意識…世界諸地域と自国、もしくは自分との関係を問い直し、共生意識を育むための知識と理解
4. 社会性…他者との協調のもとに行動、実践し、協働作業に責任をもって取り組む能力
5. 課題解決能力…自らが主体的に課題を立て、これまで獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用することによって、これを解決する能力

【人間環境学研究科人間環境学専攻博士前期課程の卒業認定・学位授与の方針】

人間環境学専攻博士前期課程では、持続可能な社会の構築に向けての実践力を有する人材の育成という教育目標に基づき、以下に掲げる目標を達成し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格した学生に対し、課程の修了を認定し、修士（人間環境学）の学位を授与する。

1. 人間とそれを取りまく環境に関わる広範な知識を体系的に理解している。
2. 環境に関わる情報を論理的に分析する能力を情報リテラシー技能とともに身に付けている。
3. 環境課題を人間系との関わりをもとに発見し、高い倫理観を有している。
4. 自らを律して知識習得・研究活動を進めることができ、研究に関する議論が行えるコミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を備えている。
5. これまでに獲得した知識・技能に基づき、総合的に課題解決を図ることができる。

【人間環境学研究科人間環境学専攻博士後期課程の卒業認定・学位授与の方針】

人間環境学専攻博士後期課程では、人間活動と地球環境の持続可能な社会の構築に向けての実践力を有するとともに、あらたな人間環境学領域の研究を開拓する人材の育成という教育目標に基づき、以下に掲げる目標を達成し、所定の単位を修得し、博士論文の審査および最終試験に合格した学生に対し、課程の修了を認定し、博士（人間環境学）の学位を授与する。

1. 自ら環境に係る課題を見出し、それを解決するための研究計画を立案し、さらに遂行していく能力を獲得している。
2. 高度な専門的業務への従事または研究者として自立し得る専門性を有している。
3. 環境課題を人間系との関わりをもとに発見し、高い倫理観のもとでその解決策を提案できる。
4. 国内外の研究機関および関連分野の研究者に評価される論文を発表し、相互の理解を深化させるコミュニケーション能力を身につけている。

5. 研究に関する総合的判断力、独創性、問題解決能力を当該研究分野および社会においても発揮し、自立した研究者として学問の発展や人間・自然・社会の諸問題の解決に貢献することができる。

上例のように、大学では学科ごと、大学院では専攻・課程ごとに、それぞれ学位課程の修了にあたって学生が身に付けているべき能力(学習成果)を具体的に示している。特に、学士課程については、国際学科の例が示しているように、各学科が知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、統合的な学習経験と創造的思考力といった、いわゆる「学士力指針」に基づいた学習成果を設定している。また、大学院においても、博士前期課程と博士後期課程のそれぞれのレベルに応じた学修成果を適切に設定している。さらに、各方針は、大学全体または大学院全体の方針との整合性が確保されていることも確認できる。

以上により、本学は卒業認定・学位授与の方針を適切に設定している。また、これらの方針は、学校教育法施行規則第172条の2の規定に則し、本学Webサイトにて適切に公表している(資料1-8【ウェブ】、4-1【ウェブ】)。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

＜必要事項を備えた教育課程編成・実施の方針の適切な設定・公表＞

本学では、卒業認定・学位授与の方針と同様に、教育課程編成・実施の方針を、全学(大学全体・大学院全体)および学位プログラム(学科、専攻、課程)ごとに設定している。また、教育課程編成・実施の方針策定にあたっては、先述の「大阪産業大学 3つのポリシー策定に関するガイドライン」の中で、教育課程の体系、内容や、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を具体的に記述するとともに、卒業認定・学位授与の方針との連関性を担保することを求めている。

以下では、本学の教育課程編成・実施の方針について、具体的事例をもとに説明する。

【大阪産業大学の教育課程編成・実施の方針】

本学では、ディプロマ・ポリシーに定めた要件の達成のため、実学に基礎を置きながら、社会に貢献できる人材を育成する教育を行います。そのために学部・学科は、学生が人文、社会、自然の基礎を学ぶ総合教育科目、研究分野の基礎となる専門基礎科目および深い知識と応用を体系的に学ぶことができる専門科目、それらの総合的な知識と理解を基に課題の解決力を養成する卒業論文等を柱とするカリキュラムを編成します。

【大阪産業大学大学院の教育課程編成・実施の方針】

本大学院では、教育理念と教育目的に基づき、ディプロマ・ポリシーに定めた要件の

達成のため、自ら課題を考え解決する能力を有し、社会に貢献できる人材を育成する教育を行います。そのため、それぞれの研究科は、高度な学術の理論と専門知識の応用力を養う講義・演習科目、複雑な産業社会における事象の本質を把握し、課題を自ら設定して解決していく能力を身に付けるための修士論文もしくは博士論文等の研究指導を中心とするカリキュラムを編成します。

上記は、大学全体および大学院全体の教育課程編成・実施の方針である。これらの方針は、卒業認定・学位授与の方針と同様、様々な学問分野から成る総合大学としての本学の特性を考慮し、大綱的な内容にとどめている。これにより、各学科・専攻等の方針との整合性の確保を図っている。

次に、各学科、専攻、課程における教育課程編成・実施の方針の具体例として、国際学部国際学科、大学院人間環境学研究科人間環境学専攻博士前期課程、同博士後期課程の教育課程編成・実施の方針を示す。

【国際学部国際学科の教育課程編成・実施の方針】

国際学科では、ディプロマ・ポリシーで示した知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、課題解決能力などを身に付けるため、以下のような教育課程を編成・実施します。

1. 国際学科の教育課程は「総合教育科目」「専門教育科目」「実践教育科目」の3つの科目区分によって構成されます。
 - ・「総合教育科目」は、教養教育科目、言語文化科目からなります。学士課程に相応しい幅広い学問分野の素養を身につけるとともに、本学科での専門教育を念頭に置いた基礎学力を養います。
 - ・「専門教育科目」は、国際学部共通科目、専門演習科目、研究科目、卒業プロジェクトからなります。国際学部共通科目で、国際社会における言語文化、コミュニケーション、人間の心理と、それらに関わる今日的課題を学ぶ一方、専門演習科目・研究科目に英語分野、日本語分野、中国語分野、国際・地域研究分野を設け、各言語・地域の専門性に特化した知識と言語能力を修得します。また学士課程での学びの成果を総合的に活用するための卒業プロジェクトの学修を義務づけます。
 - ・「実践教育科目」では、アクティブ・ラーニングの手法を積極的に導入し、専攻分野への理解と関心を深めるとともに、課題の発見、調査、分析、解決などの能力を育成します。
2. 各科目の配当年次は、次のように定めます。
 - ・1年次は、「総合教育科目」中の大部分の科目、「専門教育科目」の一部科目、「実践教育科目」では「入門演習1・2」などの導入科目を履修し、大学での学修に必要な基礎学力を身につけます。
 - ・2年次は、「総合教育科目」では言語文化科目の一部科目、「専門教育科目」の多くの科目、「実践教育科目」では「リサーチ・リテラシ演習1・2」など多様なアクティブ・ラーニング系科目を履修し、専門教育への意識を高め、スタディ・スキルをさらに向上させることを目指します。

- ・3年次は、「専門教育科目」の多くの科目を中心に履修します。とくに「ゼミナール1・2」では、1・2年次を通じて修得してきた専攻分野に対する基礎的な理解を、演習形式の授業を通じて、より専門的な知見へと発展させます。
- ・4年次は、「ゼミナール3・4」など「専門教育科目」の一部科目を履修し、大学での学びの集大成を行います。

【人間環境学研究科人間環境学専攻博士前期課程の教育課程編成・実施の方針】

人間環境学は、人間をとりまく科学技術、文化、経済などと環境の相互作用を扱う、従来分野の境界領域に位置する新しい学問分野であるため、都市・自然環境領域と文化・心身環境領域をバランスよく配置したコースワーク科目群を編成し、関連する領域の学問的成果を幅広く採り入れるとともに、能動的な学修が行えるようにします。一方、リサーチワーク科目はこうした知識をもとに学際的な研究活動を行い、修士論文として結実させようとするものですが、1年次においては、多様な分野からの入学者が適切な学修計画を立て、主体的な学びを实践できるようにする初年次教育の性格を兼ね備え、2年次においてはさらにキャリア教育の性格を併せ持つようにします。

【人間環境学研究科人間環境学専攻博士後期課程の教育課程編成・実施の方針】

人間環境学は、人間をとりまく科学技術、文化、経済などと環境の相互作用を扱う、従来分野の境界領域に位置する新しい学問分野であるため、幅広い視野と豊かな創造力、深い倫理観を醸成するためのコースワーク科目として「人間環境学特殊講義」を、高度な専門知識を習得し、先進的な研究活動に取り組むことのできるリサーチワーク科目として「人間環境学特殊研究」を配置し、いずれも能動的な学修が行えるようにします。

学士課程においては、国際学科の例のように、授業科目区分と配当年次に分けてそれぞれ詳細な教育課程編成と実施の方針を述べている。これにより、教育課程を体系的・順次的に編成していくという学科の方針を明確にしている。また、学生が確かな学習成果を身に付けることができるよう、アクティブ・ラーニング形式の授業を積極的に展開していくという学科の方針も示している。一方、博士課程においては、コースワーク科目とリサーチワーク科目を適切に組み合わせ、効果的な教育課程を編成していくという専攻の方針を示している。さらに、各方針は、大学全体または大学院全体の方針との整合性が確保されていることも確認できる。

以上により、本学は教育課程編成・実施の方針を適切に設定している。また、これらの方針は、学校教育法施行規則第172条の2に則し、本学Webサイトにて適切に公表している（資料1-8【ウェブ】、4-1【ウェブ】）。

<教育課程編成・実施の方針と卒業認定・学位授与の方針との適切な関連性>

教育課程編成・実施の方針の策定にあたっては、先述の「大阪産業大学3つのポリシー策定に関するガイドライン」の中で、卒業認定・学位授与の方針との関連性を適切に確保することを求めている。これにより、たとえば、既出の国際学部国際学科の教育課程編成・実施の方針においても、卒業認定・学位授与の方針で示されている5つの学習成果項目を

踏まえて、それを実現するための教育課程編成・実施に係る具体的な方針が示されている。

また、2017年度より学科・専攻ごと（大学院博士後期課程は除く）に作成している履修系統図では、各学科・専攻が卒業認定・学位授与の方針の中で示す学習成果と教育課程の対応関係を明示しており、それによっても教育課程の編成・実施方針と卒業認定・学位授与の方針との関連性を確認することができる（資料4-2）。

これらにより、本学では、教育課程編成・実施の方針と卒業認定・学位授与の方針の関連性が適切に確保されているといえる。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置>

○教育課程編成・実施の方針と教育課程の整合性

本学では、先述のとおり、教育課程編成・実施の方針に、授業科目区分や配当年次、授業形態等について具体的に記述することを求めている。それにより、教育課程編成・実施の方針と教育課程の整合性は自ずと確保されることになる。

また、第2章で述べたように、各学科・専攻は、教育課程の改正を行う際、事前にカリキュラム委員会の評価を受けることが必要となる。その際、学科・専攻は、教育課程改正案とともに、教育課程編成・実施の方針をカリキュラム委員会に提出する（資料4-3）。それにより、カリキュラム委員会が、学内第三者の視点から、教育課程編成・実施の方針と教育課程のあいだに整合性が確保されているかどうかを確認する。

以上のような仕組みにより、本学は、教育課程編成・実施の方針と教育課程の整合性の確保を図っている。

○教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

先述のとおり、本学では学科・専攻ごと（大学院博士後期課程は除く）に履修系統図を作成している。履修系統図では、各学科・専攻が卒業認定・学位授与の方針の中で示す学

習成果と授業科目の対応関係や、授業科目間のタテ・ヨコのつながりを示すことで、教育課程の体系的・順次性を明らかにしている（資料 4-2）。

また、学科・専攻ごとに科目ナンバリングも実施している（資料 4-4）。科目ナンバリングでは、学科・専攻ごとに、各授業科目に対して、学問分野や履修年次、授業形態を表す記号や数字を付けることで、教育課程の順次性や体系的性を明らかにしている。

本学では、以上のような措置により、各学科・専攻において、順次性・体系的性に配慮した教育課程の編成を行うとともに、これらを学生にも公開することで、体系的な履修が可能となるよう配慮を行っている（資料 4-5【ウェブ】）。

○単位制度の趣旨に沿った単位の設定

本学における各授業科目の単位数の設定方法については、大学設置基準に則り、講義および演習については 15 時間または 30 時間、実験、実習および製図については 30 時間または 45 時間の授業をもって 1 単位とすることを「大阪産業大学学則」第 26 条で定めている（資料 1-1）。なお、実験（製図等）を含む科目および演習を含む科目ならびに卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切とみられる場合には、これらの必要な学修等を考慮して、教授会の議を経て単位数を定めることができるとしている。また、大学院については、大学学則を準用することを大阪産業大学大学院学則第 20 条で定めている（資料 1-2）。本学では、これらにより、各学科・専攻において適切な単位設定を行っている。また、単位設定の適切性に関しては、カリキュラム委員会が行うカリキュラム評価や、教育課程改正に係る教務委員会の審議の過程でもチェックしており、不適切な単位設定を防止している。

○個々の授業科目の内容及び方法

個々の授業科目の内容及び方法については、教育課程編成・実施の方針に定めている授業科目区分や配当年次、授業形態等に基づいて、各学科・専攻がそれぞれ適切に設定している。また、学科・専攻ごとに毎年度実施している「第三者によるシラバスチェック」により、各授業科目の内容及び実施方法が、卒業認定・学位授与の方針に照らして適切なものとなっているかどうか点検している（資料 4-6）。本学では、これらにより、個々の授業科目の内容及び方法が各学位プログラムに相応しいものとなるよう配慮している。

○授業科目の位置づけ（必修、選択等）

教育課程における各授業科目の位置づけについては、各学科・専攻の判断により、学問上主要な科目を必修科目または選択必修科目として設定している。また、学問分野上主要ではないが、学生に幅広い知識を身につけさせるために必要とされる科目を選択科目としてバランス良く配置することで、学生が効果的な学習を行うことができるよう配慮している。さらに、学生が専攻分野の枠を超えて幅広い学習を行うことができるよう、学士課程においては、他学部他学科の授業科目を履修することができる「自由科目制度」を設けている。自由科目に関しては、各学部の修学規程により、履修単位数および卒業要件への算入単位数の上限を定めている（資料 4-7～12）。なお、大学院博士前期課程においても、自由科目制度に準じるものとして、他研究科や他専攻の授業科目を履修することができる制

度を設けている（資料 1-2）。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

【学士課程】

本学の学士課程における教育課程においては、「総合教育科目」区分と「専門教育科目」区分の 2 つを全学共通の大科目区分としている。その上で、第 3 の大科目区分として、「実践教育科目」区分や「フィールド教育科目」区分などを設定し、より実践的な教育を行っている学科もある。以下、区分ごとに本学教育課程の特徴を説明する。

・「総合教育科目」

「総合教育科目」区分に関しては、区分内にさらに詳細な科目区分として「教養教育科目」区分、「言語文化科目」区分、「身体教育科目」区分などを設定している。以下では、特に「教養教育科目」区分と「言語文化科目」区分に焦点をあてて説明する。

「教養教育科目」区分では、人文科学、自然科学、社会科学、学際領域といった全学共通の学問領域区分を設けた上で、各学科が専門教育との接続を踏まえ適切な授業科目を開設している。たとえば、自然科学の領域においては、経営学部や経済学部では「文系のための数学」や「文系のための統計学」といった授業科目を開設しているのに対し、工学部の各学科では「現代数学入門」という授業科目を開設するなど、それぞれの教育課程の特性に応じた科目配置を行っている。

「言語文化科目」区分に関しては、英語科目とその他の初修外国語科目を学科ごとに開設している。英語科目では、「Reading & Writing」と「Listening & Speaking」を 1～2 年次にわたって各期に 1 科目ずつ配置し、英語 4 技能（「読む」「書く」「聞く」「話す」）をバランス良く養っている。初修外国語科目については、ドイツ語、フランス語、中国語科目を全学共通開設しているのに加え、文系学部ではさらに韓国・朝鮮語科目も開設し、それぞれ 1～2 年次にわたり各期に 1 科目ずつ授業科目を配置している。また、英語と初修外国語はそれぞれ 3 年次に「総合（上級）」科目を開設することでさらに発展的な学習を可能としているほか、2 年次科目として海外研修科目も開設しており、より深く言語を学びたいという学生の要望にも対応しうる教育課程となっている。なお、留学生には、言語文化科目として日本語科目を開設しており、「日本語読解」科目と「日本語作文」科目を 1～2 年次にわたり各期に 1 科目ずつ配置している。

以上のような「総合教育科目」区分において、学科ごとに要件は異なるが、卒業要件単位数（124 単位）のうち約 20 単位以上を学生に修得させることで、2 年次以降に本格化する専門的な学びの基礎を形成している。

・「専門教育科目」および「実践教育科目」等

「専門教育科目」区分や、一部の学科で設けている「実践教育科目」区分等は、各学科の専門分野に係る知識・能力を修得するために体系的に編成された科目区分であり、各教育課程の基幹となる部分である。本学は総合大学としての特性上、学科によって様々な教育課程を編成しているが、以下では各学科におおよそ共通する部分を中心に説明する。

まず、1 年次では、各学科において、初年次教育や円滑な高大接続に配慮した授業科目を配置している。ほとんどの学科で共通しているものとしては、大学における学習の進め

方やレポートの書き方等を指導するための導入教育科目の開設が挙げられる。それらは「入門ゼミ」や「学習リテラシー」などの科目名称により学科ごとに開設している。また、工学系の学部では、専門教育に係る基礎科目として、数学・物理・化学等の自然科学系基礎科目（リメディアル教育科目）を開設している。リメディアル教育科目では、入学時に実施するプレイスメントテストの成績に基づいてクラス分けを行い、個々の学生の習熟度に応じた適切な教育を行っている。各学科は、これらによる効果的な初年次教育を行いつつ、各専門分野における入門的な内容を中心とした専門講義科目を配置している。

2年次からは、各学科において、専門教育科目の比重が一気に高まっていく。これにより、各学科の学生は、必修、選択必修等の区分設定や、履修系統図等により体系化された教育課程の中で、理論・実践の双方から様々な知識・能力を身に付けていくこととなる。また、いくつかの学科では、学科内に複数の履修コースを設定し、2年次あるいは3年次から学生をコース分けすることで、より専門的で深い学びの機会を提供している。

3年次からは、専門教育に係る授業科目の内容がさらに高度化していくとともに、卒業論文の作成につながる授業科目が始まる。文系学部ではいわゆる「ゼミ」科目が主に3年次前期から始まり、同一教員が4年次まで一貫して卒業論文の作成指導を行う。工学系の学部では、主に3年次の後期から、いわゆる「プレ卒研」科目が始まり、そこで決定した指導教員が4年次に持ち上がって卒業研究指導を行う。

本学では、各学科が以上のような教育課程を設定することで、専攻分野に係る専門知識および能力や、幅広く深い教養、総合的な判断力などを養っている。これにより、大学設置基準第19条の規定に照らし、学士課程に相応しい教育を展開しているといえる。

【博士前期課程】

博士前期課程では、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育を展開している。コースワークは、各専攻における専門的な知識を習得するために体系化された講義科目群であり、主に「〇〇特論」といった名称により、それぞれの専攻分野に相応しい内容の授業科目を開設している。これらの科目については、各専攻においてそれぞれ20～22単位以上の修得を求めている。一方、リサーチワークは、各専攻における修士論文の作成に係る科目群である。これらの科目は、「演習」や「調査研究」といった名称により開設され、各専攻においてそれぞれ8～10単位の修得を求めている。なお、コースワークの体系性や、コースワークとリサーチワークの関係は、既出の「履修系統図」により確認することができる。

博士前期課程の各専攻は、以上のような教育課程を通じ、専攻分野における精深な学識や研究能力を養成しており、当該学位課程に相応しい教育を行っているといえる。

【博士後期課程】

博士後期課程においても、コースワークとリサーチワークを組み合わせた教育課程を編成している。コースワークに関しては、主に「〇〇特殊講義」といった名称により、それぞれの専攻分野に相応しい内容の授業科目を開設している。コースワーク科目については、各専攻とも2単位以上の修得を求めている。一方、リサーチワークは、各専攻における博士

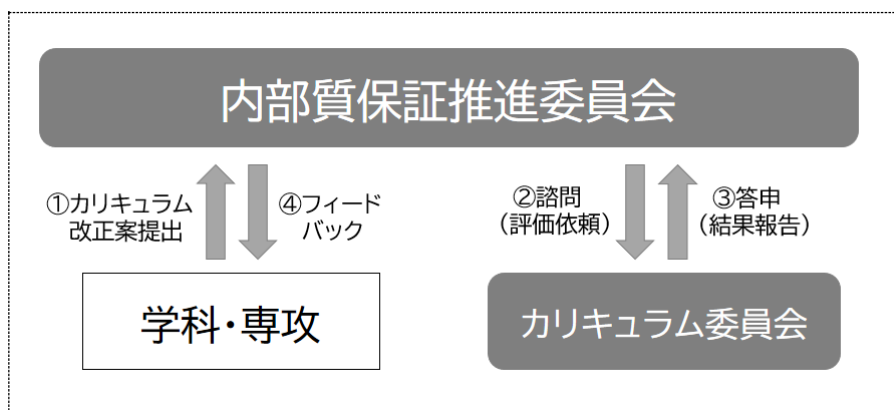
論文の作成に係る科目であり、「特殊研究」や「研究演習」といった名称により開設され、専攻ごとに12単位または18単位の修得を求めている。

以上のような教育課程により、本学の博士後期課程では、研究者としての高度な研究能力を養成しており、当該学位課程の目的に相応しい教育を展開しているといえる。

○教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

本学における教育課程（カリキュラム）の編成は、各学科・専攻が、学問分野の動向や社会情勢に照らし、責任を持って行っている。そのような中、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（2018年11月 中央教育審議会）において「学修者本位の教育の実現」が唱えられたことを受け、本学では、2020年度より、内部質保証推進委員会が「学修者本位の教育の実現」という観点からの全学的なカリキュラムマネジメントを行っている。具体的には、学科・専攻がカリキュラム改正を行おうとする際は、事前に内部質保証推進委員会にカリキュラム改正案および関連資料の提出を求め、それに基づいて、内部質保証推進委員会の下部組織であるカリキュラム委員会が評価を行うといった仕組みを確立している。カリキュラム委員会は、内部質保証推進委員会からの諮問を受け、カリキュラム改正案に対する評価を行い、その結果を内部質保証推進委員会に答申する。内部質保証推進委員会は、カリキュラム委員会からの答申結果を当該学科・専攻にフィードバックするとともに、必要に応じてカリキュラム改正案の修正を求める。このような仕組みにより、各学科・専攻のカリキュラム編成が、「学修者本位の教育の実現」という観点に則して適切に行われるよう配慮している。

図 4-1 カリキュラム改正に係る教学マネジメントモデル



<学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施>

本学では、各学科がキャリア教育に関する授業科目をそれぞれの教育課程上に開設している。

主なものとしては、「キャリアデザイン」、「キャリア講座」、「キャリアプランニング」などの授業科目の開設が挙げられる。「キャリアデザイン」等の授業科目では、社会でどのように生きていくのか、企業等でどのように働いていくのか、などについて、自己分析やディスカッションを通じて考えさせることで、学生のキャリア形成を支援するとともに、そのために必要な能力の養成を図っている。多くの学科で2～3年次にこのような授業科目

を配置しているが、近年早期化する傾向にある就職活動に対応するため、国際学科のように1年次からキャリア関連科目を開設している例もある（資料4-13）。

また、学生のインターンシップへの参加を促進するため、教育課程上に「インターンシップ」科目を開設し、インターンシップのための事前指導や、インターンシップ実施による単位認定を行っている学科もある（資料4-14）。

なお、大学院の各専攻については、キャリア教育を直接の目的とした授業科目は開設していないが、リサーチワークにおける対外的な交渉や共同作業等を通じ、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成している。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

<各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置>

○各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置

本学は、単位の実質化を図るための措置として、全学科でCAP制を導入しており、現在はずべての学科において年間履修上限単位数が48単位となっている（資料4-7～12）。なお、編入学生についても同様である。さらに学科によっては、セメスターごとの履修登録単位数の上限の設定も行っている。ただし、すべての学科において、教職課程における教職専門科目は、原則としてCAP制の対象としていない。これにより、教職課程を履修する学生は、特に1・2年次において、年間60単位近くの授業科目を履修している。こうした現状を踏まえ、一部の学科においては、教職課程の授業科目を学位課程の中に組み入れ、それをCAP制の対象とすることで、単位の実質化を図っている。

また、2017年度より、GPA制度と、それに基づく退学勧告制度を導入した（資料4-15）。当該制度では、各年次の終了時点において累積GPAが0.500未満の学生に対し、各学科が指定する教員が面談および修学指導を行うこととしている。特に、2年次以降の面談において改善の見込みがないと判断しうる学生に対しては、当該学部教授会の審議を経て、

学長が退学勧告を行う。これにより、学生の過剰な履修を抑止し、単位数に応じた学習時間が適切に確保されるよう配慮している。なお、当該制度導入以後、実際に退学勧告を行った事例はない。

さらに、後述するシラバスにおいては、「準備学習等(事前・事後学習)の具体的な内容とそれに必要な時間」を入力必須項目とし、各教員に具体的に記載することを求めている。

本学は、以上のような取り組みにより、単位の実質化を図っている。これらの取り組みの効果については、毎年度実施している学生調査結果を経年で比較することにより確認しているが、現状においては、取り組みの効果が十分に表れているとはいえない(資料 4-16)。

○シラバスの内容及び実施

本学のシラバスでは、授業科目ごとに、授業の目的、到達目標、授業内容および方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法および基準等を明記している(資料 4-17【ウェブ】)。特に、授業準備のための指示の項目欄では、事前・事後の学習内容とともに、その目安となる時間数も明記しており、授業外において必要な学習を具体的に示すことでその活性化を図っている。さらに、2020年度からは、新規項目として「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)と当該授業科目の関連」、「担当教員の実務経験とそれを活かした教育内容」および「アクティブ・ラーニングの実施」を追加し、学生が授業の目的や内容、方法等をより理解しやすくするための工夫を施した。

また、各授業科目のシラバスの内容が、教育課程上の位置づけに照らし適切なものであるかどうかを点検するため、2016年度より、「第三者によるシラバスチェック」を、学科・専攻単位で実施している(資料 4-18)。これにより、授業科目の担当者に変更が生じた場合等においても、授業内容の適切性が確保される仕組みとなっている。

さらに、シラバスと実際の授業内容の整合性の確保を図るため、半期ごとに履修者に対して実施する授業改善のためのアンケートに、「シラバスに沿って授業が進められているか」という趣旨の設問を設け、その結果を授業担当教員にフィードバックしている(資料 4-19)。

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

本学は、2016年7月の教学マネジメント委員会において、「各学科において、学生の教育に積極的にアクティブ・ラーニングを取り入れる」という基本方針を定めた(資料 4-20)。これにより、現在、各学科がアクティブ・ラーニングの導入に取り組んでいる。現在のところ、各学科が開設する演習、実験、実習といった科目区分の授業科目や、フィールドワーク系の授業科目を中心にアクティブ・ラーニング形式の授業が取り入れられている。講義科目でアクティブ・ラーニング形式の授業を実施することは、履修者人数や教室形態などの制約によりかなりの工夫が求められるが、一部の授業科目ではグループワークやディスカッションなどを積極的に取り入れている例もある(資料 4-21)。

○適切な履修指導の実施

履修指導は、学部や学科ごとに体制を整備して行っている。下表は各学科における履修指導形態である。担任制や修学アドバイザー制を取り入れている学科もあれば、成績不振

者への対応に特化している学科もある。また、工学部のように、学部単位でピアサポート体制を整備している例もある（資料 4-22）。

表 4-1 学部・学科における主な履修指導形態

学科名	履修指導形態
国際学科	学科教員による成績不振者への面談指導、ゼミ教員による履修登録チェック
スポーツ健康学科	上級生による成績不良者への修学相談
経営学科	学科教員による成績不振者への面談指導
商学科	ゼミ教員による出席不良者への電話指導
経済学部	学生相談員による修学アドバイザー制度と学科教員による成績不振者への面談指導
情報システム学科	担任制（4年間）
建築・環境デザイン学科	担任制（4年間）
環境理工学科	担任制（1～2年次）
機械工学科	上級生による新入生への履修指導、教員による学業不振者への修学指導
交通機械工学科	学科教員によるチューター制
都市創造工学科	担任制（1年次）と2年次以降の面談によるフォローアップ
電子情報通信工学科	学科教員による成績不振者への面談指導

○授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（学士課程）

授業形態に配慮した1授業あたりの学生数については、「大阪産業大学教員の標準担当時間等の換算に関する細則」の別表において、学部ごとに受講者数の目安を定めている（資料 4-23）。また、同規程においては、実際の受講者数が、当該別表に定める授業形態ごとの目安を超過した場合、原則としてクラスを分割することを定めている。この規程に基づき、各学科は、毎年度の時間割を編成する際、1授業あたりの学生数が多くなりすぎないように配慮をしている。

○研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施（博士前期課程、博士後期課程）

研究指導計画は、全研究科がWebサイトで明示している（資料4-24～27）【ウェブ】。また、指導教員を通じて直接学生に示している研究科もある。各研究科・専攻においては、それぞれの研究指導計画に基づいて、各指導教員を中心に研究指導を実施している。

○各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

内部質保証推進委員会は、「大阪産業大学内部質保証推進委員会規程」第7条第1項第3号（イ）の規定に基づき、「授業の内容および方法に関する事項」に関する審議を行う。審議に先立って具体的な施策の検討・立案を行う必要がある場合は、下部組織である教学企画検討委員会にそれを諮問する。内部質保証推進委員会は、このような仕組みにより、各学部・研究科に対して様々な働きかけを行う。この仕組みは、第2章の図2-3で示したとおりであ

る。

近年は、いわゆる「質的転換答申」(2012年 中央教育審議会)で提言されたアクティブ・ラーニングの積極的展開を促すため、内部質保証推進委員会が、FD研修を自ら実施するなどの取り組みを行うことで、本学教育の質的転換に努めている(資料2-29,4-28)。また、内部質保証推進委員会の前身である「教学マネジメント委員会」が導入した「第三者によるシラバスチェック」が、継続的かつ効果的に実施されるよう、毎年秋ごろには、当該年度におけるシラバスチェックの全学的な実施方針を各組織に提示している(資料4-6)。このように、内部質保証推進委員会は、教育に関する具体的施策を自ら検討・立案し、それを実施することで、各組織における教育のPDCAサイクルが適切に機能するよう支援している。

○COVID-19の影響下における教育の展開

COVID-19の感染拡大を受け、2020年度前期は、本学が利用するLearning Management Systemである「WebClass」を活用した非対面式授業の実施を余儀なくされた。2020年度後期からは、(1)対面受講、(2)リアルタイム配信、(3)オンデマンド配信の併用による「ハイブリッド方式」に移行したが、対面受講に関しては、通信環境の整備が困難な者や、実験・実習科目への出席が認められた者等、対象を一部の学生に限定した(資料4-29【ウェブ】)。

2021年度も引き続きハイブリッド方式としたが、2020年度後期と違い、学生は対面受講かリアルタイム配信受講のいずれかを原則とし、オンデマンド配信は、学生がやむを得ない事情により指定時間での受講が困難な場合に限った対応とした。なお、対面受講に関しては、実験・実習科目等に重点を置きつつ、一般講義科目についても、学生を3つのグループに分け登校日を指定するなど、教室における密集を回避するための工夫を施すことで、学生の受講機会を可能な限り確保するよう努めている(資料4-30【ウェブ】 ,31,32)。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

<成績評価及び単位認定を適切に行うための措置>

○単位制度の趣旨に基づく単位認定

本学は、大学設置基準第 21 条に定める 1 単位あたりに必要な学修時間（45 時間）を確保するため、シラバスの記載項目に「準備学習等(事前・事後学習)の具体的な内容とそれに必要な時間」という項目を設け、具体的な学習内容やそれにかけるべき学習時間の目安を明示することを各授業担当教員に求めている。しかしながら、特に講義科目において、現在は 1 単位 45 時間の学修時間を十分に確保できているとはいえ、準備学習や事後学習を促すさらなる仕組みの確立が必要である。

○既修得単位の適切な認定

大学設置基準の定めに基づき、本学が教育上有益と認めるときは、学生が他大学または短期大学等における授業科目の履修により修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。また、同様に、学生が行う短期大学または高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。さらに、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において修得した単位についても、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。これらの単位については、合わせて 60 単位を超えない範囲で、教授会の議を経て認定することができる。以上のことは、本学学則第 33 条から第 35 条に定めている（資料 1-1）。なお、大学院に関しても、大学院設置基準の定めに基づき、本学大学院学則第 27 条および第 27 条の 2 に、同様の規定を設けている（資料 1-2）。教授会（大学院においては研究科委員会）の議を経て決定された単位認定案は、教務課が事務処理を行うが、その際、当該認定案に係る法令適合性等について、事務的な観点からも確認を行っている。

また、教職課程に関する科目については、学則の規定に加え、教育職員免許法および同施行規則の定めるところにより、適切に単位認定を行っている。教職課程に係る既修得単位の認定は、高度な専門知識を要するため、学科等が事前に全学教育機構事務室教職教育センターに法令適合性を確認した上で、単位認定を行う。

なお、編入学生については、原則として入学前既修得単位の個別の認定は行わず、学部学科がそれぞれ指定する単位数を包括的に認定することとしている。ただし、スポーツ健康学部スポーツ健康学科および工学部都市創造工学科は、編入学生の入学前既修得単位についても個別認定を行う。このことは、本学学部通則第 3 条に定めている（資料 4-33）。

○成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

成績の評価基準に関しては、大学学則、各学部修学規程および大学院学則に明記している。大学における素点に応じたグレードと評価は、100 点法で、S（秀）は 100 点～90 点以上、A（優）は 90 点未満～80 点以上、B（良）は 80 点未満～70 点以上、C（可）は 70 点未満～60 点以上、D（不可）は 60 点未満、*は成績評価に至らない、としている。また、このうち D と * は不合格として単位を授与しない。大学院においても素点に応じてグレードを設け評価をしており、100 点法で、A（優）は 100 点～80 点以上、（良）は 80 点未満～70 点以上、C（可）は 70 点未満～60 点以上、D は 60 点未満、*は成績評価に至

らない、としている。このうち D と * は不合格として単位を授与しない。

なお、近年の大学教育には、知識・理解だけではなく、汎用的技能や態度・志向性といった学生の様々な能力等を養成し、その成果を適切に評価することが求められていることから、本学は、2018年に「成績評価基準のガイドライン」を策定し、現在それを運用している（資料 4-34）。このガイドラインに基づき、授業を担当する教員は、授業科目ごとに「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」の3項目の中から養成すべき能力を決め、それをシラバスに記載する。複数の項目を選択する場合は、その比重も併せてシラバスに記載する。ガイドラインには、項目ごとの簡易なルーブリックを掲載しており、教員はそのルーブリックに基づいて、項目ごとに厳格な評価を行った上で、最終的な成績評価を決定する。本学では、このような仕組みにより、成績評価の客観性・厳格性の確保に努めている。しかしながら、ガイドラインに掲載しているルーブリックは非常に簡易なものであり、具体性に乏しい内容となっているため、今後は、評価項目の細分化や評語の改善を図っていく必要がある。

○卒業・修了要件の明示

大学の卒業要件は、大学学則および各学部修学規程に明示している。また、大学院の修了要件は大学院学則に明示している（資料 1-1,2、4-7～12）。

学士課程における卒業要件は、休学期間を除き4年以上（編入学生は2年以上）在学し、学部修学規程に定める必要単位を修得することを基本としている。卒業要件単位数は、すべての学科において124単位としている。なお、経済学部については、3年次卒業制度を設けている（資料 4-35）。これにより、3年次修了時点において、優秀な成績をもって124単位を修得した学生については、休学期間を除き3年以上在学することで、卒業することができる。3年次卒業制度については、新入生に対して配布する『HAND BOOK』に掲載することで、学生に明示している（資料 4-36）。

大学院の博士前期課程においては、2年以上在学し、所定の単位を修得した上で、修士論文の審査および最終試験に合格することを、基本的な修了要件としている。その上で、在学年数に関しては、優れた業績を上げた学生に対する要件の緩和等、いくつかの例外規定を設けている。また、大学院の博士課程においては、博士前期課程の2年を含み、5年以上の在学と、所定単位の修得、学位論文審査および最終試験の合格を、基本的な修了要件とした上で、優れた研究業績を上げた学生等に対するいくつかの緩和規定を設けている。

○成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

内部質保証推進委員会は、「大阪産業大学内部質保証推進委員会規程」第7条第1項第3号(ハ)の規定に基づき、「学修成果の測定に関する事項」に関する審議を行う。学生の学習成果を正しく測定するためには、成績評価の客観性、厳格性の確保とそれに基づく適切な単位認定が前提となることから、内部質保証推進委員会は、必要に応じて成績評価および単位認定に係る全学的なルールの設定に直接関与することがある。先述の「成績評価基準のガイドライン」についても、内部質保証推進委員会の前身である教学マネジメント委員会において決定したものである。なお、今後、成績評価及び単位認定に関わる全学的なルー

ルの設定を行う際は、図 2-3 で示す仕組みにより、内部質保証推進委員会が下部組織である教学企画検討小委員会に具体的な施策の検討を諮問し、そこで立案されたものに基づいて審議を行うことになる。

<学位授与を適切に行うための措置>

○学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表

各研究科における学位論文審査基準については、「大学院要覧」により学生に明示するとともに、各研究科が Web サイトにおいて公表している（資料 4-25～28【ウェブ】、4-37）。また、一部の研究科、専攻においては、入学時のダイダックスやゼミナールの初回授業時に指導教員から直接学生に配布している。

○学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置、学位授与に係る責任体制及び手続の明示、適切な学位授与

学士の学位の授与に関しては、学校教育法の定めに基づき各学部教授会で厳正に審議した上で、学部長が学長に結果を報告する。学長は、教授会の審議結果を踏まえ学位の授与を行う（資料 4-38）。

修士および博士の学位審査および学位授与に関しては、「大阪産業大学大学院学位規程」および各研究科規程と、各研究科における学位論文の審査の方法および手続きに関する内規または申し合わせにおいて、具体的な手続きとその責任体制を明示している（資料 1-3～6、4-39～45）。学位論文等の審査は、研究科長からの付託に基づいて各研究科委員会が設置する審査委員会が行うが、審査委員会はその際、学位論文公聴会の開催や学位論文の閲覧対応等により、学位審査に客観性を持たせている。本学では、これらにより適切な学位授与を行っている。なお、2020 年度は、COVID-19 の感染拡大防止の観点から、オンラインによる公聴会の実施や、卒業研究発表会の参加者制限などの措置を講じた。

○学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

学位の授与は、教学マネジメントに関する重要事項であることから、現行の制度や運用面に問題が生じていることが確認された場合は、内部質保証推進委員会が、委員会における審議を通じて、全学的なルール設定等に関する具体的施策を講じることがある。その際は、図2-3で示す仕組みにより、教学企画検討小委員会への諮問を行いながら、適切な制度設計を検討していくことになる。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

＜各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定＞

本学ではこれまで、卒業認定・学位授与の方針に定める学習成果項目に照らして、学生の学習成果や本学の教育の成果を把握・評価するという取り組みは行ってこなかった。このことは、本学の自己点検・評価活動においても重要課題として指摘されてきた。そこで、内部質保証推進委員会は、2020年9月の委員会において、教学企画検討小委員会に対し、「学習成果の把握および評価に関する具体的な対応の方向性」に関して検討するよう諮問した（資料 2-14）。2021年10月には、教学企画検討小委員会から、内部質保証推進委員会に対し、本件に関する答申が提出された（資料 2-17）。これを受け、内部質保証推進委員会は、2021年10月の委員会において、今後、学習成果・教育成果の把握・評価に関する取り組みを全学的に進めていくことを決定した（資料 2-18）。以下、本取り組みの概要について述べる。

まず、学習成果・教育成果の把握・評価に関する取り組みの基盤となるものとして、大学執行部が、本学のアセスメントプランを策定し、2021年11月の内部質保証推進委員会で提示した（資料 4-46）。アセスメントプランでは、「機関レベル（大学全体）」、「教育課程レベル（学科・専攻）」、「授業科目レベル（科目・授業）」の3つのレベルにおける学習成果・教育成果の把握・評価に活用可能な指標を、学生の「入学前・入学時」、「在学中」、「卒業時・卒業後」の3つの時点に分けて表形式で整理した（表 4-2）。

次に、アセスメントプランに基づき、大学全体、ならびに各学科が、卒業認定・学位授与の方針に定める学習成果項目ごとに、対応する評価指標を選定するとともに、それをどのような基準で評価するのか、ということを整理することとした。それにあたっては、2021年11月の内部質保証推進委員会において、「ディプロマ・ポリシーに照らした教育評価基準一覧表」というフォーマットを提示し、各学科に作成を求めた。また、各学科がその一覧表を作成する際の参考として、大学執行部が、機関レベル（大学全体）における「ディプロマ・ポリシーに照らした教育評価基準一覧表」をあらかじめ作成し、同月の内部質保証推進委員会で提示した（資料 4-47）。

以上の取り組みにより、現在は、大学全体および各学科において、学習成果・教育成果の把握・評価のための指標および基準を設定している（資料 4-47,48）。なお、大学院については、学士課程と大きく異なる体系の教育を実施していることや、学習成果の把握・評価のための指標が充実していないこと、また、各専攻において学位論文の合格が修了要件となっており、それにより、卒業認定・学位授与の方針に基づく一定の質保証が図られていることなどを踏まえ、今回の一覧表作成は見送ることとした。

表 4-2 本学アセスメントプランにおける評価指標

	入学前・入学時	在学中	卒業時・卒業後
機関レベル (大学全体)	各種入学試験 入学前教育評価 各種学生調査 外部テスト	修得単位数分布 GPA 分布 各種学生調査 学籍異動状況 課外活動参加率	卒業率 進路決定率 卒業時学生調査 卒業後学生調査
教育課程レベル (学科・専攻等)	各種入学試験 入学前教育評価 各種学生調査 外部テスト	修得単位数分布 GPA 分布 成績分布 各種学生調査 外部テスト 学籍異動状況 資格取得率 海外留学・研修評価 インターシップ評価 出席情報	卒業率 資格取得率 進路決定率 卒業時学生調査 卒業後学生調査
授業科目レベル (科目・授業)	プレテスト	成績分布 成績評価 授業改善アンケート 関連資格試験・検定 合格率 出席情報 授業期間中の学習 活動	

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発>

先に述べた本学の学習成果・教育成果の把握・評価に関する取り組みにおいては、成績評価や GPA といった客観データ指標だけではなく、学生調査における学生の成長実感等の主観データ指標を用いて、多角的な観点から実施することを目指している。本学は、2016年度に大学 IR コンソーシアムに加盟して以来、当コンソーシアムが主催する学生調査を毎年度実施している（資料 4-49）。この学生調査の中には、学生が大学における学びの中で獲得した能力に関する自己評価項目があり、ここでは、専攻分野の枠を超えて学士課程教育で普遍的に培うべき各種能力が設定されている。そこで、各学科に先述の「ディプロマ・ポリシーに照らした教育評価基準一覧表」の作成を求めるに際しては、主観データ指標の積極的な設定を支援するため、各学科が卒業認定・学位授与の方針で定める学習成果と当該学生調査項目の対応整理表を、大学執行部による指示の下、内部質保証推進課が作成し、各学科に配布した（資料 4-50）。これにより、多くの学科が、当該学生調査項目を主観データ指標として設定している。

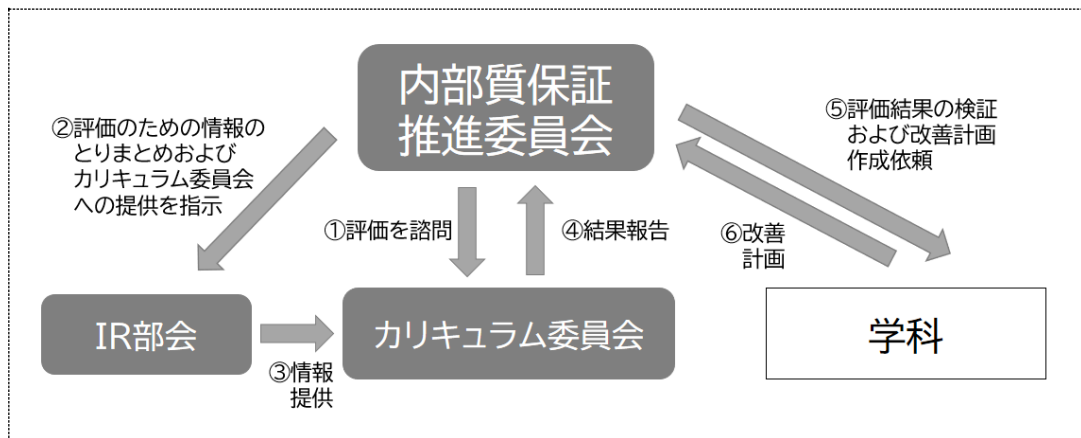
本学は、学習成果・教育成果の把握・評価に関する取り組みをさらに充実させるため、今後も新たな評価手法の開発に取り組んでいく必要がある。第二期中期事業計画期間（2022年度～2024年度）においては、特に、学習ポートフォリオや成績評価ルーブリックの導入について具体的に検討することとしている（資料 1-16,4-51）。

＜学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり＞

卒業認定・学位授与の方針に照らした学習成果・教育成果の把握及び評価に関しては、これまで効果的な取り組みが行われてこなかったことから、前述のとおり、内部質保証推進委員会が、教学企画検討小委員会への諮問を通じて、自ら取り組みを推進することとなった。それにより、現在、各学科において、学習成果・教育成果の把握・評価のための指標および基準を設定している。これは、図 2-3 で示した仕組みにより生み出された本学内部質保証システムの大きな成果であるといえる。

また、今後は、学習成果・教育成果の把握・評価のための指標および基準を用い、教育アセスメントおよびそれに基づく教育改善といった実際の取り組みを行っていく必要がある。それらの取り組みにおいても、内部質保証推進委員会は重要な役割を担う。図 4-2 では、学習成果・教育成果の把握・評価に係る教学マネジメントのありかたを示している。

図 4-2 学習成果・教育成果の把握・評価に係る教学マネジメントモデル



内部質保証推進委員会は、年度ごとに、いくつかの学科を選定した上で、卒業認定・学位授与の方針に照らした学習成果・教育成果の達成状況の評価を行う。これには、第 2 章で説明した、カリキュラム委員会が行う「既存のカリキュラムに対する評価」の仕組みを活用する。まず、内部質保証推進委員会は、選定した学科の評価について、カリキュラム委員会に諮問する。同時に、内部質保証推進委員会は、IR 部会に対し、選定した学科が定める学習成果・教育成果の把握・評価のための指標および基準に沿って、必要な情報を取りまとめ、それをカリキュラム委員会に提供するよう指示する。IR 部会は、速やかに情報のとりまとめを行い、それをカリキュラム委員会に提供する。カリキュラム委員会は、IR 部会から提供された情報を活用しながら、当該学科の評価を行い、その結果を内部質保証推進委員会に報告する。カリキュラム委員会からの報告を受けた内部質保証推進委員会は、その結果を確認した上で、当該学科にフィードバックし、結果の検証と改善計画の作成を

依頼する。当該学科は、結果を検証した上で、内部質保証推進委員会に改善計画を提示する。なお、学科が作成する改善計画には、将来のカリキュラム改正だけでなく、学習成果・教育成果の把握・評価のための指標や基準の改善も対象に含まれる。

以上のように、本学では、内部質保証推進委員会を中心に、アセスメントも含めた教育全体の PDCA が機能するような仕組みを設計し、運用していくこととしている。2022 年 2 月の内部質保証推進委員会では、この仕組みに基づく初めての取り組みとして、カリキュラム委員会に対し、大学全体、国際学部国際学科、工学部交通機械工学科の 3 件について、評価を行うよう諮問した（資料 4-52）。それにより、2022 年 3 月現在、IR 部会が当該評価に係る情報のとりまとめを行っているところである。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<根拠資料に基づく点検・評価及び改善・向上>

教育課程及びその内容、方法の適切性については、年度ごとに学部・研究科単位で自己点検・評価を実施している。各学部長・研究科長は、毎年度春頃、自己点検・評価委員会教学部会を通じて配布される自己点検・評価シートに基づき、教育課程の編成・実施の適切性について点検・評価を行う。点検・評価には、必要に応じ学科主任や専攻主任も参画する。各学部・研究科の自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会教学部会によるとりまとめを経て、自己点検・評価委員会が作成する自己点検・評価報告書に記載される。自己点検・評価報告書は、9月の内部質保証推進委員会に提出され、学長は、その内容に基づき、改善が必要と認める場合には、当該学部長・研究科長に対して改善指示を行う。学長から改善指示を受けた学部長・研究科長は改善案を策定し、10月の内部質保証推進委員会で報告する。改善案が承認されれば、学部長・研究科長はその内容を次年度の事業計画に反映する。本学では、以上のような手続きにより、教育課程およびその内容、方法に関する定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上に向けた仕組みを確立している。これは、第3章で示した図3-1と同様の仕組みである。

また、前述したものとは別の方法による教育課程の検証と、それに基づく改善に係る取り組みも行っている。これは、内部質保証推進委員会の下に設置しているカリキュラム委員会が、学内第三者の視点から教育課程について評価・検証を行うもので、主にカリキュラムの完成年度を迎えた学科・専攻や、これからカリキュラム改正を行おうとする学科・専攻の教育課程を対象としている。これらの詳細については、本章において、図4-1および図4-2を用いて説明したとおりである。

(2) 長所・特色

内部質保証システムの機能的有効性を確認するためには、内部質保証の最も重要な目的である「教育の質向上」が図られていることを、客観的な情報により証明する必要がある。

それにあたっては、学習成果・教育成果の把握・評価が不可欠である。そこで本学は、2021年度に、学習成果・教育成果の把握・評価に関する取り組みを大きく進展させた。詳細はすでに述べたとおりであるが、本取り組みに関しては、以下の2つの特長を挙げることができる。

1つめは、学習成果・教育成果の把握・評価に関する取り組みの実行性および継続性を担保するため、図4-2で示した、内部質保証推進委員会を中心とする実施体制を確立したことである。これにより、評価から改善までの一連の流れを、内部質保証推進委員会が自らマネジメントすることで、各学科の教育改善を継続的に推進することができる。

2つめは、学習成果・教育成果の把握・評価にあたり、評価指標の設定だけではなく、評価基準の設定も併せて行ったことである。これにより、どのような指標において、どの程度まで達成すれば、学習成果・教育成果が上がったと評価することができるのか、ということが明確となり、評価者（カリキュラム委員会）が容易に評価を行うことができる。ただし、設定した評価指標と評価基準に関しては、この取り組みにおけるPDCAサイクルを機能させることにより、その適切性・有効性の検証および改善を継続的に行っていく必要がある。

以上、2つの特長を備えた学習成果・教育成果の把握・評価に関する取り組みにより、本学は、今後も教育の質向上に努めていく。

(3). 問題点

本学における教育課程、学習成果に関する重要な問題は以下の2点である。

1点目は、成績評価の客観性、厳格性確保のための取り組みが進んでいないことである。先に述べたとおり、本学は、2021年度に学習成果・教育成果の把握・評価に関する取り組みを大きく進展させた。その際、大学全体、または学科ごとに、学習成果・教育成果の把握・評価のための指標と基準を設定した。指標の多くは、GPA等、学生の成績評価情報に依存しているため、学習成果・教育成果の把握・評価を正しく行うにあたっては、学生の成績評価が客観性・厳格性をもって行われていることが前提となる。しかしながら、本学においては、成績評価に関する全学共通の詳細な基準が存在しないため、成績評価は、各教員が持つ評価基準に委ねているのが現状である。そこで、今後は、ルーブリック等、全学共通の詳細な成績評価基準の策定が必要である。これに関しては、第二期中期事業計画期間中（2022年度～2024年度）に具体的に検討を進めていく予定である。

2点目は単位実質化に関する問題である。本学では、各学科がCAP制により1年間に履修できる単位数の上限を48単位に設定しているものの、教職課程における教職専門科目については、CAP制の対象外としていることから、毎年一定数の学生が48単位を超えて履修している現状にある。また、GPA制度に基づく退学勧告制度の導入や、シラバス改善等により、単位実質化を図っているものの、これらの取り組みの有効性を確認することはできていない。単位実質化は、学生の学習成果の達成と深く関わる問題であるため、今後も引き続き検討を進めていかなければならない。

(4). 全体のまとめ

本学は、建学の精神や教育目的に則り、文化の向上や産業・交通の発展に寄与すること

ができる人材を養成するため、教育の質向上に係る取り組みを積極的に行ってきた。特に、教学マネジメント委員会（現・内部質保証推進委員会）を設置した 2016 年度以降は、学生の学習成果の獲得に重点を置いた取り組みを推進してきた。

まず、2016年3月の学校教育法施行規則の改正を受け、同年、教学マネジメント委員会を中心に、卒業認定・学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針を含む「3つのポリシー」について、大幅な見直しを行った。それにより、現在は各学科・専攻において、それぞれ必要な要素を含んだ卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を定め、社会に公表している。

その上で、教育課程の編成については、2016年度に導入を決定した「履修系統図」や「科目ナンバリング」により、各学科・専攻が体系性・順次性に配慮しながら適切に行っている。特に、学士課程においては、学習リテラシー科目やリメディアル教育科目等、高大接続に配慮した初年次教育科目や、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するキャリア教育科目を積極的に開設するとともに、幅広い教養を培い豊かな人間性を涵養するための教養教育科目を開設し、それらと専門教育の円滑な接続を図ることで、各学位課程の目的に沿った適切な教育課程を編成している。

前述の教育課程に則り、効果的な教育を行うための具体的な措置としては、近年段階的に行ってきたシラバスの改善が挙げられる。現在の本学のシラバスでは、授業の目的、到達目標、授業内容および方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法および基準等といった従来の基本的な項目に加え、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と当該授業科目の関連」、「担当教員の実務経験とそれを活かした教育内容」、「アクティブ・ラーニングの実施」について明記することを各教員に求めており、学生が授業の目的や内容、方法等について事前に十分理解することができるよう配慮している。また、各学科においては、担任制や修学アドバイザー制度により、効果的な学習を促すための適切な履修指導を行っている。

このように実施している教育の成果を、学生の学習成果に基づいて適切に評価し、改善に繋げるため、2021年度には、学習成果・教育成果の把握・評価に関する取り組みを大きく進展させた。本取り組みにおいては、大学のアセスメントプランを策定した上で、大学全体または各学科が、卒業認定・学位授与の方針で定める学習成果を、どのような指標により、どのような基準で評価するのか、ということを整理した。さらに、それに基づいて学習成果・教育成果の達成状況を評価し、改善に繋げるという一連の仕組みも確立した。

ただし、学習成果・教育成果を正しく把握・評価するためには、個々の授業科目の成績評価が、客観的な基準により厳格に行われていることが必要である。本学は、2018年に「成績評価基準のガイドライン」を定め運用しているものの、未だ詳細化された成績評価基準の設定には至っていない。そのため、今後は、成績評価ルーブリックの導入等について、具体的な検討を進めていく必要がある。

また、単位実質化に係る取り組みに関しては、CAP制、GPA制度に基づく退学勧告制度、シラバス改善等、さまざまな取り組みを進めてきたものの、それらの有効性を確認することはできていないため、さらなる取り組みの推進が必要である。

第5章. 学生の受け入れ

(1). 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点 2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

<入学者受入れの方針設定・公表>

本学では、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針と同様に、入学者受入れの方針を、全学（大学全体・大学院全体）および学位プログラム（学科、専攻、課程）ごとに設定している（ただし、経済学部に関しては「大括り入試」を導入しているため学部単位で設定）。また、入学者受入れの方針の設定にあたっては、第4章で述べた「大阪産業大学 3 つのポリシー策定に関するガイドライン」の中で、以下のことを求めている。

- ・卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえること
 - ・高校教育における「学力の3要素」を踏まえ、「求める学生像」として、入学前に身に付けている知識・能力または入学後に身に付けることが期待できる知識・能力等を示すこと
 - ・「求める学生像」に掲げる各種能力と入試制度の対応関係およびその比重を示すこと
- 以下では、本学の入学者受入れの方針について、具体的事例をもとに説明する。

【大阪産業大学の入学者受入れの方針】

本学が求める学生とは、本学の建学の精神である「偉大なる平凡人たれ」に共感し、本学の教育目的に従って教育を受けるのに十分な学習能力を身に付け、社会に活かせる知識と技量を養う意欲を持ち、直面した課題の解決のために積極的に取り組む実践力を鍛えたい人材です。このような学生を適正に受け入れるため、多様な入試を実施します。

【大阪産業大学大学院の入学者受入れの方針】

本学の建学の精神である「偉大なる平凡人たれ」に共感し、大学（学士）または大学院（修士）の教育において、本大学院の教育目的に従って教育を受けるのに十分な教養と基礎学力を修得し、主体的に学び研究する態度を身に付け、自ら課題を発見し、その解決に取り組んでいくことができる意欲に富む人材を受け入れます。

上記は、大学全体および大学院全体の入学者受入れの方針である。これらの方針は、卒業認定・学位授与の方針等と同様、様々な学問分野から成る総合大学としての本学の特性を考慮し、大綱的な内容にとどめている。これにより、各学科・専攻等の方針との整合性の確保を図っている。

次に、各学科、専攻、課程における入学者受入れの方針の具体例として、国際学部国際学科、大学院人間環境学研究科人間環境学専攻博士前期課程、同博士後期課程の入学者受

入れの方針を示す。

【国際学部国際学科の入学受入れの方針】

国際学科では、本学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに共感、賛同する以下のような人材を受け入れます。入学受入れにあたっては志願者の長所、可能性に着目することを旨とし、厳正に実施します。

(求める学生像)

1. 基礎的・基本的な知識・技能

- (1) 高等学校までに学んだ教科・科目について、教科書レベルの基本的な知識・技能を身に付けている。
- (2) とくにさまざまな言語文化を学ぶうえでのベースとなる国語・英語、国際社会や異文化への理解を深めるために必要な地歴・公民については、教科内容の十分な理解と基礎学力を有する。

2. 思考力・判断力・表現力等

- (1) 学んだ知識を活用して、課題を解決するために論理的に思考し、その結果を表現することができる。

3. 主体的に学習に取り組む態度

- (1) 日本を含む世界の言語・文化・社会に強い興味を持ち、前向きに学ぼうという意欲を有する。
- (2) 言語・文化・国籍などの違いを互いに認め合い尊重する多文化共生社会の実現に強い動機を持つ。

(選抜方法)

区分 入試名称 求める学生像	総合型選抜		学校推薦型選抜			一般選抜		その他の選抜		編入学
	A O	クラブ	指定校推薦	特別推薦 (系列校)	公募推薦	一般 ※ ₁	大学入学共通 テスト (利用・ プラス方式)	別等 ※ ₂	社会人 資格取得者特 留学生 ※ ₃	
1-(1)			◎	◎	◎	◎	◎		◎	
1-(2)			◎	◎	◎	◎	◎		◎	
2-(1)	○	○				○	○	◎		◎
3-(1)	◎	◎	○	○	○			○	○	○
3-(2)	◎	◎	○	○	○			○	○	○

【人間環境学研究科博士前期課程の入学受入れの方針】

人間環境学専攻では、人間とその環境に深く関心を持ち、文理融合の知と専門的な技術、そしてそれらを発揮できる高度な実践力を身に付けようとする、創造力と意欲に富んだ学生に広く門戸を開いています。この点を踏まえ、以下のような学生の入学を希望します。

(求める学生像)

- 1. 環境に関連する1つ以上の分野における基礎的な知識と分析の技能を備えている。

2. 自ら課題を発見し解決するために必要な、思考力と判断力を有する。
3. 高度な専門分野の学修と研究活動を主体的かつ他者と協働して行うための積極的な意欲と表現力を兼ね備えている。
4. 深い探究心を持ち、高度な専門性を必要とする職務を担おうとの目標を持っている。

(選抜方法)

入試名称 求める学生像	推薦	一般	社会人	留学生
1	◎	◎	○	○
2	◎	◎	◎	◎
3	◎	○	○	○
4	◎	○	◎	○

【人間環境学研究科博士後期課程の入学受入れの方針】

人間環境学専攻では、人間とその環境に深く関心を持ち、文理融合の知と専門的な技術、そしてそれらを発揮できる高度な実践力を身に付けようとする創造力と意欲に富み、以下の能力を身に付けていることはもちろん、これに加えて深い学識と高度な技術習得に裏付けられた高い研究能力を身に付けて、専門的職業人や研究者として積極的に社会に貢献しようとする学生を募集します。

(求める学生像)

1. 環境に関連する1つ以上の分野における基礎的な知識と分析の技能を備えている。
2. 自ら課題を発見し解決するために必要な、思考力と判断力を有する。
3. 高度な専門分野の学修と研究活動を主体的かつ他者と協働して行うための積極的な意欲と表現力を兼ね備えている。
4. 深い探究心を持ち、高度な専門性を必要とする職務を担おうとの目標を持っている。

(選抜方法) なお、入学受入れは以下の方法および比重とし、論理的思考、論述能力、研究業績と研究計画、口頭 試問への対応力等の多角的な評価を行います。

- ・ 外国語(33%)、論文(33%)、面接(33%)

上例のように、国際学科の入学受入れの方針では、「学力の三要素」(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」)を踏まえた「求める学生像」を示した上で、それらと選抜方法の関係を示している。また、人間環境学専攻博士前期課程の例では、既出の「学士力指針」を踏まえて「求める学生像」を示しつつ、それらと選抜方法の関係を示している。以上のように、本学の入学受入れの方針においては、学位課程ごとにそれぞれ相応しい「求める学生像」を設定するとともに、それらと選抜方法の関係を明示しており、適切であるといえる。

なお、入学受入れの方針は、本学Webサイトで公表しており、オープンキャンパスや入試説明会等で高校生等に配布している入試ガイドにも掲載している(資料1-8【ウェブ】、4-1【ウェブ】、5-1)。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<入学者受入れの方針に基づく学生の受け入れ>

高等教育がユニバーサルアクセスの段階を迎えた今日、大学においても多様な能力や学習経験を持った学生を適切に受け入れることが求められる。このような背景を踏まえ、本学も多様な学生の受け入れに対する考え方をより明確にするよう努めてきた。先述の入学者受入れの方針の設定にあたって、多様な学生を受け入れるという観点を重視した。本学では、入学者受入れの方針に基づいて、多様な学生を受け入れるために以下のような取り組みを行っている。

○学生募集

各学科の入学者受入れの方針を念頭におき、それぞれの教育内容や進路先、入学後必要とされる学力水準、入学試験制度等を受験生が正しく理解できるよう配慮した上で、オープンキャンパス、高校内説明会、出張講義、ブース形式説明会、大学キャンパス見学会等を通して広く募集活動を行っている。なお、COVID-19の感染拡大が始まった2020年3月から5月にかけては、多くのイベントを中止・延期せざるを得なかったため、オンラインによる入試相談や、「Web オープンキャンパス」などを実施することで、募集活動を継続した(資料5-2【ウェブ】)。2020年6月以降は、オンラインによる実施を一部残しつつ、対面式の高校内説明会、出張講義、ブース形式説明会を徐々に再開している。また、オープンキャンパスと大学キャンパス見学会については、受験生や高等学校のニーズに鑑み、2021年7月から、可能な限り対面による実施に努めている。

○入学者選抜制度

本学は、入学者受入れの方針に基づく多様な学生を受け入れるために、様々な入試制度を導入している。また、受験生の動向や高校のカリキュラム状況を的確に把握した上で、各学科が入学者受入れの方針の中で示す「求める学生像」に照らし合わせ、入試制度、入学試験の内容を検討し、一層の充実を図っている。2021年度の入試制度については、文部科学省による大学入学者選抜実施要項の内容を踏まえ、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の区分を明確にした。この入試区分の特徴や各学科の入学者受入れの方針を勘案して、選考方法等(活用する評価方法)や配点等(比重)を明確化している(資料5-3)。なお、総合型選抜入試において実施している口頭試問等は、受験生の能力・意欲・適正、目的意識等だけでなく、知識・技能や、思考力・判断力・表現力を問う内容としている。ま

た、一般型選抜入試では、例えば一般後期入試においては、学力検査に加えて、「全体の学習成績の状況」を点数化し、それを合否判定に使用することで、受験生の能力・意欲・適正等を多面的・総合的に評価・判定している（資料 5-1）。

以上のことから、本学はアドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜制度を適切に設定しているといえる。

なお、COVID-19 の影響下においても、前述の制度の下で入学者選抜を滞りなく実施することができた。ただし、本学所定の資格の取得や検定試験のスコア保持が出願の前提となる「資格取得者特別入学試験」については、対象となる資格試験や検定試験が延期・中止となった受験生への配慮のため、追加日程を設けることで対処した（資料 5-4）。

< 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供 >

本学は、学費や奨学金等に関する情報を、大学案内に記載し、高校内説明会、進学説明会、オープンキャンパスなどで受験生等へ明示している（資料 5-5）。

学費に関する情報は、入学金・授業料・教育環境充実費・諸会費に分けて詳細に記載している。また、受験生・保護者が理解しやすいよう、入学納入金、1 年次後期納入金、2 年次以降納入金、4 年間の納入金といったように、時期に応じた学費を示すといった工夫を施している。

奨学金等に関する情報は、日本学生支援機構奨学金やその他民間団体奨学金、学資サポート（教育ローン）などについて記載している。さらに、入学試験成績優秀者学費減免制度や高等教育の修学支援新制度についても記載しており、経済的支援に関する幅広い情報提供に努めている。

なお、これらの情報を記載している大学案内は、デジタル版を本学 Web サイトに掲載し、学外に広く公表している（資料 5-6【ウェブ】）。

以上のことから、本学は授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供を適切に行っているといえる。

< 責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 >

本学は、「大阪産業大学入学試験実施規程」および関連諸規程により、入学者選抜実施のための体制および責任所在について以下のように定めている（資料 5-7）。

入学者選抜実施体制の中核となる組織は、入試委員会である。入試委員会は、本学における入学試験のあり方、基本方針および制度を検討し、入試業務を統括する。入試委員会の委員長は、入試センター長をもってあてる。

入試委員長の下には、出題採点委員会を置く。出題採点委員会は、入試委員会の定める基本方針に従い、出題の範囲と基準および採点基準に関する事項を定め、出題と採点を行う。出題採点委員会は、各学部長および全学教育機構長からの推薦を経て学長から委嘱を受けた委員長と副委員長、ならびに科目ごとの出題委員、採点委員により構成する。なお、出題採点委員会の下には、科目ごとの出題内容等の詳細な調整を図るため、科目出題採点委員会を置く。

また、入試委員長の下には、入試実務委員会を置く。入試実務委員会は、入試委員会の決定に基づいて入学試験に関する具体的な実務を計画し、入試業務を遂行する。入試実務

委員会は、入試委員会の構成員のうち、入試委員会からの推薦を経て学長から委嘱を受けた教育職員が、委員長および副委員長を務める。また、入試センターの事務系管理職も構成員となる。入試実務委員会は、入学試験の運営全般を担うとともに、試験終了後、出題採点委員会の採点結果をもとに、合否判定資料を作成する。

なお、同じ試験時間に行われる教科（または科目）間において、明らかに試験問題の難易差による平均点格差が生じた場合は、学長の下に得点調整委員会を設置し、得点調整の実施を検討する。得点調整委員会の設置および調整は、「大阪産業大学入学試験における教科（科目）間の得点調整に関する内規」に基づいて行う（資料 5-8）。得点調整委員会は、入試センター長、出題採点委員長、入試実務委員長の 3 者により構成する。

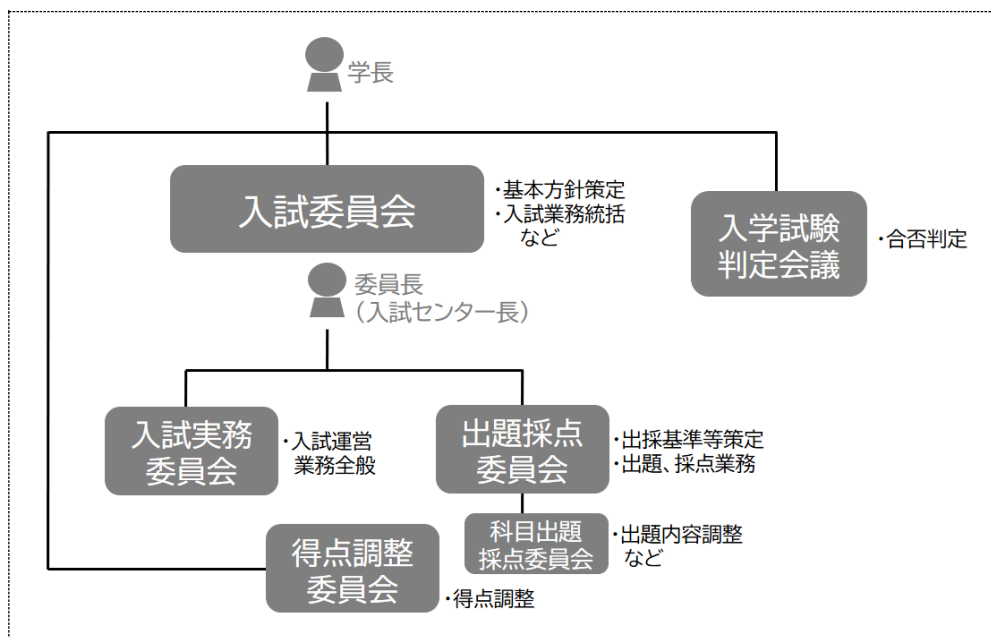
入学試験における入学者選考は、入学試験判定会議により行う（資料 5-9）。入学試験判定会議は、入試実務委員会により作成された合否判定資料に基づき、公正かつ迅速に合否判定を行う。入学試験判定会議は、(1)学長、(2)副学長、(3)各学部長、(4)入試センター長、(5)教務部長、(6)学生部長、(7)情報科学センター所長、(8)全学教育機構長、(9)各学科主任、(10)入試委員、(11)出題採点委員長、(12)事務部長、(13)入試センター部長により構成する。

入学試験判定会議により決定された合否結果は、入試実務委員会が確認し、受験生に対してその結果を発表する。

以上のとおり、本学は「大阪産業大学入学試験実施規程」および関連諸規程に基づき、入学者選抜実施体制を適切に整えている。図 5-1 はこの体制を図で表したものである。

なお、2020 年度一般中期入学試験 A 日程および 2021 年度一般前期入学試験 C 日程において、いずれも物理の試験問題に関し、外部から出題ミスの可能性を指摘された。それを受け、学長の下に「物理出題対策会議」を設置し、出題ミスの有無について組織的に検証を行うこととした（資料 5-10）。「物理出題対策会議」は、その下に「物理出題検討部会」を置き、出題ミスの有無について詳細な検討を行った結果、一部の指摘については妥当性があると判断するに至った。そのため、「物理出題対策会議」は、入試センターに対し、再採点および再判定の実施、影響を受けた受験生への対応、文部科学省への報告、社会への公表等、本件に関する一連の対応を行うよう指示した。また、出題ミスが確定したことを受け、学長の下に「物理出題検証会議」を設置し、原因の究明と再発防止策の検討を行うこととした。「物理出題検証会議」は、検討の結果、大学執行部および入試センターに対し、第三者による試験問題の事前・事後の検証体制の強化等により、今後の再発防止を図るよう提言した（資料 5-11）。これを受け、2022 年度入試からは、出題採点委員会が行う問題校正業務を改善・強化し、異なる科目・教科の担当者間での相互チェックや外部機関への校正委託、併設高校の教員によるチェックを新たに行うこととしている。（資料 5-12,13）。なお、前述の「物理出題検討部会」と「物理出題検証会議」には、審議の客観性を確保するため、学外有識者を構成員に加えるといった配慮を施した。

図5-1 本学の入学者選抜実施体制



<公正な入学者選抜の実施>

本学は、入学者選抜を公正かつ迅速に行うことを目的に、「入学試験判定会議規程」を定めている（資料5-9）。同規程に基づき設置する入学試験判定会議には、合否判定の客観性を確保するため、委員以外の教育職員や一部の事務職員（入試センターの事務管理職）が出席できることとしている。また、「大阪産業大学入学試験実施規程」に基づき設置する出題採点委員会については、その構成員等に関する情報が、入試センターの一部の関係者を除き、学内に一切明らかとならないよう配慮している。

一方、受験生に対しては、毎年度発行している入試ガイドおよび入学試験要項において、不正行為が判明した場合、それ以後の受験ができない旨と、受験した全ての教科・科目の成績を無効とする旨を明記している（資料5-1,14）。さらに、各種入学試験の試験監督者に対して配布する「監督者の手引き」には、不正行為の疑いがある場合の対応について詳細に記載している。試験監督者に対しては、入学試験前の試験監督者説明会において、「監督者の手引き」を熟読し、十分に理解した上で試験監督に臨むよう求めている。

以上のような措置により、本学は公正な入学者選抜を実施しているといえる。

<入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施>

本学は、入学試験実施にあたり、身体機能等の障がいや、不慮の事故等による負傷・疾病のある受験生への対応に係る特別措置を行っており、入試ガイドおよび入学試験要項でその旨を明示している（資料5-1,14）。具体的な特別措置として、別室受験、座席指定、試験日の変更、試験時間の延長等を行っている。以上のように、本学は入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<学部における入学定員および収容定員等について>

○入学定員に対する入学者数比率

2021年5月1日時点において、大学全体の入学定員1,976名に対し、入学者数は1,871名であり、入学定員に対する入学者数比率は0.95であった。学部別の入学者数比率は、国際学部が0.98、スポーツ健康学部が0.96、経営学部が0.95、経済学部が0.97、デザイン工学部が0.95、工学部が0.89であった（大学基礎データ表2）。

本学は、教育効果の維持・向上を図るため、2021年度入学試験における大学全体の入学定員に対する入学者数比率の上限値をあえて低め（1.08）に設定したうえで、入学者選抜を実施したが、結果として大学全体およびすべての学部における入学者数比率が1.00を下回る結果となった（資料5-15）。

○編入学定員に対する編入学生数比率

2021年度の大学全体の編入学定員（38名）に対する編入学者数は78名であり、編入学定員に対する編入学生数比率は2.05であった。学部別の編入学生数比率は、国際学部が3.00、スポーツ健康学部が1.50、経営学部が3.30、経済学部が1.80、デザイン工学部が1.50、工学部が1.13であった（大学基礎データ表2）。

以上のとおり、編入学生数が定員を大きく上回っている学部が多く、今後の改善が必要である。

○収容定員に対する在籍学生数比率

・大学

2021年5月1日時点で、大学全体の収容定員7,900名に対して、在籍学生数は7,914名となっており、収容定員に対する在籍学生数比率は1.00であった。学部別の在籍学生数比率は、国際学部が0.96、スポーツ健康学部が0.95、経営学部が1.02、経済学部が1.00、デザイン工学部が1.00、工学部が1.00となっている（大学基礎データ表2）。

以上のとおり、大学全体および各学部における収容定員に対する在籍学生数比率は適正な数値となっている。

・大学院

博士前期課程については、2021年5月1日時点で、大学院全体の収容定員220名に対して、在籍学生数は91名となっており、在籍学生数比率は0.41であった。また、研究科別の在籍学生数比率は、人間環境学研究科が0.25、経営・流通学研究科が0.50、経済学研究科が0.76、工学研究科が0.28となっている（大学基礎データ表2）。

博士後期課程については、2021年5月1日時点で、大学院全体の収容定員51名に対して、在籍学生数は17名となっており、在籍学生数比率は0.33であった。また、研究科別の在籍学生数比率は、人間環境学研究科が0.56、経営・流通学研究科が0.47、経済学研究科が0.44、工学研究科が0.06となっている（大学基礎データ表2）。

以上のように、大学院に関しては博士前期課程、博士後期課程とも著しく低い値となっている。

○収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

本学は、2015年度に受審した機関別認証評価において、編入学定員に対する編入学生数比率の不適正（多くの学科が低い、一部の学科は大幅超過）が指摘されたことから、編入学定員を正規の入学定員に段階的に移行してきた（資料5-16）。特に、2021年度については、編入学定員を、それまでの82名から、38名にまで大幅に減じた。しかしながら、2021年度は、結果として多くの編入学生を受け入れたことにより、編入学生数比率は全体的に高い数値となった。今後、あらためて本学の編入学生受け入れに関する基本方針を検討する必要がある。

また、2015年度および2018年度に受審した機関別認証評価（2018年度は再評価）では、大学院における在籍学生数比率の不適正（一部の研究科が低い）が指摘された（資料1-15,17）。それ以降も在籍学生数比率の改善が見られなかったため、2021年1月の内部質保証推進委員会において、各研究科および各学部に対し、「収容定員未充足状況の改善に向けた具体的方策」について意見聴取を行った（資料5-17）。2021年5月の同委員会では、各研究科等からの意見を踏まえ、大学執行部が本件に係る所見を示し、今後さらに議論を深めていくことを確認した（資料5-18）。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<学生の受け入れの適切性の定期的な点検・評価およびそれに基づく改善・向上>

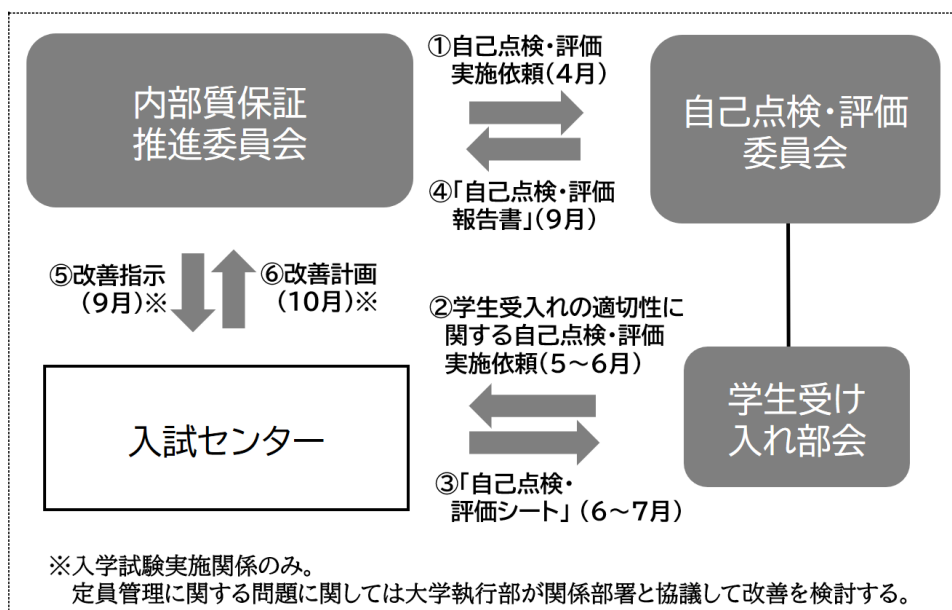
○全学的な観点からの点検・評価および改善・向上に向けた取り組み

学生の受け入れの適切性については、毎年5～7月に、自己点検・評価委員会学生受け入れ部会において点検・評価を行う。点検・評価結果は、「自己点検・評価報告書」を通じて、9月の内部質保証推進委員会で確認する。入学試験の実施に関し改善が必要と認められる場合は学長から入試センター長に改善指示を行う。入学定員および収容定員に関し改善が必要と認められる場合は、大学執行部が関係部署と協議し、改善・向上に向けた検討を行う。

2020年度に自己点検・評価委員会学生受け入れ部会において実施した自己点検・評価では、大学院における収容定員の未充足に関する問題が確認された。これを受け、先述のとおり、2021年1月の内部質保証推進委員会において、各研究科および各学部に対し「収容定員未充足状況の改善に向けた具体的方策」についての意見聴取を行い、今後の改善に向けた

検討を図ることとなった。

図5-2 学生の受け入れの適切性に係る定期的な点検・評価と改善・向上の流れ



○各組織における点検・評価および改善・向上に向けた取り組み

募集活動や入学試験実施に関する適切性については、自己点検・評価委員会学生受け入れ部会ワーキンググループ（以下、ワーキンググループ）が、毎月振り返りと検証を行っている。具体的な検証内容は、学生募集の方法、入学者選抜制度、入学試験の実施・出題・合否判定に関する適切性等である。なかでも、毎年度始めに開催するワーキンググループにおいては、前年度に実施した入学試験結果について振り返りを行い、具体的な実務関連事項、入学者数比率、編入学生数比率等について包括的な検証を行っている（資料5-19）。また、検証にあたっては、内部質保証推進課が管理・運営するIR支援システムを活用し、入試種別と学生の入学後の成績や進路状況、中退率の関連などを調査・分析している。

この体制により、2022年度の入学者選抜制度に関しても、社会情勢や受験生の動向を踏まえ、改善に向けた議論を活発に行った。実際の改善につながった一例として、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等の検定試験結果を、入学試験における得点とみなして優遇する「英語資格等保持者優遇制度」を創設したことが挙げられる。これは、文部科学省が「大学入学者選抜実施要項」の中で、受験生の英語4技能に係る能力を測ることができる資格・検定試験を入学試験に活用することが望ましいと提言したことを踏まえ、ワーキンググループが検討を重ね原案を策定したものである。「英語資格等保持者優遇制度」は、入試委員会、教授会等の議論を経て学長決定され、2022年度の入学試験から導入されることとなった（資料5-1,20）。

(2) 長所・特色

なし

(3). 問題点

本学では大学院における収容定員の未充足状況が長年の問題となっている（大学基礎データ表 2）。特に、人間環境学研究科博士前期課程、工学研究科博士前期課程・博士後期課程における収容定員充足率が低くなっていることから、本問題に対する検討を 2020 年度より本格化させている。現在は、各研究科および各学部に対して行った「収容定員未充足状況の改善に向けた具体的方策」の意見聴取結果をもとに、大学執行部が所見を示した段階にとどまっているが、今後、改組等も含め、さらに具体的な検討を行っていくこととしている（資料 5-18）。

また、編入学生数比率に関しては、これまで、多くの学科において、非常に低い数値となっていたことから、近年、段階的に編入学定員を減じてきたが、2021 年度においては、一転して、各学部における編入学生数比率が、全体的に非常に高い数値となった。そのため、今後、あらためて本学の編入学生受け入れに関する基本方針を検討する必要があると考える。

(4). 全体のまとめ

本学は、学科・専攻ごとに入学者受入れの方針を設定している。入学者受入れの方針には、各学位課程に応じた「求める学生像」を適切に設定するとともに、それらと選抜方法と関連を示すことで、入学希望者にとってわかりやすい内容となるよう配慮している。入学者受入れの方針は、入試ガイドおよび本学Webサイトを通じて学内外へ公表している。

入学者選抜に関しては、ユニバーサルアクセスの段階を迎えた今日の高等教育の現状に鑑み、学生募集方法や入学者選抜制度にさまざまな工夫を施している。また、入学者選抜は、責任所在や役割を明確にした組織体制の下、関連諸規程に基づき公正・公平に実施している。

学生の受け入れ状況に関しては、大学における収容定員に対する在籍学生数比率は概ね適正な数値となっているが、大学全体および各学部における入学定員に対する入学者数比率はいずれも1.00を下回っている。また、編入学定員に対する編入学生数比率および大学院における収容定員に対する在籍学生数比率は、いずれも適正な数値であるとはいえ、改善が必要な状態にある。なお、大学院の収容定員未充足に関しては、内部質保証推進体制の下で、改善に向けた検討をはじめしているところであり、社会や学生のニーズに則した教育課程の再編成などを中心に、今後議論を進めていくこととしている。一方、編入学生数比率の問題に関しては、かつてはその未充足状況が問題となっていたことから、近年段階的に編入学定員を減じてきたが、2021年度は一転して過剰な充足状況となった。これを受け、本学としての編入学生受け入れに関する基本的な考え方について、あらためて整理・検討しなければならない。

第6章. 教員・教員組織

(1). 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点 2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<大学として求める教員像の設定>

本学は「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」を以下のように定めている（資料2-1【ウェブ】）。

【求める教員像】

本学は、理念および目的を実現するため、以下の能力を兼ね備えた者を求める。

1. 教育領域

ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを理解し、熱意を持って本学学生に対する適切な教育の実践を行うことができる者。また、自身の教育内容や教育方法等について、常に改善や開発を行う姿勢を持つ者。

2. 研究領域

自身の研究分野・研究領域において、熱意を持って取り組み、その専門性をさらに深化させ続ける姿勢を持つ者。また、本学の研究倫理に関する規程を遵守できる高い研究倫理・コンプライアンス意識を持つ者。

3. 学務領域

教育研究活動だけでなく、各種委員会等における活動や、学部学科・研究科専攻における自身の役職・役割に自覚を持ち、他の教職員と協力して大学運営に参画することができる者。

4. 社会貢献（連携）領域

自身の教育研究成果を地域および社会に還元し、地域社会の活性化・発展に寄与することができる者。

【教員組織の編制方針】

本学は、理念および目的を実現するため、以下の点に留意して教員組織を編制する。

- (1) 大学設置基準および大学院設置基準を踏まえ、適切な教員数を配置する。
- (2) ST比、年齢構成等を十分考慮し、バランスの取れた教員組織となるよう配慮する。
- (3) 教員の募集・採用・昇格等にあたっては、各種規程等を遵守して適切に行う。
- (4) 教員一人ひとりの資質向上を図るため、体系的なファカルティ・ディベロップメント活動を展開し、教育改善に組織的に取り組む。

「求める教員像」については、教員にとって最も重要である「教育」に関する能力のみならず、大学にとってもうひとつの重要な目的である「研究」に関する能力、大学の運営

に携わるスタッフとして必要な「学務」に関する能力、そして、地域における「知の拠点」としての大学の役割を果たすための「社会貢献（連携）」に関する能力を本学ではいずれも重視し、上記のように4つの領域に分けて説明している。これにより、本学における各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任の所在を明らかにしている。また、詳細は後述するが、本学では上記4領域を踏まえた「教員評価制度」を設けている。

一方、「教員組織の編制方針」は、「求める教員像」を踏まえて学部・研究科が教員組織を編制する際の方針である。本方針では、法令に則した教員数の配置や、多様な学生への配慮を踏まえた多様な教員による組織編制、規程に則った教員任用、教育改善のための組織的なFD活動の推進を謳っている。

この、「求める教員像および教員組織の編制に関する方針」は、本学Webサイトに掲出することで、教職員への周知と社会への公表を行っている。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・専任教員1名あたりの学生数（S T比）

評価の視点 3：教養教育の運営体制

<大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>

○大学

大学全体の専任教員数は、2021年5月1日時点において、大学設置基準上の必要専任教員数211名に対し212名となっている。また、教授数は、必要教員数109名に対し124名となっている。いずれも必要教員数を満たしているが、専任教員数は必要教員数を1名上回っているにすぎず、今後の急な退職者等に備え余裕をもった教員数を確保する必要がある（大学基礎データ表1）。

学科別の専任教員数は、各学科とも基準数を2～4名上回る教員配置となっており、適切な水準であるといえる。なお、2017年度に人間環境学部文化コミュニケーション学科を改組して設置した国際学部国際学科については、同年度に廃止した教養部の教員の多くを受け入れた関係で、必要教員数12名を大きく上回る25名となっている。学科別の教授数に関しては、ほとんどの学科がある程度余裕のある数となっているものの、デザイン工学部の3学科については、必要教員数と同数あるいは1名上回る程度の教授数となっており、今後の改善が必要である（大学基礎データ表1）。

○大学院

大学院全体の専任教員数は、2021年5月1日時点において、必要専任教員数115名に対し181名となっている。また、研究指導教員数は、必要教員数65名に対し139名、教授数は必要教員数50名に対し135名となっており、いずれも基準を十分に満たしている（大学基礎データ表1）。

専攻ごとの専任教員数についても、それぞれ必要な専任教員数、研究指導教員数および教授数を満たしている。ただし、工学研究科の情報システム工学専攻博士前期課程および環境デザイン専攻博士前期課程については、必要専任教員数、研究指導教員数および教授数のいずれも十分に余裕のある教員数となっておらず、今後の改善が必要である（大学基礎データ表1）。

<適切な教員組織編制のための措置>

○教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性

本学の教員組織の編制方針の要旨は、1)法定教員数の充足、2)ST比や年齢構成を考慮したバランスある組織編制、3)規程に基づく適切な教員任用、4)教育改善のためのFD推進である。法定教員数に関しては、前述のとおり設置基準上における必要教員数を充足しており、方針と整合している。また、教員任用に関しても、方針どおり規程に照らして適切に行っている。さらに、FDに関しても、詳細は後述するが、全学的なFD研修会や学部・研究科単位のFD活動を毎年度実施し、教員の資質向上に努めていることから、方針との整合性を確保することができているといえる。ただし、ST比や年齢構成については、後述するように、学部・研究科によってばらつきがあり、すべての学部・研究科において方針と教員組織の整合性が確保されているとはいえない（大学基礎データ表1,5）。

なお、本学は、2015年度に受審した機関別認証評価において、一部の学科が大学設置基準上の必要専任教員数を下回っていたことが重大な問題として指摘され、それが3年間の期限付適合判定の一因となった（資料1-15）。その際、認証評価機関から、教育研究活動の計画や状況に合わせた中・長期的な教員採用計画を立案すべきことが提言されたことから、当時の学長の指示により、各学部あるいは学科における教員採用5か年計画を立案した（資料6-1）。当該計画は、2018年度を起点としていたことから、2022年度が計画の最終年度となる。そのため、2021年12月の内部質保証推進委員会において、学長から各学部長および学科主任に対し、2023年度から2027年度までの新たな教員採用5か年計画の立案を指示した（資料6-2）。その際、学長は、本学の教員組織の編制方針にもとづく教員採用計画策定指針を提示した。特に、ST比に関しては、近隣大学の状況に照らした具体的な目標値を示した（資料6-3）。これにより、教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性の確保を、今後段階的に図っていくこととしている。

○各学位課程の目的に即した教員配置

各学科・専攻は、各学位課程の目的に即した適正な教員配置を行っている。たとえば、経営学部経営学科では経営学や会計学、工学部機械工学科では材料力学・設計・生産系、熱・流体系、機械力学・計測・制御系といったように、各学科・専攻における主要分野を中心に専任教員を配置し、教員組織を編制している（資料6-4）。また、前述の機械工学科

では、企業での勤務経験を有する教員を多く配置しており、本学が重視する実学教育に配慮した教員組織編制を行っている（資料6-5）。

○国際性、男女比

本学の専任教員数に占める外国人教員数の割合は、表6-1に示すとおり、全体で4.7%と低い値である。学部別では国際学部（12.0%）と経済学部（15.6%）がやや高い値である。

専任教員数に占める女性教員数の割合についても、表6-1で示すとおり全体で17.9%と決して高い値とはいえない。ただし、国際学部が36.0%、デザイン工学部が28.9%とそれぞれ高い値となっており、女性が活躍する分野を主専攻とする学部・学科においては、積極的に女性教員を登用している現状が窺える。

表6-1 外国人教員および女性教員の全体に占める割合（2021.5.1現在）

学部	専任教員数	外国人教員数		女性教員数	
			比率		比率
国際学部	25	3	12.0%	9	36.0%
スポーツ健康学部	18	0	0.0%	1	5.6%
経営学部	33	2	6.1%	4	12.1%
経済学部	32	5	15.6%	6	18.8%
デザイン工学部	38	0	0.0%	11	28.9%
工学部	50	0	0.0%	4	8.0%
全学教育機構	16	0	0.0%	3	17.6%
大学 計	212	10	4.7%	38	17.9%

※上記は特任教員5名を含む大学設置基準上の専任教員数

※各比率は小数第2位四捨五入

○バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

全学的に見ると、60歳台が28.8%、50歳台が34.0%、40歳台が29.2%、30歳台が7.1%、20歳台が0.9%となっており、概ねバランスの取れた年齢構成であるといえる。ただし、学部別に見ると、50歳台が全体の55.6%を占めるスポーツ健康学部や、60歳台と50歳台がそれぞれ38.0%で合わせると全体の76.0%を占める工学部のように、年齢構成の偏りが著しい学部もある（大学基礎データ表5）。

○教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置

本学では、各学科が教育上主要と認める授業科目について、必修、選択必修または全員履修科目として、それぞれの教育課程上に開設している。以下では大学基礎データ表4に沿って、必修科目に焦点をあてた専任教員の担当状況を説明する。

専門教育科目に関しては、国際学科、経営学科、経済学部、スポーツ健康学科、情報システム学科、建築・環境デザイン学科、都市創造工学科、電子情報通信工学科では、それぞれ約70～100%の専任教員担当率となっている。大学設置基準では、原則として主要科目は専任教員が担当することとなっているが、少人数教育の実現や、実験・実習科目にお

ける安全配慮等の観点から、一部の必修科目では非常勤講師も任用しており、100%の専任教員担当率にはなっていないところもある。ただし、必修科目はそれぞれ専任教員が科目代表を務めることで、質保証への配慮を行っている。また、経済学部については、上級キャリアコース、観光ビジネスコース、公務員コースといった少人数向けの履修コースを設置しており、各コースでは、それぞれの専門性に鑑みて必修科目に非常勤講師を配置していることから、それらのコースに関しては約40～60%の専任教員担当率となっている。ただし、それぞれのコースには代表の専任教員を置いており、各コースにおける教育の質保証は適切に行われている。このほか、機械工学科、交通機械工学科でも約50～60%の専任教員担当率となっているが、この両学科は、専門基礎科目として開設している数学、物理等の自然科学系リメディアル科目の多くを必修としており、それらの授業科目は、少人数教育の観点から複数クラス開講を前提としている都合上、非常勤講師が多く担当する状況となっている。両学科とも、機械工学や交通機械工学における主要授業科目に限れば高い専任教員担当率を確保しており、教育課程の実施上、特段の問題はないといえる。

総合教育科目に関しては、ほとんどの学科が0%の専任教員担当率となっているが、これは総合教育科目における必修科目のほぼすべてが、留学生対象の日本語教育科目や日本事情関係科目であることによる。これらの科目は、教育効果を高めるため少人数教育を前提としていることから、学生の成績に応じた複数クラス設定とした上で、国際学科所属の日本語担当専任教員による統括の下、非常勤講師が担当している。これらの科目を担当する非常勤講師は、毎年度行っている「授業改善のためのアンケート」における学生からの評価が非常に高く、同アンケートに基づく顕彰制度で表彰を受ける教員も多いことから、教育の質は十分確保されているといえる（資料6-6～13）。

○研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

研究科担当教員の資格については、「大阪産業大学大学院教員任用等の基準規程」および同規程の適用に関する各研究科の内規に定めている（資料6-14～18）。基準規程では、研究科担当教員を博士前期課程、博士後期課程ごとにそれぞれ、「専攻担当」（研究指導教員）と「授業担当」（研究指導補助教員）に分類し、職位、学位および専門分野における業績や知識等の要件を定めている。その上で、研究業績に係る詳細な判定基準を研究科ごとの内規で定め、適切な教員任用と配置を行っている。

○教員の授業担当負担への適切な配慮

本学では、「大阪産業大学教員の標準担当時間等に関する基本規程」に則り、1コマの授業を2時間と換算した上で、週当たり10時間の授業担当を標準としている（資料6-19）。この標準担当時間は、前期・後期を合わせて平均し、通年で計算する。なお、学長は授業担当を免除されるほか、副学長および一部の役職者は週当たり6時間、入試実務・出題採点に係る主要な職務にあたる教員は週当たり8時間を標準担当時間とするなどの減免措置を設けている。また、「大阪産業大学教員の標準担当時間等の換算に関する細則」により、各学部の授業科目区分ごとに受講者数の上限の目安を定め、受講者数がそれを上回った場合は、クラス分割を行うことを認めている（資料4-23）。

本学は以上により、教員の授業担当負担への適切な配慮を行っている。

○専任教員1名あたりの学生数（ST比）

2021年5月1日時点の大学全体における専任教員1名あたりの在籍学生数は37.3人となっている（大学基礎データ表1）。学部や学科別に見ると、スポーツ健康学部、工学部、デザイン工学部（環境理工学科を除く）の各学科は約31～38人となっており、大学全体の数値と近い。これに対し、国際学科および環境理工学科はそれぞれ16.0人と23.6人で大学全体よりも低い数値となっており、反対に経営学部および経済学部の各学科においては60～64人と非常に高い数値となっている。なお、国際学科および環境理工学科の数値が低い理由は、2017年度の両学科の改組設置時に、同年度で廃止となった教養部から、学科の専門分野と関係の深い教員を受け入れたことによるものである。

<学士課程における教養教育の運営体制>

本学の学士課程における総合教育科目のカリキュラムは、2017年3月の教学マネジメント委員会（現・内部質保証推進委員会）において学長より示された「総合教育科目のカリキュラムに関する指針」に則り、各学科がそれぞれの卒業認定・学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針を踏まえて編成することとしている（資料 6-20）。総合教育科目の時間割編成および教員配置は、内部質保証推進委員会の諮問組織であるカリキュラム委員会の下に設置されている英語教育部会、言語（英語以外）・人文社会教育部会、数学・理科学教育部会、教職課程・身体科学・新規教育部会がそれぞれ行う。以上のように、本学ではカリキュラム編成主体である学科と、時間割編成主体であるカリキュラム委員会の各部会が相互に連携しあって教養教育を運営する体制を敷いているが、近年、主に後者から教養教育運営に関する問題が指摘されてきた。

これを受け、2020年2月に、教学マネジメント委員会の下に「教養教育検討ワーキング」を設置し、新たな教養教育の運営体制に関する検討を行った。「教養教育検討ワーキング」は、活動の成果を「本学の教養教育における現状の問題と解決の検討について（提言）」としてとりまとめ、2020年7月の内部質保証推進委員会で報告を行った（資料 6-21）。提言では、教養教育の運営体制構築に関する具体的な提案がなされており、現在は大学執行部が中心となって、この提言を踏まえた教養教育運営体制の再構築を検討している。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

<教員の募集、採用、昇任等の適切な実施>

本学の教員採用および昇任（以下、任用）は、「大阪産業大学教員任用の手続規程」および「大阪産業大学大学院教員任用等の手続規程」に基づいて行う（資料 6-22,23）。また、教員任用に関する職位（教授、准教授、講師等）ごとの審査基準は、「大阪産業大学教員任用の基準規程」および既出の「大阪産業大学大学院教員任用等の基準規程」に定めている（資料 6-14,24）。さらに、大学院の教員任用に関しては、学術研究上の業績についての判定基準に関する内規を研究科ごとに定めている（資料 6-15～18）。以下、具体的な手続き

を記述する。

教員の任用の必要が生じた場合、学部長・研究科長は学長に文書で申し出を行う。学長は申し出に対し、任用の是非について検討を行い、1 カ月以内に結果を回答しなければならない。学部長・研究科長は、学長から教員任用の承認を受けた場合、その日から3 カ月以内に、任用対象者に所定の履歴書、業績等を提出させなければならない。なお、採用は公募により行い、昇任は推薦により行う。対象者の中から任用しようとする候補者が決まれば、学部長・研究科長は教員資格審査委員会を組織する。この委員会は、任用しようとする職位以上の教員3名で構成し、うち1名が主査となる。教員資格審査委員会は、「大阪産業大学教員任用の基準規程」または「大阪産業大学大学院教員任用等の基準規程」に基づき審査を行った上で1 カ月以内に結論を出し、教授会または研究科委員会に報告しなければならない。報告を受けた教授会・研究科委員会は、報告に基づいて審議を行い票決する。採用に関する票決は、教授会・研究科委員会の全構成員により行い、昇任に関する票決は、候補者が昇任しようとする職位・資格以上の教授会・研究科委員会の構成員のみによって行う。なお、投票は無記名とし、投票権を持つ教員の3分の2以上が出席する教授会・研究科委員会において、投票者の3分の2以上の賛成により可決する。任用が否決された場合、同一年度内には同一候補者について審議を行わない。学部長・研究科長は教授会・研究科委員会で可決された候補者について、速やかに必要書類を添えて学長に推薦する。学長は推薦を受けたときは速やかに協議会・大学院研究科会議に諮り、昇任については学長が自ら決定し、採用については理事長に任用を申請する。教員の任用については、以上のような手続きにより公正かつ適正に行っている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

＜ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施＞

本学におけるFD活動については、教学マネジメントを掌る組織である内部質保証推進委員会が組織的に管理した上で実施することとしている。内部質保証推進委員会は、「大阪産業大学FD活動の実施要項」に基づき、全学および各組織における毎年度1回以上の研修会の実施と、全教員の毎年度1回以上のFD研修参加を求めている（資料6-25）。また、内部質保証推進体制確立以前からのFDに係る取り組みとして、「授業改善のためのアンケート」を毎年度実施している（資料6-26～34）。内部質保証推進委員会は、委員会の下に設置しているFD部会に対し、大学全体のFD計画の管理・把握や、全学的なFD研修の実施等、FDに係る実際の業務を付託している。また、「授業改善のためのアンケート」については、学修成果の把握に係る取り組みでもあることから、委員会の下に設置しているIR部会にその業務を付託している。

以下では、FD研修と「授業改善のためのアンケート」について詳述する。

○FD 研修

本学では、前述の「大阪産業大学 FD 活動の実施要項」に基づき、各学部・研究科等が主体となって行う個別の FD 研修と、内部質保証推進委員会が企画する全学的な FD 研修をそれぞれ行っている。

個別の FD 研修については、各学部・研究科および全学教育機構を基本単位とし、それぞれが、所属の全専任教員の参加を前提とする FD 研修を毎年度 1 回以上計画の上、実施することとしている。各組織は、実施計画や実施結果を FD 部会に報告し、FD 部会はその内容を取りまとめた上で内部質保証推進委員会に報告する。

一方、全学的な FD 研修については、内部質保証推進委員会が、当年度の事業計画や高等教育を取り巻く状況等を踏まえ、研修会の企画・立案を FD 部会に付託する。FD 部会により企画・立案された FD 研修会は、内部質保証推進委員会の承認を経て実施される。この全学的な FD 研修会も、毎年度 1 回以上の実施を基本としている。

以上のように、本学では個別の FD 研修と全学的な FD 研修をそれぞれ毎年度 1 回以上実施することで、全専任教員が、毎年度 1 回以上何らかの FD 研修に参加することができるよう配慮している。また、内部質保証推進委員会は、FD 部会を通じて全専任教員の FD 研修参加状況の管理・把握を行っており、その状況を各組織の長と共有することで、各教員の FD 研修参加を促している。2020 年度においては、全専任教員 214 名から、留学生や休職者等を除いた 210 名のうち、201 名が FD 研修会に参加した（資料 6-35）。

○授業改善のためのアンケート

本学は、各教員が担当する授業について学生の声を聞き、その声を授業の改善・向上のために活用することを目的に、内部質保証推進委員会が中心となり、学期ごとに「授業改善のためのアンケート」を実施している。アンケート対象科目は IR 部会が事前に選定し、授業担当教員に実施を依頼する。なお、アンケート対象科目の選定にあたっては、2 年の間に概ねすべての授業科目が対象となるよう調整している。アンケートの集計結果は、IR 部会を通じて各授業担当教員にフィードバックするとともに、各授業担当教員にアンケート結果に対する所見書の提出を求めることで、授業改善を促している（資料 6-36）。

また、教員の授業改善意欲のさらなる向上を図るため、2017 年度より、「授業改善のためのアンケート」の結果に基づく顕彰制度を導入した。顕彰制度の導入当初は、(1)講義科目（履修者 100 名以上）(2)講義科目（履修者 100 名未満）(3)言語科目 の 3 つのカテゴリーに分けて、それぞれ上位 5 名の教員に対し表彰を行っていたが、2020 年度後期には、それまでアンケートを実施していなかった実験・実習科目も新たに加え、(1)演習・言語科目、(2) 講義科目（履修者 100 名未満）、(3) 講義科目（履修者 100 名以上）、(4)実験・実習科目の 4 カテゴリーに再編した。また、2021 年度前期からは、(1)演習・言語科目から独立させるかたちで(5)日本語・日本事情科目を追加し、現在は 5 つのカテゴリーで顕彰を行っている（資料 6-6～13）。

さらに、2019 年度からは、「授業改善のためのアンケート」の結果を、学部長や学科主任等に提供し、各組織における教育改善への活用を求めている。

＜教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用＞

本学は、2018年9月に「大阪産業大学教員活動評価実施規程」を制定した（資料6-37）。これに基づき、2018年度より、専任教員の教育・研究・社会貢献（連携）・学務の各領域における活動を評価し、その結果を処遇に反映することで、教育改善につなげる取り組みを開始した。この一連の手続きを、本学は「教員評価制度」として位置付けている。

「教員評価制度」に基づく教員評価は、学部または学科単位で行われる。学部または学科は、前述の「大阪産業大学教員活動評価実施規程」に則り、教員評価を実施するための申し合わせと、評価用の自己点検・評価シートを策定する（資料6-38～44）。その上で、所属の教員に対し、自己点検・評価シートの作成・提出を求め、それに基づいて教員評価を行う。評価は、学部または学科ごとに設置される評価委員会等により、組織的に行われる。評価においては、特に優秀と認められる教員を、優秀教員候補者として選出することとしている。評価結果は、最終的に学部単位でとりまとめた上で、学部長から学長に報告される。学部長は、学長に評価結果を報告する際、評価委員会等により選出される優秀教員候補者も併せて報告する。学長は、学部長から報告される優秀教員候補者について、その評価結果を自ら精査した上で、正式に優秀教員として選定し、理事長に報告する。優秀教員に対しては、理事長による決裁を経て、法人から一時金が支給される。また、学長は、学部長から報告された評価結果において、改善が必要と認められる教員に対しては、学部長を通じて、改善に向けた指導・助言を行う。

このような仕組みにより、本学は、「求める教員像」の中で示す教員の資質・能力の向上が、適切に図られるよう配慮している。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜教員組織の適切性に関する定期的な点検・評価及びそれに基づく改善向上に向けた取り組み＞

教員組織の適切性に関する定期的な点検・評価とそれに基づく改善・向上に関しては、教員組織レベルと教員レベルでそれぞれ以下のように行っている。

○教員組織レベル

教員組織の適切性については、毎年度4～7月に行う学校教育法に基づく自己点検・評価活動の中で検証している。検証を担う組織は、各学部長・研究科長が構成員として参画する自己点検・評価委員会教学部会である。自己点検・評価委員会教学部会では、各学部長・研究科長に自己点検・評価シートを配布し、組織ごとの自己点検・評価を求めており、その中に教員組織の適切性に係る項目を設定することで具体的な検証を行っている（資料3-18）。検証は、法令に則した基準教員数の充足、学位課程の目的に則した教員配置、多様性の確保、主要科目への専任教員配置、教員の授業担当負担への配慮、規程に則した教員任用、教員評価とその結果の活用等の観点により行われる。各組織によって検証された

結果は、教学部会がとりまとめた上で、自己点検・評価委員会が作成する自己点検・評価報告書を通じて内部質保証推進委員会に報告される。自己点検・評価報告書において改善の必要性が指摘された場合は、9月の内部質保証推進委員会の場において学長から改善指示が行われる。学長から改善指示を受けた学部長・研究科長は、各学部・研究科で検討を行い、10月の内部質保証推進委員会で改善案を提示する。以上のように、本学では教員組織の適切性に係る定期的な点検・評価の実施と、それに基づく改善・向上を図るための仕組みを整えている。なお、教員組織の適切性に係る点検・評価および改善・向上に係る体制と手続きは、第3章で示した図3-1と同様の仕組みである。

○教員レベル

既出の「教員評価制度」に基づき、毎年度、教員ごとに教育・研究・社会貢献（連携）・学務の4領域に関する自己点検・評価を行っている。その結果に基づき、優秀とみなされた教員については処遇に反映され、改善の必要があると認められる教員については、学長が学部長を通じて改善への指導および助言を行うといった一連の仕組みを確立している。

(2). 長所・特色

本学は、教員一人ひとりの資質・能力向上に向けた取り組みを積極的に展開している。「求める教員像」でも示しているように、本学は教育のみならず、研究、学務、社会貢献（連携）のすべての領域における教員の資質・能力の向上を求めており、「教員評価制度」を通じてその実現を図っている。

また、前述の4領域の中で最も重要な、教育に関する資質・能力の向上を図るため、内部質保証推進委員会が中心となって、FD研修の管理・運営を組織的に行うことにより、全教員が毎年度1回以上、何らかのFD研修に参加することができるよう配慮している。この取り組みは2017年度以降継続的に行っており、現在ではFD活動を積極的に行う学内風土が形成されている。

さらに、授業改善のためのアンケートについては、授業担当教員へのフィードバックにとどまらず、優秀教員に対する顕彰の実施や、学部長等との情報共有など、その結果を多角的に活用している。これらにより、授業改善を単に個々の教員の課題ではなく、教育組織全体の課題として捉え、学部学科が組織的に取り組んでいくことを期待している。

(3). 問題点

本学における教員組織に関する特に重大な問題として、以下の2点が挙げられる。

1点目は、経営学部および経済学部における専任教員1名あたりの在籍学生数が非常に多いことである。現状説明でも述べたように、両学部の専任教員1名あたりの在籍学生数は、工学系の学部やスポーツ健康学部と比較して約2倍の数値となっており、このことは、学生の学習成果にも大きな影響を与えていると考えられる。経営学部や経済学部は、教育課程において実験や実習を要さず、学生受け入れに関する施設的な制約が少ないことから、全国的にみても専任教員1名あたりの在籍学生数が多い傾向にあるが、中でも本学は他大学と比べ高い数値であるといえる。なお、学長は、この問題に対処するため、2021年12月の内部質保証推進委員会において、経営学部および経済学部のST比に係る目標値とし

て、55～60未満という具体的な数値を示した上で、2023年度から2027年度までの教員採用5か年計画を立案するよう、学部長等に指示した。これにより、今後、段階的にST比の改善を図っていくこととしている。

2点目は、責任所在や役割分担が不明瞭な教養教育の運営体制に関する問題である。本学の教養教育については、これまで教養部が中心となって、カリキュラムおよび時間割の編成を行ってきたが、2017年度に人間環境学部を改組し、国際学部国際学科、スポーツ健康学部スポーツ健康学科およびデザイン工学部環境理工学科を設置した際、併せて教養部を廃止し、教養部所属教員の大半を新学科に移籍させた。それ以降は、先述のように、各学科が主体となり、旧教養部の教員を中心とするカリキュラム委員会各部会と連携しながら総合教育科目を運営する現在の体制となった。この体制の確立は、各学科が、自らの卒業認定・学位授与の方針を踏まえ、124単位の構造設計の中で総合教育科目をどのように位置づけるかということ、主体的に考える契機となった一方で、総合教育科目を全学横断的に議論する機会が減少することにも繋がった。また、カリキュラム編成権を持つ学科と、時間割編成を行うカリキュラム委員会の各部会との間の連携が、現状において充分になされているとはいえないことから、可及的速やかに今後の教養教育運営に係る組織体制を再構築する必要がある。なお、これに関しては、大学執行部の下に「全学教育機構再編準備委員会」を設置し、現在検討を行っている。

(4) 全体のまとめ

本学は、教育、研究、学務および社会貢献（連携）の4領域にわたり、必要な資質・能力を兼ね備えた「求める教員像」を設定し、その上で教員組織編制方針を定めている。

実際の教員組織に関しては、法令で定められている必要専任教員数等の基準をすべて満たしており、現状において問題は生じていない。ただし、法令基準に対して十分余裕のある教員数となっていない学科や専攻がある。また、各学部等において、学位課程の目的に即した教員配置は適切に行われているものの、専任教員数に占める外国人教員数や女性教員数の比率が低い等の課題もある。「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（2018年11月26日 中央教育審議会）において、若手、女性、外国籍等の積極的な登用による教員組織の多様化が提言されていることも踏まえ、本学においても多様な教員を登用することで、多様化する教育研究活動への配慮を行っていくことが求められる。さらに、問題点でも詳しく述べた、経営学部および経済学部における専任教員1名あたりの在籍学生数や、教養教育の運営体制に関する問題等については、早期の改善が求められるところである。なお、これら教員組織に係る課題や問題に関しては、現在改善に向けた対応を進めているところである。各学部・学科における教員組織の適正化や多様化に関しては、学長が各学部長・学科主任に対して立案を指示した教員採用5か年計画（2023年度～2027年度）により、段階的に改善を進めていくこととしている。教養教育運営体制に関しては、大学執行部主導の下、第二期中期事業計画およびそれに基づく年次計画を定め、改善計画を実行していく予定である（資料1-16,4-51,6-45）。

一方、個々の教員の教育力やその他の資質・能力の向上に向けては、定期的なFD研修会の実施をはじめ、「授業改善のためのアンケート」を活用した顕彰制度や、教員評価制度の導入など、さまざまな取り組みを積極的に展開している。これらにより、本学教員は、

教育はもとより、研究、学務、社会貢献（連携）の各領域における活動も積極的に行い、大学教員として求められる役割を適切に果たしている。

本学では、今後も教員組織に関する点検・評価とそれに基づく改善・向上を積極的に行っていくことで、適切な教員組織編制を推進していくとともに、FDをはじめとしたさまざまな取り組みを通じ、教員一人ひとりの資質・能力の向上を図っていく。

第7章. 学生支援

(1). 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

＜大学の理念・目的等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の明示＞

本学は、学生支援に関する方針を以下のとおり定め、Webサイトで公表している（資料2-1【ウェブ】）。

【学生支援に関する方針】

大阪産業大学は、多様な学生が一人ひとり将来への展望を抱き、充実した学習およびその他の諸活動を行い、建学の精神「偉大なる平凡人たれ」を踏まえ培った社会人として大切な教養や倫理観を持って社会へ出ていけるよう、修学支援、学生生活支援、進路支援に取り組む。

1. 修学支援

- (1) 学生の学習状況に応じて、学習相談・指導を行い、学生の学習に対する意欲向上に努める。
- (2) 各種奨学金や短期貸付金等の経済支援制度の周知を図り、全ての学生が安心して学習に専念できるよう努める。
- (3) 成績不振者、留年者・休学者・退学希望者等の状況把握を怠らず、それぞれの学生にとって最善の対応を行うことができるよう、関係部門の連携強化を図る。
- (4) 障がいのある学生に対し、合理的配慮による適切な修学支援を行う。

2. 学生生活支援

- (1) 学生生活における各種ハラスメントを防止するため、相談体制を維持・強化し、啓発活動に積極的に取り組む。
- (2) 学生が心身ともに健康な学生生活を送れるよう、学生相談室や保健管理センターなどによる学生対応を行う。

3. 進路支援

- (1) 適切な就職指導、職業紹介やインターンシップの推進等を通じて、学生の進路選択に関わる機会の提供に努める。
- (2) 資格取得支援と一体化した就職支援を実施する。
- (3) 外国人留学生への就職支援を強化する。

本学の学生支援に関する方針は、修学支援、学生生活支援、進路支援の3つに大別してそれぞれの詳細を記述している。本方針は、本学の理念・目的の内容と直接関連するものではないが、本学が理念・目的に則した教育を行う上で必要な学生支援の内容を謳っており、本学の理念・目的の実現に間接的に関わるものである。

また、2021年7月には、上記方針とは別に「障がいのある学生支援の方針」を定め、Web

サイトで公表した（資料2-1【ウェブ】）。本方針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障がいのある学生が、他の学生と同等の教育を受けることができるよう、修学環境の整備を図っていくことや、授業や試験において、合理的配慮を行っていくことを謳っている。

本学では、これらの方針に基づき、学生が安心して学び、安定した学生生活を送ることができるよう支援を行っている。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点 6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

＜学生支援体制の適切な整備＞

本学は、教務部、学生部、キャリアセンター等の事務組織を設置し、適切な学生支援を行うための体制を整備している。

教務部には教務課を置き、日々の履修指導や、成績不振者、留年者、休学者、退学希望者への対応を行うほか、学生の学籍管理を行っている。

学生部には、経済的支援や課外活動、その他学生生活全般に関する支援を行う学生生活課、海外への留学者や海外からの留学生の支援を行う国際交流課、学生の心理相談を行う

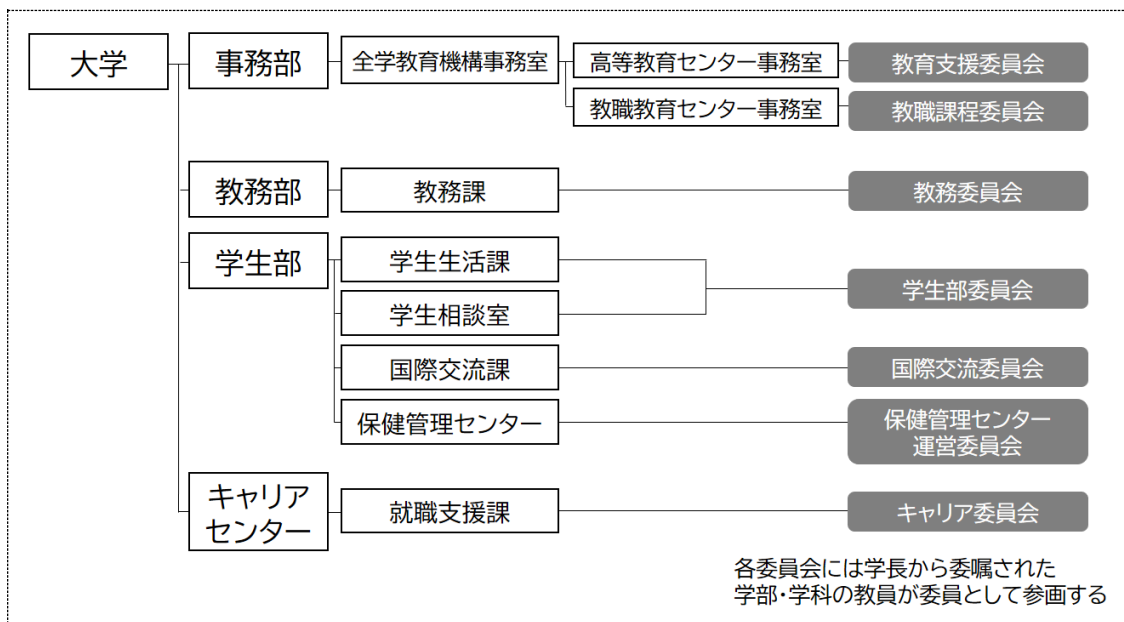
学生相談室、学生の健康増進を担う保健管理センターの4つの部署を置いている。

キャリアセンターには就職支援課を置き、職業紹介、履歴書添削、ガイダンスの実施等、学生の就職支援に係る様々な業務を行っている。

また、事務部に全学教育機構事務室を置き、その下に、正課外教育や学習支援施設の管理・運営などを担う高等教育センター事務室と、教職課程を履修する学生の支援を行う教職教育センター事務室を置いている。

各事務組織は、それぞれが所管する委員会を通じ、学部・学科組織と適宜連携しながら学生の支援にあたっている（図7-1）。

図7-1 学生支援に係る事務組織体制



<学生の修学に関する適切な支援の実施>

○学生の能力に応じた補習教育、補充教育

本学は、正課における学生の学習を側面から支援するため、「学習支援センター」を設置している。学習支援センターでは、英語・数学・物理・簿記・日本語（留学生用）といった基礎科目を中心に、学生への指導や学習相談を行っている（資料 7-1【ウェブ】）。学習支援センターには、元高等学校教員などのチューターを科目ごとに配置しており、学生は、授業の復習や、授業の内容に関する個別相談を行うことができる。学習支援センターは、例年、延べ 2,000 名程度の学生が利用している。また、学習支援センターは、定期的に全学生を対象としたミニ講座を開催しており、設定した演習問題を学生と共に解くなど、学生の基礎学力向上を支援している（資料 7-2【ウェブ】）。学習支援センターについては、本学 Web サイトへの掲載や、学生へのメール案内のほか、教員に授業内でのアナウンスを依頼するなどの方法により、積極的に周知を行っている。

また、本学は、外国語学習や国際文化交流に意欲・関心のある学生のため、気軽に外国語学習ができる「ランゲージ・カフェ」を設置している。ランゲージ・カフェには、英語・中国語・ドイツ語・フランス語・朝鮮語・日本語（留学生用）のネイティブ・スピーカーを配置し、コミュニケーションを通じた学生の能動的な外国語学習を支援している。また、

ネイティブ・スピーカーとのコミュニケーションを通じ、学生の異文化に対する理解も同時に形成されるため、ランゲージ・カフェは、グローバルな人材養成という観点からも有意な学習施設であるといえる（資料 7-3）。

そのほか、工学部では、工学系基礎科目の学習サポートを目的に、大学院生や先輩学生が後輩学生への学習支援を行う「ピア・サポート制度」を設けている（資料 4-22）。

なお、COVID-19 影響下の 2020 年度および 2021 年度においては、学習支援センターとランゲージ・カフェでは、いずれも Google Meet を活用したオンライン相談を取り入れた（資料 7-4,5）。また、学習支援センターでは、クラウドサービスを利用した「オンライン予約システム」も導入した（資料 7-6）。これにより、学生がいつでもチューターの対応状況を把握することができるようになり、COVID-19 の流行前と変わらず気軽に相談できる体制が整った。

○正課外教育

本学は、経済産業省が 2006 年に提唱した「社会人基礎力」を学生に身に付けさせることを目的とし、2007 年度より、「プロジェクト共育」を全学的に導入している。「プロジェクト共育」は、学生が自ら選んだテーマに主体的に取り組み、目標達成に向かって努力する過程の中で、「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」を養うことができる正課外教育プログラムである。「プロジェクト共育」では、PDCA の実践や、「新 QC 七つ道具」などの品質管理手法の教育への転用など、様々な教育手法の模索、検討を行い、それを活動に取り入れることで、学生への幅広い教育を展開している（資料 7-7）。

○留学生への修学支援

留学生については、各学科の教育課程において日本語教育科目を必修化しており、少人数クラスによるきめ細かい指導を行っている。また、前述の学習支援センターやランゲージ・カフェにおいても、日本語学習等の支援を行っている。

○障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援については、以下のように実施している。

身体に障がいのある学生への対応は教務課が行う。具体的な対応として、車椅子を使用する学生に配慮した教室の割り当て、聴覚障がいを持つ学生に対するノートテイクによる支援、定期試験における合理的配慮などを行っている。

精神障がいのある学生への対応は、学生部学生相談室が行う。学生相談室には、室長とカウンセラーを配置している。学生相談室は、事前に本人および保護者の同意を得た上で、当該学生の履修科目の担当教員に配慮依頼を行う。また、学生相談室は、コミュニケーション上の問題を抱える学生への支援窓口として「コミュニケーションラウンジ」を設置し、そこにコーディネーターを配置している。学生相談室は、学生部長、学生相談室長、カウンセラーおよびコーディネーターが出席する「カンファレンス」を月に 1 度開催し、組織間の情報共有を図っている。「カンファレンス」には、必要に応じて保健管理センターや就職支援課等の職員も参加する。さらに、学生のサポートに関連する事案が発生したときは、「学生サポート会議」を開催し、当該事案に関する情報共有と対応策の検討を行う。「カン

ファレンス」および「学生サポート会議」については、「大阪産業大学学生相談室規程」に規定している（資料 7-8）。

本学には、障がいによる配慮を必要とする学生が、例年 30～40 名在籍しているが、サポートを行う人員不足、対応窓口の点在等が懸念事項となっていることから、今後は障がいのある学生に対する修学支援を専門的に行う組織を設置することも検討していく必要がある。

○成績不振者、留年者、休学者、退学希望者の把握・対応・指導

成績不振者、留年者、休学者、退学希望者については、教務課が各学科の教務担当教員（教務委員）と連携し、個々の学生対応に努めている。なお、本学は中退率の高さが長年の課題となっていることから、2019 年度に教務課に「離学対策チーム」を設置し、学生の中退予防に関する様々な取り組みを行っている（資料 7-9）。「離学対策チーム」は、これまでの中退者について様々な角度から原因分析を行うほか、修学不振者へのきめ細やかな対応を通じた中退予防に努めている（資料 7-10～12）。また、退学手続きをしようとする学生に対しては、退学の理由等を訊くアンケートへの回答を依頼し、今後の学生対応や学生指導の改善に活かしている（資料 7-13）。

なお、COVID-19 の影響下では、多くの授業が教育支援システム(LMS)によるオンラインでの実施となったため、教務課では、主に 2020 年度以降入学の成績不振者に対し、LMS における試験方法等の確認の仕方や、授業担当教員への問い合わせ方法などについて、ポータルサイトや架電により周知を行っている。

○奨学金その他の経済的支援の整備

奨学金その他の経済的支援の対応については、日本人学生に対しては学生生活課、留学生に対しては国際交流課が窓口となっている。

本学は、学費や生活費に係る学生の負担を軽減し、学生が安定した学生生活を送るための基盤を確立できるよう支援することを目的に、さまざまな奨学金制度を設けている。具体的な奨学金の種類としては、日本学生支援機構奨学金、地方自治体奨学金、民間育英団体奨学金などのほか、外国人留学生を対象としたいくつかの奨学金がある（大学基礎データ表 7）。また、奨学金制度のほかに短期貸付金制度を設けており、やむを得ない事情により生活費の支弁が困難になった学生に、5 万円（学業継続に困難をきたす特別な理由がある場合は 10 万円）を上限として無利息で貸与している（資料 7-14）。短期貸付金制度における貸与の可否は、学生生活課において、書類審査および面接を実施した上で、学生部長が決定することとしている。さらに、日本政策金融公庫による教育ローンや、オリコ、セディナなど、民間企業による教育ローンの案内も行っている。これら、各種奨学金制度や、各種教育ローンに関する案内については、「CAMPUS LIFE GUIDE（学生生活案内）」に掲載するとともに、Web サイト上で公開することで、学生への周知を図っている（資料 7-15,7-16【ウェブ】）。

また、授業料等の減免についても、いくつかの制度を設けている。主なものでは、大学入学共通テストおよび一般入学試験において優秀な成績で合格した者に対する減免制度が挙げられる（資料 7-17）。また、留学生に対しては、経済的理由により修学が困難な私費

外国人留学生に対する減免制度を設けている（資料 7-18）。さらに、高校時代にスポーツおよび文化活動で優秀な実績を上げた学生に対する減免制度として、本学の併設校出身者に対する「高大連携特別奨学生制度」および本学併設校以外の出身者に対する「スポーツ・文化系特別奨学生制度」を設けている（資料 7-19,20）。

以上のほか、本学は、2020 年度から施行された「高等教育の修学支援新制度」の対象機関となっており、当制度に係る広報・周知活動および対応を円滑に行っている。

なお、奨学金の申請については、これまで窓口での受付を原則としていたが、COVID-19 への対応のため、郵送での提出も可能とした。郵送は、追跡サービスと紛失時の補償を備えたゆうパックを原則とすることで、学生が安心して奨学金の申請を行うことができるよう配慮している。

○授業その他の費用や経済支援に関する情報提供

本学が行っている経済支援についての情報は、本学ポータルサイトを通じて随時発信している。また、奨学金案内や申請方法等の情報の取りこぼしがないよう、年間を通して奨学金（主に日本学生支援機構奨学金）に関する説明会を実施している。具体的には、4 月に開催する新規申込希望者を対象とした春季募集説明会、12 月に開催する奨学金の継続受給希望者を対象とした継続説明会等を行っている（資料 7-21,22）。なお、現在は COVID-19 への対応として、動画配信による説明を行っている。さらに、先述のとおり、「CAMPUS LIFE GUIDE（学生生活案内）」および Web サイトによる周知・情報提供も行っている。

以上のように、本学は経済的支援を必要とする学生一人ひとりに情報が行き渡るよう、積極的な情報提供を行っている。

<学生の生活に関する適切な支援の実施>

○学生の相談に応じる体制の整備

学生生活課に学生生活に関する相談窓口を設けており、学生健康保険、課外活動、けが・障がいによる自動車通学の許可、セミナーハウスや民間契約施設等の利用対応、学内外における行事、遺失物・拾得物・盗難等に関する学生からの相談に応じている。

また、学生生活課は外部事業者へ委託し、下宿やアルバイトの紹介を行っている。

○ハラスメント防止のための体制の整備

本学園は、「学校法人大阪産業大学ハラスメント対応規程」を定めており、それに基づき、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメントなど、各種ハラスメントの防止および対応のための体制を整備している（資料 7-23）。具体的には、学生、生徒および職員等のハラスメント防止等のための中核的組織としてハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメント防止のための研修等を行うほか、各機関にハラスメントに関する相談に対応するための窓口と相談員を置いている。なお、学生のハラスメント相談窓口は学生生活課に置いている。

○学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の健康保持増進を目的として、学生部の下に保健管理センターを設置している。保

健康管理センターは、毎年4月に全学年を対象に定期健康診断を行うほか、学生に対する日頃の健康相談および保健指導、応急処置等を行っている。

また、学生の心身の健康の保持増進を目的として、学生部の下に学生相談室を設置しており、そこに配置しているカウンセラーが、学生の心理相談等に応じている。

<学生の進路に関する適切な支援の実施>

○学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

本学は、学生のキャリア支援を行うため、キャリアセンター就職支援課（以下、就職支援課）を設置し、中央キャンパス、東キャンパスおよび梅田サテライトキャンパスに事務室を置いている。2022年1月28日時点で、中央キャンパスには6名の学科担当者と2名のキャリアカウンセラーを配置し、東キャンパスには5名の学科担当者と1名のキャリアカウンセラーを配置している（資料7-24）。梅田サテライトキャンパスについては輪番制とし、常時1名の職員を配置している。ただし、COVID-19の感染拡大を受けて、2020年度および2021年度は、梅田サテライトキャンパスには職員を配置していない。

就職支援課は、学生に対してより質の高い就職支援を行うことができるよう、施設・設備の整備を進めている。最も多くの学生が利用する中央キャンパスの事務室には、録画設備を備えた面接練習室を設置している（資料7-25）。ここでは、録画した映像を観ながら、職員が学生と共に面接練習の内容を振り返り、改善に向けた指導を行うことができる。また、事務室内にパソコンを複数台設置しており、学生は大学に届いている求人の検索や、履歴書作成等様々な用途に活用することができる。さらに、2021年3月には、事務室全体のリニューアル工事を行い、学生や来客者のためのスペースを大幅に拡張した（資料7-26）。東キャンパスの事務室は、2019年7月に開設されたワーキング・コモンズに併設している。ワーキング・コモンズは、個室ブースを3室備えており、学生は企業とのオンライン面談等の際にそれを利用することができる。また、可動式のテーブルが80席以上備えられており、キャリアカウンセラーを含む複数の職員が、ゆとりのあるスペースで就職相談、履歴書・エントリーシート添削、面接対策指導等を実施できる環境となっている（資料7-27【ウェブ】）。梅田サテライトキャンパスの事務室には、各種証明書発行機と、学生が利用できるパソコン3台を設置している（資料7-28【ウェブ】）。梅田サテライトキャンパスの事務室はオフィス街にあるため、企業説明会や面接等を受ける学生が、証明書や履歴書等を急遽必要になった場合に、即座にサポートすることができる。また、梅田サテライトキャンパスのレクチャールーム、セミナールーム、スタディールームなどを使用し、企業対応や企業説明会等を行うこともできる。

以上のように、本学は中央キャンパス、東キャンパス、梅田サテライトキャンパスに就職支援課の事務室を設置し、学生への就職指導や職業紹介等を実施するための適切な体制と環境を整えている。また、既存の施設・設備の改修や、新たな施設・設備の設置等、より充実した進路支援を行うための体制の強化を継続的に行っている。

○進路選択に関わる支援の実施

就職支援課では、学生からの就職相談に応じ、企業紹介や履歴書・エントリーシートの添削、面接対策指導等を行っている。また、学生の就職先を開拓するための企業訪問を積

極的に行い、それにより得た情報を「求人検索 NAVI」で公開している。また、企業等から学生の推薦依頼があった際には、学生の選考を行った上で推薦状を発行している。さらに、事務室に就職関連書籍を置き、閲覧サービスを行っている。就職関連書籍は、一定期間の貸し出しも行っている。なお、2020年度より、就職関連書籍のデジタルブックを導入し、オンラインでの申し込みによる貸し出しも行っている（資料 7-29【ウェブ】）。また、学生は、事務室備え付けのパソコンで、電子化された求人票ファイルや、先輩の合格体験記を閲覧することもできる。

○ガイダンス等の実施

就職支援課が実施している進路支援に関する行事は、ガイダンスと企業説明会の2つに大別される。

ガイダンスについては、主に3年次学生を対象とした年4回のキャリアガイダンスに加え、留学生ガイダンス、体育会クラブ所属学生ガイダンスなど、学生の特性に応じたガイダンスも実施している（資料 7-30）。なお、2020年度および2021年度においては、COVID-19の影響により、ガイダンスの多くがオンラインによる実施となった。これにより、空間的な制約がなくなったことから、低学年次の学生についても参加可能とした。

企業説明会は、年間を通じて実施している。最も大きなイベントは、「就活フェスタ」である（資料 7-31）。2021年度の就活フェスタは、11月29日から12月4日にかけてオンラインにて実施し、192社の企業と述べ3,193名の学生が参加した（資料 7-32）。就活フェスタは、2019年度まで毎年2月に開催していた「大型業界研究会」の後継にあたるイベントであるが、近年の採用状況や早期化する企業の採用活動等の状況に鑑みて、現在は11月～12月頃の開催としている。その他、本学の特徴を活かした鉄道業界研究会や、公務員セミナー、大東商工会議所との連携による合同企業説明会、個別企業説明会、求人紹介会等も行っており、学生の就職内定・決定に寄与している（資料 7-30,33,34）。

また、学生に対するガイダンス等とは別に、保護者に対する就職講演会も実施している。これにより、就職に対する保護者の理解を促し、保護者から学生へのサポートの強化を図っている（資料 7-35）。

○インターンシップの実施

本学は、大学協定型インターンシップを実施しており、企業や団体での活動経験を通じて職業選択について考える機会を学生に提供している。ただし、2020年度および2021年度は、COVID-19の影響により大学協定型インターンシップは実施できていない。代わりに、就職支援課のオリジナルWebサイトを通じ、学生に対してインターンシップに関する情報提供を積極的に行っている（資料 7-36【ウェブ】）。

以上のとおり、就職支援課は、インターンシップを通じた学生の就業体験に関する適切な支援を実施しているといえる。

○キャリア教育の実施

就職支援課は、各学科の教育課程の中で開設されているキャリア関連科目やインターンシップ関連科目の中で、「職業選択のための自己理解」「業界研究」「就職活動におけるイン

ターンシップの重要性」といったテーマに関する講演を行っている（資料 7-37）。さらに、その中で、SPI e ラーニングの利用方法等についても紹介しており、各学科の教育課程との連携による就職支援の取り組みの幅を年々広げている。

また、就職支援課は、スキルアップ講座や SPI 対策講座を実施している（資料 7-38,39）。スキルアップ講座は、自己分析やグループディスカッション、集団模擬面接等により、就職活動において必要となるノウハウを学ぶことができる内容となっている。さらに、キャリアカウンセラーによる就活特別講座を年中実施しており、時期に応じた学生のニーズを講座に組み入れることで、学生の就職活動全般を適切にサポートしている（資料 7-40）。加えて、資格取得支援と就職支援を一元化し、より手厚い就職サポートを実施するために、2021年4月から就職支援課内に「資格サポートセンター」を開設し、資格取得に関する支援を積極的に行っている（資料 7-41【ウェブ】）。

以上のように、就職支援課は、正課内外におけるキャリア教育を積極的に展開することで、就職に向けた学生の資質・能力の向上に寄与している。

○博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

本学では、博士課程における学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供（以下、「プレ FD」）を実施するための体制が確立していなかったため、これまで具体的な取り組みを実施することができていない。これを受け、2021年12月8日付にて、「大阪産業大学 FD 活動の実施要項」を改定し、今後は、内部質保証推進委員会 FD 部会が、大学院博士後期課程の学生に対するプレ FD の実施、あるいはプレ FD に関する情報提供を行うこととした（資料 7-42）。

○COVID-19への対応

就職支援課は、COVID-19の流行下においても、質の高い進路支援を継続して実施することができるよう、様々な取り組みを展開してきた（資料7-43,44）。

2020年春にCOVID-19の流行が始まって以降、学生は自由にキャンパスに入構することができなくなった。そのため、就職に関する学生からの相談を常時受け付けることができるよう、2020年7月から、LINEチャットを導入した。学生は、LINEチャットに24時間いつでも質問を入力することができ、その質問に対しては、就職支援課の職員が、11時から19時までのあいだに回答することとしている。

また、オンラインにより、ガイダンスや企業合同説明会を積極的に実施しているほか、就職支援課の職員による履歴書・エントリーシートの添削等、個別指導も実施している。

さらに、パソコンを所有していない学生や、自宅で通信環境が準備できない学生に対しては、東キャンパスのワーキング・コモンズに設置している個別ブースの貸し出しを行い、オンライン面接の受験等をサポートしている。

<学生の課外活動支援の適切な実施>

○クラブ活動等の支援

本学では、課外活動の健全な発展と振興を図ることを目的として、課外活動団体に対し、

以下のような支援を行っている。

- ・団体運営資金援助

本学の課外活動団体は、原則として、本学学生自治会による分配金、後援会（保護者組織）と校友会（卒業生組織）からの活動援助金およびクラブ加入者による部活動費で活動を行う。ただし、特別な費用の必要が生じた場合には、課外活動団体からの申請により、大学が、用具購入援助、行事開催援助および学外施設使用援助を行っている（資料 7-45～47）。

- ・大学バスの貸し出し

「大阪産業大学バス運用規程」に基づき、課外活動における学生移動の際のバスの貸し出しを行っている。バスの貸し出しにあたっては、各団体より提出される運行計画に基づき、安全性・合理性の確保といった観点から学生生活課内で検討を行った上で、貸し出しを認めている（資料 7-48）。

- ・施設の提供

「大阪産業大学部室等使用規程」に基づき、学生自治会および同会に所属する課外活動団体（クラブ・同好会等）に対し、部室の貸与を行っている（資料 7-49）。部室は、東キャンパスのクラブハウス棟（第 1～第 3）および新クラブハウス棟に設置している（資料 7-50）。

また、体育会クラブに所属している課外活動団体に対しては、生駒キャンパスの各グラウンドを始め、東キャンパス第 1 グラウンド、総合体育館、Wellness2008、クラブハウス棟内の道場等を貸し出している。

- ・課外活動指導者への啓発活動等の実施

学生が犯罪等に巻き込まれることがないように、課外活動指導者会議において、倫理教育や法令遵守に関する研修を実施するなど、指導者に対する啓発活動を実施している（資料 7-51）。

○COVID-19 への対応

2020 年春、COVID-19 の流行により、大阪府に緊急事態宣言（2020 年 4 月 7 日～5 月 21 日）が発令されたことを受け、本学における課外活動は全面自粛とした。同年夏ごろからは、新規感染者数が減少に転じたため、段階的に活動の再開を認めたが、秋頃から新規感染者数が増加し、大阪府に再度緊急事態宣言（2021 年 1 月 14 日～2 月 28 日）が発令されたことを受け、課外活動を再び自粛することとした。しかしながら、各課外活動団体が加盟する競技連盟等においては、リーグ戦等の公式戦が実施されることもあるため、活動は原則自粛としつつも、条件付きで練習や試合等を認めることとした。この措置は、2021 年 12 月現在においても継続しているが、活動実施の条件については、COVID-19 の感染状況に応じ、適宜改定を行っている（資料 7-52）。

<その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施>

本学は、学生の声を学生支援サービスの改善・向上に繋げるため、「卒業生満足度調査」を毎年度実施している（資料 7-53）。「卒業生満足度調査」は、学生生活課が実施している。学生生活課は、調査結果を取りまとめた上で、関係部署の管理職に結果を提供し、改

善に向けて活用するよう促している（資料 7-54）。

また、部署によっては、自ら学生の声を拾い上げ、サービスの改善・向上に努めている例もある。例えば、就職支援課では、学生面談時やイベント時に実施するアンケートにより、学生の要望を把握し、改善に向けた検討に活用している。最近の具体的事例としては、就職支援課に対する開所時間延長および施設拡充に関する要望への対応が挙げられる。開所時間延長の要望に対しては、2019 年度にシフト勤務制（9 時～19 時）を導入した（ただし、17 時以降の利用者は少なかったため、費用対効果の観点から、2020 年度よりチャットによる 24 時間相談受付に切り替えた）。また、施設拡充の要望に対しては、先述したように、2021 年 3 月に事務室のリニューアルを行い、学生相談スペースの拡充を行った。

**点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

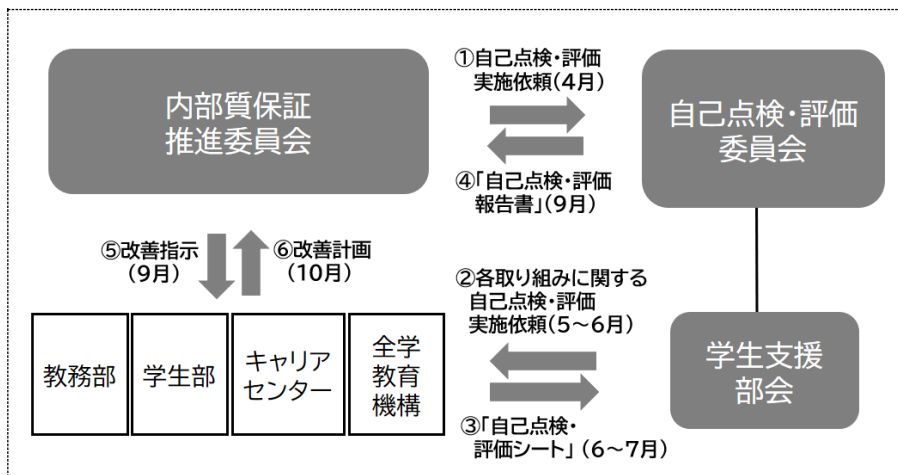
<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価および改善・向上>

○全学的な観点からの点検・評価および改善・向上に向けた取り組み

学生支援の適切性については、毎年 5～7 月に、自己点検・評価委員会学生支援部会において点検・評価を行う。自己点検・評価委員会学生支援部会による点検・評価は、全学教育機構事務室、教務課、就職支援課および学生部が各組織の業務・取り組みに関して行った点検・評価結果を活用し、全学的な見地から行う。点検・評価結果は、9 月の内部質保証推進委員会で確認し、改善の必要が認められる場合は、学長が当該組織の長に対し、改善指示を行う。

2020年度に自己点検・評価委員会学生支援部会が行った自己点検・評価では、今後の学生支援の強化を図るにあたり、学生情報の全学的な共有の推進が必要であることが指摘された（資料7-55）。これに関しては、全学的な対応が必要であることから、内部質保証推進委員会が、IR部会長に検討を行うよう指示し、その結果、(1)IR支援システムの利用権限拡充、(2)「卒業生満足度調査」の自己点検・評価への活用、の2点により対応することを決定した（資料7-56,57）。

図7-2 学生支援の適切性に係る定期的な点検・評価と改善・向上の流れ



○各組織における点検・評価および改善・向上にむけた取り組み

・全学教育機構事務室

学習支援センターおよびランゲージ・カフェに関しては、毎年度末頃に、両施設の管理・運営を担う全学教育機構事務室高等教育センターの管理職と、両施設に関わる教員やスタッフが集まり、合同で懇話会を開催している。そこで、年度内の取り組みや運営状況に関する反省点およびこれからの課題等について意見交換を行い、次年度に向けた改善案を策定している（資料7-58,59）。

・教務課

本学は、中退率の高止まりが長年の課題となっている。そこで、先述のとおり、2019年度より、教務課内に「離学対策チーム」を設け、学生の中退防止に係る様々な取り組みを行っている。「離学対策チーム」は、取り組みの成果を定期的に検証し、学長や教務委員会に報告するとともに、改善に向けた具体的な方策の立案を検討している（資料7-10～12）。「離学対策チーム」は、2021年7月29日にとりまとめた「教務部教務課 2020年度離学対策のまとめと課題（報告）」において、単位修得状況が低調な学生は、自らが抱える問題を放置したり、学習に必要な情報を的確に把握できていないなどといった傾向にあること、また、学生が退学を考えはじめたから決断に至るまでの期間が短いことなどを指摘した上で、今後の改善に向け、個々の学生に目を向けた取り組みや、問題を抱える学生への早期の対応が重要であると指摘している（資料7-12）。こうした検証結果を踏まえ、教務課では現在、新たな修学支援のありかたを検討しているところである。

・学生部

学生の相談に応じる体制の整備、ハラスメント防止のための体制、学生の心身の健康・保健衛生及び安全への配慮に関しては、毎年12月頃、学生部内のミーティングにおいて、当該年度の上半期における取り組みの適切性について検証し、その結果を1月の学生部委員会で確認している（資料7-60）。さらに、その翌年の6月頃には、同じく学生部内のミーティングにおいて、前年度の取り組み状況全体の適切性について検証した上で、改善すべき点を検討し、その結果を7月の学生部委員会で報告している（資料7-61）。

正課外活動を充実させるための支援の適切性に関しては、学生生活課の職員が、クラブ活動指導者と適宜連携しながら、現状の点検・評価および改善・向上に向けた検討を行っている。2021年度においては、生駒キャンパスのグラウンドを使用する課外活動団体の活動を支援するため、大学－生駒キャンパス間のシャトルバスの運行ダイヤの改正を行った（資料7-62）。また、学生生活課が課外活動指導者に向けて日ごろ発信している情報が、必ずしも正しく理解されていないことが確認されたため、ビジネスチャットツールである「LINEWORKS」を導入し、これまで以上に学生生活課と課外活動指導者が綿密にコミュニケーションをとることのできる体制を整えた（資料7-63）。さらに、各課外活動団体の会計処理の在り方に差異があることが確認されたため、財務部の協力により、公認会計士による講習会の実施を企画した（資料7-64）。

・就職支援課

学生のキャリア支援を行うための体制の適切性については、毎年3月頃、キャリアセンター内の管理職・グループ長ミーティングにおいて、検証とそれに基づく改善・向上に向けた検討を行っている。これにより、次年度の中央キャンパス事務室と東キャンパス事務室への適正な人員配置等を決定している。進路選択に関わる支援やガイダンス等の適切性については、毎月1回開催する就職支援課内の全体会議で振り返りを行っている

(資料7-65)。全体会議では、ガイダンスなどへの学生の参加状況や、就職活動の進捗状況について職員間で情報を共有し、適宜改善を行っている。また、毎年1月頃に、就職支援課の年間の開催行事に関する振り返りを行い、次年度の改善・向上に向けた検討を行っている(資料7-66)。さらに、年に1回以上、学科主任、キャリア委員、就職支援課管理職、就職支援課の学科担当職員による打ち合わせ(分科会または定例ミーティング)を行っており、進路支援に関する昨年度および当年度の学科ごとの取り組みなどについて、振り返りを行っている(資料7-67)。

上述の点検・評価活動により、実際の改善・向上につながった事例を紹介する。2020年12月に行った就職支援課内の年間の活動振り返りの際には、オンラインガイダンスのアーカイブ配信の視聴率が、徐々に低下している状況が明らかになった。これを受けて、2021年度のオンラインガイダンスは、原則オンタイム配信とした。その結果、学生の視聴率は向上した(資料7-68)。

(2). 長所・特色

○プロジェクト共育

「プロジェクト共育」は、社会人基礎力の育成を目的として本学が先駆的に導入した正課外教育プログラムであり、2007年の導入以来10年以上にわたって継続的に実施している本学の特色ある取り組みである。

「プロジェクト共育」は、交通、機械、スポーツ、環境等、本学の正課教育の特色を活かしたものが多いが、各プロジェクトには、特定の学部・学科の学生に限らず、学部・学科や学年の枠を超えた様々な学生が参加している。それにより、それぞれの学生が持つ幅広い知識や体験を共有し、大学生活を豊かにする仲間づくりができることもその特徴となっている。

「プロジェクト共育」には、学内における活動を行うものだけでなく、工業高校との共同研究や講習会の開催、小学校での環境授業の実施等、初等中等教育機関との連携活動を行うもののほか、自治体や企業との協働による社会連携活動を行うものなど、様々なプロジェクトが存在し、学生が幅広く学ぶことのできる教育プログラムとなっている。

また、これらの活動の成果については、毎年3月頃に開催する成果発表会により、定期的に発表の機会を設けている(資料7-69~71)。これにより、学生のプレゼンテーション能力の向上を図っている。なお、成果発表会には、学外者も参加することができる。これにより、本学の「プロジェクト共育」を広く社会にPRするとともに、外部機関との連携機会のさらなる拡大を図っている。

2021年度は以下の17プロジェクトが活動している。

【車・乗り物系プロジェクト】

- ・新エネルギービークルプロジェクト
- ・学生フォーミュラプロジェクト

【モノづくり・能力開発系プロジェクト】

- ・太陽系宇宙開発プロジェクト
- ・鳥人間プロジェクト
- ・ロボットプロジェクト
- ・3D CADで「ものづくり」プロジェクト
- ・デジタルテクノロジーで未来の研究をしようプロジェクト

【スポーツ運動系プロジェクト】

- ・ドラゴンボートプロジェクト

【エコ・環境・地域系プロジェクト】

- ・ものづくり育成プロジェクト
- ・森・川・田んぼプロジェクト
- ・市民・地域共同発電所プロジェクト
- ・山里の寺小屋プロジェクト
- ・エコ推進プロジェクト

【学内活性系プロジェクト】

- ・音楽プロデュースプロジェクト
- ・OSUエルダープロジェクト
- ・図書館クラブプロジェクト
- ・OSU舞龍団プロジェクト

○就職支援課におけるCOVID-19への対応

COVID-19の影響下において、本学が、学生が24時間いつでも相談可能なLINEチャットの導入や、オンラインによるガイダンス、企業合同説明会、履歴書添削等の実施など、様々な取り組みを積極的に行ってきたことは、現状説明において述べたとおりである。また、これらの取り組みを推進するにあたっては、職員のICT関連スキルの向上、PCの手配、在宅勤務者の電話対応のためのアプリ電話の導入等、就職支援課内の環境整備も同時並行で進める必要があった。本学は、これらの環境整備をいち早く行い、COVID-19の影響下においても、学生が就職活動に支障をきたすことがないように努めてきた。これにより、オンラインによる個別指導に関しては、2020年4月1日から7月1日までの3カ月のあいだに、1,711件もの対応を行うことができた（資料7-43）。また、同期間中には、オンラインによるガイダンスを3回実施したほか、SPI対策講座や、合同企業説明会を実施することもできた。オンラインガイダンスに関しては、アンケート回答者の87%が満足したと答えており、学生から高い評価を得ることができた（資料7-44）。

○就職支援と資格取得サポートの連携

本学は、就職支援と資格取得サポートの有機的連携を図ることで、進路支援の質をさらに向上させるため、2021年度より、就職支援課内に「資格サポートセンター」を開設した。「資格サポートセンター」は、資格講座の開講等によって、学生の資格取得に関する支援を行っており、2022年1月24日時点で、資格講座の受講者数は461名となっている（資料7-72）。なお、2020年度までは、資格取得支援業務は全学教育機構事務室高等教育センターが行っていたが、2020年度の資格講座の受講者数は約130名であった。このことから、就職支援と資格取得支援を結びつけたことで、資格取得に対する学生の意欲が大きく向上したことがうかがえる。これにより、今後の就職率の改善・向上につながることを期待できる。

(3). 問題点

なし

(4). 全体のまとめ

本学は、「学生支援に関する方針」に基づいて、修学支援、学生生活支援および進路支援を中心とした学生支援を行っている。

修学支援に関しては、学習支援センターやランゲージ・カフェの設置、「プロジェクト共育」の取り組みなどにより、正課における学生の学びを側面から支援している。また、学生の修学支援に関する基幹部署である教務課は、学科教員と連携して丁寧な履修指導を行っているほか、2018年に設置した「離学対策チーム」により、学生の中退予防に向けた取り組みを積極的に展開している。障がいを持つ学生への対応は、教務課と学生相談室が担っており、それぞれが合理的配慮に基づく適切な修学支援を行っている。

学生生活支援に関しては、奨学金制度や授業料減免制度による経済的支援をはじめ、健康管理センターによる定期健康診断や日々の健康指導、応急処置、学生部を相談窓口としたハラスメントへの対応など、学生が安定した学生生活を送ることができるよう、必要な配慮、措置を行っている。また、課外活動に関しては、用具購入援助をはじめとした経済支援、必要な施設設備の貸し出しを通じて活動の活性化を図っている。さらに、現在建設中の学生会館が2023年3月に完成予定となっており、課外活動環境のさらなる充実が期待できる。

就職支援に関しては、近年施設等の拡充を進めるとともに、職員一人ひとりの能力向上にも努めており、ハード面とソフト面の両面から支援の質の向上を図っている。また、変化の激しい社会情勢においても適切な支援を維持できるよう創意工夫を凝らし、様々な対応を行っている。特にCOVID-19の対応に関しては、いち早くBCPを策定しそれを実行することで、従来の就職支援の質を維持しつつ、ニューノーマルを見据えた新たな支援の在り方を見出すことにも繋がった。

以上のように、本学は学生支援に関する様々な対応や取り組みを適切に行っている。しかしながら一方で、本学は学生の中退率の高さが長年の問題となっている。加えて、高等教育がユニバーサル段階に入った今日、これまで以上に多様な学生の受け入れを行うことで、学生支援に関する対応はますます複雑困難なものとなっている。それらの学生への適切な対応を継続して行っていくため、今後は学生支援に係る各部署のさらなる連携強化や、教職員一人ひとりの資質・能力の向上に努めていく必要がある。

第8章. 教育研究等環境

(1). 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の明示>

本学は、教育研究等環境に関する方針を以下のとおり定め、本学Webサイトで公表している（資料2-1【ウェブ】）。

【教育研究等環境に関する方針】

大阪産業大学は、学生の安全および健康を守り、学生の学習および教員による教育研究活動を充分に行うことができるよう、教育研究等環境に関する方針を以下のとおり定める。

1. 施設設備等の整備

- (1) 学生の安全、健康、利便性を優先した計画的なキャンパス整備を行う。
- (2) 学生や教職員だけでなく、地域住民からも積極的に利用されるキャンパス整備を進める。

2. 情報通信環境の整備

- (1) 学生の学習や教員の教育研究活動がより円滑かつ効果的に行えるよう情報通信環境の整備を進める。
- (2) 学生および教職員が利用する情報基盤に関し、安心・安全で快適な環境を安定して提供するため、情報セキュリティの強化を図る。
- (3) 学生および教職員の情報倫理の確立に向けた取り組みを継続的に行う。

3. 図書館の整備

- (1) 学生の学習および教員の教育研究活動を支援するため、図書、学術雑誌等の学術情報資料を系統的に整備する。
- (2) 座席数や開館日数、開館時間等、学生の学習に配慮した図書館利用環境を整備する。
- (3) 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークを整備し、学術情報の相互提供を行う。
- (4) 学生に対して、学術情報サービスを適切に提供するための専門的な知識を有する職員を配置する。

4. 研究環境の整備

- (1) 教員の研究活動を支援するため、研究費の適切な支給その他研究環境の整備を行う。
- (2) 研究倫理に関する学内審査機関の整備を行い、研究倫理の遵守を徹底する。

本方針は、本学の理念・目的の内容と直接関連するものではなく、教育研究等環境について大学として一般的に整備すべき内容を謳うにとどまっているが、総合大学である本学の理念・目的を実現するための必要十分な内容であるといえる。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

<施設、設備等の整備及び管理>

○校地、校舎、運動場等

本学が現有する校地面積は、専用部分と共用部分を合わせ 155,730.7 m²であり、大学設置基準に定める面積を十分満たしている（大学基礎データ表 1）。また、運動場用地として 85,438.2 m²を有し、正課の授業や課外活動に必要なグラウンド、テニスコートなどを整えている（大学基礎データ表 1）。運動施設は、中央キャンパス内の総合体育館、東キャンパス内の第一グラウンド、南キャンパス内の「Wellness2008」のアリーナのほか、生駒キャンパスにもグラウンドを有している。なお、生駒キャンパスへの移動に要する時間は、片道 10 分程度であり、大学が運行しているバスによって安全に移動することが可能である。

また、校舎面積は 107,631.9 m²であり、これについても大学設置基準に定める面積を十分に満たしている（大学基礎データ表 1）。校舎は、主に文系学部の学生が学ぶ中央キャンパス、理系学部の学生が学ぶ東キャンパス、スポーツ健康学部の学生が学ぶ南キャンパスにそれぞれ配置し、必要な講義室、演習室、実験・実習室等を備えている。

○ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

本学では、学内のネットワーク環境、情報通信(ICT)機器ならびにソフトウェアなどの整備を情報科学センターが担当している。

情報科学センターは以下のような業務・サービスを行っている。

(1) PC 演習室の管理・運用

(2) 無料無線 LAN ネットワーク(LEONET Wi-Fi)および国際学術無線 LAN ローミング基盤(eduroam)の整備・運用（講義室 147 室、学生窓口、食堂および休憩施設等 25 ヶ所にアクセスポイントを設置）

(3) 研究室、教室、事務室、クラブハウスなどへの情報コンセントの設置

(4) 包括ライセンス契約による、マイクロソフト社製 EES、アドビシステムズ社製 ETLA およびアクセンチュア社製 SAVCE の無償貸出

(5) 教育支援システム（WebClass）の管理・運用

情報科学センターは、以上のような業務、サービスにより、学生の学びと教職員の教育研究活動において必要不可欠である安心・安全で快適なネットワーク環境や、情報通信技術（ICT）に関わる機器、備品等を安定して提供している。

情報科学センターが管理運用する情報インフラおよび業務系システムについては、通信回線を含めて適切に管理されており、教育研究に支障を及ぼすような重大インシデントは発生していない。

なお、2020年春頃から流行した COVID-19 の影響により、本学においても、オンラインによる授業が中心となったことから、ネットワーク環境や ICT 機器等のさらなる充実が急務となった。幸い、本学は、出席管理システムの導入に向け、2019年度末までに、すべての教室で無線 LAN に接続することができる環境の整備を終えていたため、2020年度前期から、円滑にオンライン授業に移行することができた。また、オンライン授業への移行に伴い、これまで使用率の低かった教育支援システム (WebClass) が、ほぼすべての授業で使用されることになったため、当該システムに係るストレージの増強を行った。さらに、オンライン授業の実施を支援するため、G Suite Enterprise for Education のライセンスを購入した。一方、学生に対しては、応急的な PC の貸し出しや、Web サイトによる情報提供により、オンライン授業への円滑な移行を支援した (資料 8-1【ウェブ】)。

以上のように、本学におけるネットワーク環境や情報通信技術 (ICT) 等機器、備品等の整備は、情報科学センターが適切に行っている。なお、ネットワーク環境等の具体的な整備状況は、情報科学センターの Web サイトで確認することができる (資料 8-2【ウェブ】)。

○施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保については、事業計画に基づき、財務部管財課が行っている。たとえば、2020年度においては、(1) キャンパス整備計画に伴う基本計画策定及び設計施工業者選定、(2) 13号館外壁タイル調査・補修工事、(3) 7号館防火設備改修工事、(4) 特高電気室中央高圧分岐盤改修工事、(5) Wellness2008 空調機修繕工事、(6) 7号館照明 LED 化工事、(7) 15号館サッシ改修工事、(8) 総合図書館エレベーター改修工事、(9) 総合体育館床改修工事、(10) 9号館・ランゲージカフェ・都市創造工学科実験解析棟・特別高圧電気室・クラブハウス・実験実習棟・クリスタルテラス・8号館・セミナーハウス・ゲストハウスの建物長期修繕計画のための建物診断、といった各事業を実施した。

また、管財課は、法令で定められている受変電設備精密点検および消防設備不良箇所是正作業を行い、公的機関へ報告している。さらに、施設設備の維持管理をより強化するため、委託している保守管理業者から必要な修理・保全箇所の報告を適宜受ける体制を取っている。なお、施設設備等の改修および更新の際は、利用者からもヒアリングを行っている。

以上のように、本学は計画に基づく施設、設備等の整備を適切に行っており、学生および教員が学習活動や教育研究活動を展開するために必要な環境を整えている。

なお、COVID-19 の流行下における学生、教職員の安全・衛生確保のための取り組みは、次のとおりである。まず、キャンパス入構各所に、サーマルカメラを設置した。これにより、学生や教職員が速やかに検温を済ませた上で、キャンパスに入構できるようになった (資料 8-3)。さらに、各建物の入口付近に、手指消毒用アルコールを設置した (資料 8-4)。各教室においては、教壇に飛沫防止のためのアクリルスタンドを設置したほか、学生同士

のソーシャルディスタンス確保のための座席シール貼り付け、簡易消毒液とふき取りウエスの設置等を行った（資料 8-5）。なお、教室内は、毎日 1 回消毒清掃を実施している。

○バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

本学は、利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備を進めてきたところではあるが、バリアフリーへの対応に関しては課題が多い。まず、中央キャンパスについては、スロープの設置などにより、車椅子の利用者でも各館を行き来することはできるものの、建物内には階段でしか行くことのできない教室や、入口に段差のある教室があるなど、十分な利便性は確保されていない（資料 8-6）。また、総合図書館は、スロープが急勾配で、滑り止めも不十分なため、車椅子の利用者にとっては安全な移動が困難な現状となっている（資料 8-7）。一方、東キャンパスについては、主要教室が設置されている 3 号館、4 号館、8 号館にエレベーターがなく、また、それぞれの建物において教室は 3 階より上に配置されていることから、現状において車椅子利用者が教室に行くことができない。当然、車椅子を使用していない身体障害者の方たちにとっても、教室への移動は困難な状況である。ただし、バリアフリーの問題に関しては、2020 年度の自己点検・評価を契機に、大学が主導で問題点を詳細に抽出し、学長が理事長に対して改善を申し入れた結果、現在は法人本部の管財課が中心となり改善に向けた具体的な検討が進んでいることから、今後は、自己点検・評価によりその進捗を確認していく（資料 8-8）。

なお、本学の最近の取り組みにおける好事例としては、多様化する学生等への対応として、従来の身体障害者用のトイレを、身体障害者の学生だけではなく、LGBT 等多様な学生たちも使用できるよう、「おもいやりトイレ」と名称を改めたことが挙げられる（資料 8-9）。「おもいやりトイレ」には、利用者にとってわかりやすいよう、ピクトサインを設置するなどの配慮を施している。

○学生の自主的な学習を促進するための環境整備

本学では、学生の自主的な学習を促進するために、以下のような環境を整備している。まず、総合図書館では、個人学習室を整備し、学生が集中して学習できる環境を整えている。また、グループワークやディスカッションが可能な学習空間も整えている（資料 8-10 【ウェブ】）。特に 2016 年 5 月に開設したラーニング・コモンズは、学生の能動的な学びを支援・促進するために設置したものである。これにより、プレゼンテーションの実施や練習、授業やゼミでの発表およびその準備、教職課程履修者による模擬授業、その他学生によるグループワークなど多様な利用が可能となり、幅広い学習支援の場となっている（資料 8-11 【ウェブ】）。

また、総合図書館以外でも、自主的な学習を促進するための環境整備を進めている。2019 年 4 月には、学園創立 90 周年記念事業の一環として、16 号館 3 階に「90Hall」を開設した。90Hall には、カラフルなデザイン家具やクラフト感のあるスタジアムベンチ、卓球台型テーブル、大人数で囲めるビッグテーブルなどを設置しており、学生が自習やグループ学習のために利用することができる（資料 8-12）。さらに、2019 年 7 月には、同じく学園創立 90 周年記念事業の一環として、東キャンパス学生サービスセンター 1 階に「ワーキング・コモンズ」を開設した。ワーキング・コモンズには、ホワイトボードや可動式テーブ

ル（80席）を設置しており、学生が個人やグループで自由に学ぶことができる空間となっている（資料 7-27【ウェブ】）。

さらに、5号館2階には教職研修室を設け、教職課程を履修している学生が自主的な学習に取り組むことのできる環境を整備している。教職研修室は、中学校や高等学校の教室をイメージできるようなデザインを施すことで、教育実習や教員採用試験を控えた学生が効果的な模擬授業を実施することが可能な空間となっている（資料 8-13）。

そのほか、PC演習室を、授業で使用していない時間に、学生が自由に使用できるように開放することで、学生の自主的学習の促進に寄与している。なお、PC演習室の開室状況（使用可能状況）は、Webサイトや産大モバイル（スマホアプリ）で確認することができる（資料 8-14【ウェブ】、8-15）。

<教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み>

本学は、「情報ネットワーク利用者に対する情報倫理規程」を定め、情報倫理の確立に努めている（資料 8-16）。この規程では、情報ネットワーク利用者が良識的行動規範を持って臨めるよう、情報倫理に関する基準を定めるとともに、基準違反行為に対する措置を明確にしている。

また、2019年12月には、学園全体のセキュリティポリシーである「学校法人大阪産業大学情報管理基本方針」を制定した（資料 8-17）。併せて、これに基づく「学校法人大阪産業大学情報管理基本規程」および「学校法人大阪産業大学情報セキュリティ対策基準」も制定した（資料 8-18,19）。これらにより、教育・研究活動および校務の運営において利用する情報資産を保護し、それらの適正かつ効率的な活用を実現するための学園全体のルールを規定した。さらに、2020年度には、これらに基づき、情報科学センターが、所管の関連諸規程の改正を行った。

この他の取り組みとして、学生に対しては、入学直後の新入生全員を対象とした ICTリテラシガイダンスを実施し、情報倫理に関する理解を促している（資料 8-20,21）。当ガイダンス実施後には、ICTリテラシに関するアンケートを実施し、学生の理解状況を把握している（資料 8-22）。

教職員に対しては、毎年「ソフトウェアの適正利用等に関する点検」を実施し、著作権法の遵守についての注意喚起と啓蒙を兼ねた調査を行っている（資料 8-23,24）。

以上のとおり、本学は、教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みを適切に行っているといえる。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

<図書資料の整備と図書利用環境の整備>

○図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

本学では、「大阪産業大学総合図書館資料収集方針」に基づき、体系的な蔵書の充実を図っている（資料8-25）。具体的な取り組みとして、「学部別選定図書」制度を設け、各学部の教育ニーズを反映しながら蔵書を充実させているほか、リクエスト制度および「学生選書モニター」により、学生のニーズへの対応も行っている（資料8-26,27【ウェブ】、28【ウェブ】）。量的整備状況は、2021年5月時点で、蔵書数が502,088冊（製本雑誌数を除く）、雑誌の種類は1,735種となっている（大学基礎データ表1）。ただし、学生一人当たりの図書の蔵書数は、近隣の私立大学と比較すると、決して多いとはいえない状況である（資料8-29）。

以上のとおり、本学は「大阪産業大学総合図書館資料収集方針」に基づいて蔵書の充実を図っているが、蔵書数が未だ不十分であり、今後の課題であるといえる。この課題に対処するため、第二期中期事業計画期間（2022年度～2024年度）においては、雑誌の受入種数の増加を段階的に行っていくことを計画している（資料1-16）。

○国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

本学は、学術情報相互提供システムを、以下のように適切に整備している。

- (1) 国立情報学研究所（NII）の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT）に参加し、図書館利用者に提供するとともに、他館資料の目録、所在情報を提供している（資料8-30【ウェブ】）。また、他館に対し、本学所蔵資料の情報を、洋書の一部を除いて提供している。今後さらなる情報提供を行うため、本学の目録整備を進めている。
- (2) 国立情報学研究所の図書館相互貸借サービスであるNACSIS-ILLに参加しており、図書の貸借、文献複写の受付、依頼等のサービスを実施している。また、相互利用の申込にあたっては、レファレンスカウンターでの受け付けのほか、電子メールや図書館システムのMyLibrary機能を利用して、オンラインからも受け付けを行うことで、利用者の利便性の向上を図っている（資料8-31【ウェブ】）。

○学術情報へのアクセスに関する対応

本学は、学生や教職員が、目的の図書や雑誌が図書館にあるかどうかを検索できるよう、OPAC（蔵書検索）を導入している（資料8-32）。OPACは、図書館専用端末やWebサイトから利用することができる。また、学生が学術情報へのアクセスを円滑に行うことができるよう、文献検索ガイダンス、ゼミ・研究室向けガイダンスを積極的に実施している。

なお、COVID-19への対策として、学外からデータベースやオンラインジャーナルにアクセスすることができるよう、ネットワーク環境を整備している（資料8-33【ウェブ】）。

以上のとおり、本学は学術情報へのアクセスに関する対応を適切に行っているといえる。

○学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

総合図書館の座席数は、2021年5月1日時点で、学生収容定員8,171名に対して927席であり、10%以上の座席数を確保している（大学基礎データ表1）。また、2020年度の年間開館日数は286日であり、文部科学省の「令和2年度学術情報基盤実態調査報告」における国

公私立大学の年間開館日数平均の268日、私立大学平均の261日をいずれも上回っている（資料8-34）。開館時間は、通常は9：00～21：40としており、夏期および春期休業期間については9：30～18：00としている（資料8-35【ウェブ】）。

なお、COVID-19への対策として、現在は開館時間を9：30～17：50に短縮し、土曜日は閉館としている。ただし、図書の貸し出しについては、現在郵送貸出サービスを行っており、学生の学習に極力支障のないよう努めている。また、総合図書館の利用に際しては、マスク着用、入館時の手指消毒、ソーシャルディスタンスの確保を徹底し、加えて入館者数の制限を行っている。さらに、アクリルパーテーションを設置し、感染防止に努めている。同じくCOVID-19への対策として、総合図書館の利用案内をWeb上でやっている（資料8-36【ウェブ】）。

このように、本学園の総合図書館は、充実した利用環境を整えており、COVID-19への対策においても様々な工夫を凝らし、学生の学習にできる限り支障のないよう努めている。ただし、総合図書館は、建物の老朽化という問題を抱えており、蔵書数不足の改善と合わせて検討課題となっている。

<図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置>

本学の総合図書館における事務は、専任事務職員2名と、複数の外部委託職員によって構成されている。2021年度においては、委託職員20名中16名が図書館司書の資格を有しており、収書・目録作成およびレファレンスやガイダンスなど、特に専門的能力が必要とされる業務に従事している（資料8-37）。しかし、同規模大学と比較して、職員数は明らかに少ないといえるため、早期の改善が必要である。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

<研究活動を促進させるための条件の整備>

○大学としての研究に対する基本的な考えの明示

本学では、研究に関する方針を以下のとおり定め、Webサイトで公表している（資料8-38【ウェブ】）。本方針により、研究を通じ社会の発展、世界の平和、環境保全に貢献していくという本学の基本姿勢を示している。

【研究に関する方針】

大阪産業大学は、建学の精神に基づき、教育理念を実現するための活動のみならず、持続可能で豊かな社会、国際社会の平和、人類の福祉や地球環境の保全に寄与する知の成果を得るための研究を行います。この研究の成果を研究論文、著書、知的財産などに取りまとめて公表し、社会への貢献と教育への還元に結びつけます。また、大阪産業大学はすべての武器・防衛装備品の開発に関する研究、およびこれらへの転用を目的とする研究は行いません。

○研究費の適切な支給

本学の研究費は、「教育職員研究補助費」（以下、研究補助費）、「学内研究組織」に係る研究費、「学会旅費」の3系統に分かれている。「研究補助費」および「学内研究組織」に係る研究費は産業研究所事務室が管理し、「学会旅費」は庶務課が管理している。

研究補助費は、専任教員およびそれに準ずる特任教員の研究活動を支援するための研究費として支給している。研究補助費については、「大阪産業大学教育職員研究補助費支給規程」に詳細を定めている（資料 8-39）。研究補助費は、専任教員に対して年額 44 万円、専任教員に準ずる特任教員に対して年額 22 万円を配分している。専任教員が予算を執行する場合には、その都度、請求書または立替払い申込書とともに、研究費支出申込書の提出を義務付けている。また、年度末までに研究経過・成果報告書、研究費使途報告書および次年度の研究計画書の提出も義務付けており、2020 年度の報告書の提出率は約 95%、2021 年度の計画書の提出率は 100%となっている（資料 8-40）。

「学内研究組織」に係る研究費は、学内における競争的研究費である。この研究費は、「大阪産業大学産業研究所規程」に定める「学内研究組織」に対して配分する（資料 3-8）。学内研究組織に関する詳細は、別に定める「産業研究所研究組織に関する内規」に規定している（資料 8-41）。学内研究組織は、「科学研究費助成事業組織」と「採択枠組織」に大別される。「科学研究費助成事業組織」は、当該年度の科学研究費助成事業（以下、科研費）に研究代表者として申請している専任教員（または専任教員に準ずる特任教員）が、産業研究所への申請により設置することのできる学内研究組織である。一方、「採択枠組織」は、当該年度の科研費の継続課題を、研究代表者として有している専任教員（または専任教員に準ずる特任教員）が、産業研究所への申請により設置することのできる学内研究組織である。いずれの研究組織も、単独あるいは複数の教員により構成することができる。すべての研究組織には、主任研究員（科研費における研究代表者）を置き、そのうち複数の教員で構成する研究組織には、分担研究員（科研費における分担研究者）を置く。なお、限られた財源でできるだけ多くの研究者を支援できるようにするため、1 名の教員が複数の学内研究組織に所属することはできない。研究費の配分対象となる科研費の研究種目や、予算の上限は、年度ごとに作成する「学内研究組織設置申請要領」に定めている（資料 8-42）。2022 年度における研究種目と予算上限は表 8-1 のとおりである。学内研究組織の研究期限は 1 年とし、学内研究組織には、その研究の成果を、研究期限の翌年までに「産業研究所報」で報告することを課している（資料 8-43【ウェブ】）。

学会旅費は、学会出張に係る旅費として、専任教員に対して年額 22 万円、専任教員に準ずる特任教員に対して年額 11 万円をそれぞれ配分している。さらに、学会において研究

発表する者については、年1回5万円を限度として別に支給している（資料8-44）。

以上のとおり、本学は各種規程に基づいた研究費の適切な支給を行っているといえる。

表8-1 2022年度 学内研究組織に係る研究種目および予算上限額

科研費研究種目	予算上限額	
	科研費助成事業組織	採択枠組織
基盤研究（S・A）	300万円	50万円
基盤研究（B）、挑戦的研究（開拓）	200万円	40万円
基盤研究（C）、挑戦的研究（萌芽）、若手研究、新学術領域研究（研究領域提案型）（公募研究）、研究活動スタート支援	100万円	30万円

○外部資金獲得のための支援

前述のように、学内研究組織の設置申請は、科研費への応募を前提としている。これにより、本学は外部資金獲得に向けた教員の意識向上を図っている。

また、産業研究所事務室では、科研費獲得支援のための方策として、以下のような取り組みを実施している。

- (1) 科研費獲得に知見のある講師を招いた研修会の開催
- (2) 日本学術振興会の担当者による科研費に係る審査や制度等に関する学内説明会の開催
- (3) 外部業者による科研費申請書類の添削支援
- (4) 各学部学科事務室への科研費申請書類作成に関する参考書等の設置
- (5) 学内で過去に採択された科研費に関する応募書類閲覧サービス
- (6) 産業研究所事務室にリサーチ・アドミニストレーター（URA）を配置

○研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

本学は、専任教員である全ての教授、准教授、講師に対して個人研究室を整備している。また、「学校法人大阪産業大学海外留学および海外出張規程」および「大阪産業大学国内留学規程」を定めており、教員が一定期間研究に専念することができる制度を設けている（資料8-45,46）。また、「大阪産業大学学会海外留学費補助金規程」では、海外留学者に対する補助金の支給について定めている（資料8-47）。なお、海外留学をして補助金を受給した専任教員は、成果報告として「大阪産業大学学会報」に留学記を寄稿することが必要となる。

以上のとおり、本学は研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等を適切に行っている。

○リサーチ・アシスタント（RA）等の研究活動を支援する体制

本学は、「大阪産業大学リサーチ・アシスタント（RA）に関する規程」を定めている（資料8-48）。これにより、大学院研究科、研究所等の研究支援体制の充実を図るとともに、本学大学院博士後期課程の学生が研究補助者として従事することで、学生自身の研究遂行

能力の育成にも寄与している。

○ティーチング・アシスタント (TA)、スチューデント・アシスタント (SA) 等の教育活動を支援する体制

本学は、教員の教育研究活動を支援するため、TA および SA を採用している。

TA については、「大阪産業大学ティーチングアシスタント (TA) に関する規程」に詳細を定めている (資料 8-49)。本規程に基づく TA 制度は、本学大学院生が、TA として学部学生の実験・実習および演習等の授業を補助することにより、教育効果の向上を図ることを目的としているが、その一方で、TA を務める大学院生自身の資質の向上にも寄与している。

SA については、「大阪産業大学授業補助に係るスチューデントアシスタント (授業 SA) に関する規程」に詳細を定めている (資料 8-50)。本規程に基づく SA 制度は、学部学生が、担当教員の指示の下、SA として実験・実習および演習等の授業を補助することで、教育効果の向上を図るものである。SA 制度においても、TA 制度と同様に、SA を務める学生自身の資質向上を図ることも、その目的の一つとしている。

以上のとおり、本学はティーチング・アシスタント (TA)、スチューデント・アシスタント (SA) 等により、教育活動を支援する体制を適切に整備している。

点検・評価項目⑤: 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1: 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供 (コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施)
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

< 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み >

○規程の整備

本学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」(2007年2月 文部科学大臣決定) に基づき、研究費の取り扱いに係る不正を防止することで社会的責任を果たし、研究の信頼性と公平性および自由な研究活動の遂行を確保することを目的に「大阪産業大学研究費の不正使用防止に関する規程」を定めている (資料8-51)。また、同ガイドラインに基づき、研究活動に係る不正行為の防止を目的に「大阪産業大学研究活動に係る不正行為防止に関する規程」を定めている (資料8-52)。さらに、「大阪産業大学研究費の不正使用防止に関する規程」第 10 条および「大阪産業大学研究活動に係る不正行為防止に関する規程」第 7 条に定める研究倫理委員会について必要な事項を「大阪産業大学研究倫理委員会規程」で定めている (資料8-53)。加えて、人を対象とする研究を遂行する上で研究者が遵守すべき倫理行動規準および研究実施の手続きに関する事項については、「大阪産業大学「人を対象とする研究」倫理規程」で定めている (資料8-54)。以上のような規程を整備することで、本学では研究倫理の遵守に必要な措置を講じている。また、研究費の不正使用防止対策の基本方針と行動規範については、大学の Web サイトで公表し

ている（資料8-55【ウェブ】）。

なお、前述の各規程に関して、文部科学省の研究倫理や研究活動の不正防止に関する方針等に変更があれば、いち早く情報を掴み、産業研究所委員会で改正案を審議している。

以上のとおり、本学は社会一般の趨勢等を踏まえ、研究倫理、研究活動の不正防止に関する各種規程を適切に整備している。

○教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施）

コンプライアンスや研究倫理に関する教育については、先述の「大阪産業大学研究費の不正使用防止に関する規程」および「大阪産業大学研究活動に係る不正行為防止に関する規程」の中で定めている（資料8-51,52）。

コンプライアンス教育は、科研費に携わる教育職員および研究費に携わる事務職員に対して毎年度研修会を実施している（資料8-56）。また、各学部・研究科において独自に行われているコンプライアンス教育については、研究倫理委員会において、毎年度の実施状況および次年度に向けた実施計画を共有することで、定期的な実施を実現している。なお、2020年度においては、COVID-19の影響により、上述の研修会を実施せず、代わりに、科研費に携わる教育職員および研究費に携わる事務職員に対して、倫理教育に関する資料を配布した（資料8-57）。併せて、全教育職員に対して「研究費執行ガイドブック」を配布した（資料8-58）。

研究倫理教育については、e-learningによる教育を実施しており、2年に一度、全教育職員および研究活動支援業務に携わる事務職員を対象に実施することとしている。直近の2019年度から2020年度にかけても、全教育職員および研究活動支援業務に携わる事務職員を対象に、e-learningの受講を促し、そのほとんどが受講を完了している（資料8-59）。また、新任教育職員のうち、前任校等でe-learningを受講していない者に対しても受講を促し、それぞれが受講を完了している。以上のように、e-learningを導入することで、研究倫理教育の受講状況や修了状況を把握することができ、未修了の職員には受講を促すことが可能な体制となっている。また、『科学の健全な発展のために』（日本学術振興会編集、通称「グリーンブック」）を全教育職員に配付しており、教育職員による学生への研究倫理教育の推進も図っている。

以上のとおり、本学はコンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的にも実施することで、研究倫理を遵守する学内風土の醸成に努めている。

○研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理に関する学内審査機関については、先述の「大阪産業大学「人を対象とする研究」倫理規程」の定めに基づき、「人を対象とする研究倫理審査委員会」を設置している。2020年度は委員会を計8回開催し、23件の審査（メール審議を含む）を実施した。

また、安全保障輸出管理に関しては、2020年4月1日に「大阪産業大学安全保障輸出管理規程」を制定し、管理体制と手続きを明確化した（資料8-60）。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

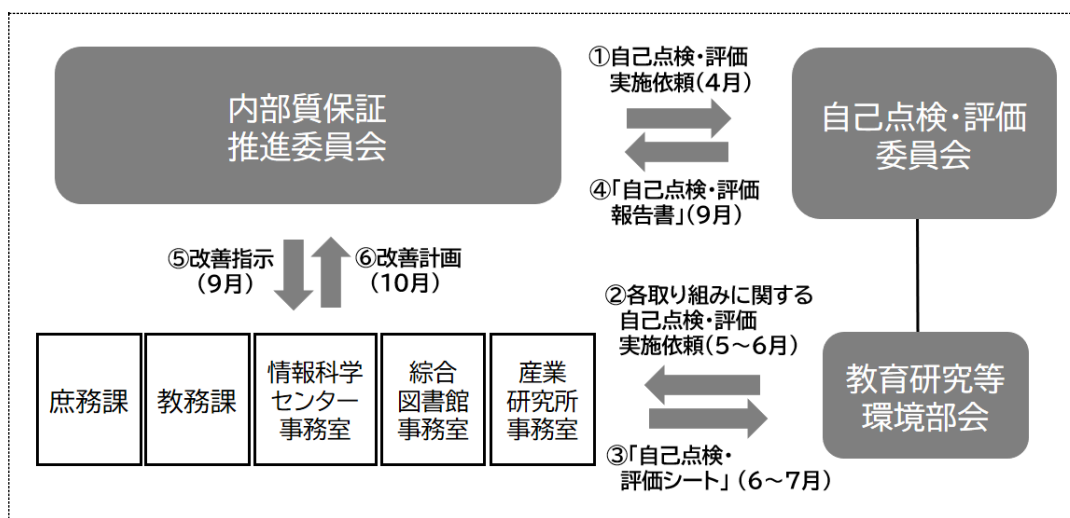
＜教育研究等環境の適切性の定期的な点検・評価およびその結果に基づく改善・向上＞

○全学的な観点からの点検・評価および改善・向上に向けた取り組み

教育研究等環境の適切性については、毎年5～7月に、自己点検・評価委員会教育研究等環境部会において点検・評価を行う。自己点検・評価委員会教育研究等環境部会による点検・評価は、庶務課、教務課、情報科学センター事務室、総合図書館事務室および産業研究所事務室が、各組織における教育研究等環境の適切性について行った点検・評価結果を活用し、全学的な見地から行う。点検・評価結果は、9月の内部質保証推進委員会で確認し、改善の必要が認められる場合は、学長が当該組織の長に対し、改善指示を行う。

2020年度に自己点検・評価委員会教育研究等環境部会において実施した自己点検・評価では、バリアフリーに関する対応が不十分である問題が指摘された。これを受けて、庶務課が教職員にヒアリングを行い、バリアフリーに関する施設改善要望を取りまとめ、学長に報告した（資料 8-61）。その後、学長が理事長へ施設改善要望を伝え、現在は管財課が改善に向けた具体的な検討を行っている（資料 8-8）。

図8-1 教育研究等環境の適切性に係る定期的な点検・評価と改善・向上の流れ



○各組織における点検・評価および改善・向上に向けた取り組み

・施設・設備等の整備及び管理

キャンパスの施設・設備に関しては、保守管理を委託している業者からの定期的な報告や、毎年度の施設・設備改善に関する教員・学生からの意見・要望の聴取により、現状の問題点を点検している。それらの問題点については、毎年6月に行う庶務課、教務課、学生生活課、管財課による合同打ち合わせにおいて検証した上で、改善・向上に向けた検討を行っている（資料8-62）。

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備に関しては、①情報ネットワーク関係の専門業者と情報科学センター事務室による毎月のミーティング、②PC 演習室関係の専門業者と情報科学センター事務室による毎月のミーティングによって、それぞれ定期的に点検・評価と改善・向上に向けた検討を行っている。また、それを踏まえた情報科学センターの重点・特別業務の進捗状況については、情報科学センターの研究会議および情報科学センター運営委員会に報告し、意見を聴いている（資料8-63～66）。

- ・図書館、学術情報サービスを提供するための体制とその機能

図書館、学術情報サービスを提供するための体制等については、毎年1回、総合図書館委員会において、日本図書館協会発行「日本の図書館 統計と名簿」に基づき作成する資料により、関西地区の学生数上位25大学間の比較数値をもとに、本学の現状を確認している（資料8-29）。

- ・適切な研究活動を支援するための環境や条件の整備

研究費の適切な支給および外部資金獲得のための支援に関しては、産業研究所事務室が行う毎月の産業研究所委員会事前打ち合わせにおいて、各業務や取り組みに関するこれまでの振り返りと、それを踏まえた改善検討を行っている。

また、研究補助費については、先述のとおり、各教員が毎年度末に研究補助費の経過報告書を産業研究所事務室に提出することとしている。産業研究所事務室は、その報告書および研究費使用状況一覧を、各学部長および各学科主任へ提供する。これにより、研究費の運用状況について、事務組織と教員組織の双方がそれぞれ点検・評価し、研究活動の適正化を図ることができる仕組みを確立している。

(2). 長所・特色

科研費の獲得は、研究者である教員の研究推進につながるだけでなく、研究組織である大学の社会的評価にも大きく影響する。このようなことから、本学は、所属教員に対し、科研費獲得のための様々な支援を行っている。主な取り組みとして、2019年度においては、科研費獲得に関する知見を有する他大学の教員を招いて学内セミナーを開催したほか、日本学術振興会の担当者を招いて、科研費に係る審査や制度等に関する学内説明会を開催した（資料 8-67,68）。また 2017 年度からは、外部業者と契約し、希望者に対する科研費応募書類の添削支援を行っている（資料 8-69,70）。さらに産業研究所事務室にリサーチ・アドミニストレーター（URA）を配置し、科研費獲得に向けた情報収集・提供や科研費への応募の支援を行っている（資料 8-71）。また学内研究組織の設置申請を、科研費申請と連動させることで、科研費の応募件数や採択件数の増加を図っている。

(3). 問題点

本学の総合図書館においては、学生一人当たりの図書の蔵書数が私立大学平均値に比して低い水準となっていることから、大学規模に見合う蔵書数を確保するための予算措置を

行うことが求められる。また、建物が老朽化しており、安全性や利便性向上のための施設・設備整備を急ぐ必要がある。さらに、同規模大学と比較して、職員数や経常費決算額も低い値となっている。これら問題点の改善にあたっては、図書館運営に対する大学の方針を明確化し、事業計画において具体的改善策を示す必要がある。

第二期中期事業計画（2022年度～2024年度）においては、先述したように、雑誌の受入種数の増加を段階的に行っていくことを計画している。

(4) 全体のまとめ

本学は、教育研究等環境に関する方針を定め、学生の学習や教員の教育研究活動のための適切な環境整備に努めている。

キャンパスに関しては、法令に照らし十分な校地・校舎の下、教室や実験室等を適切に整備している。また、近年ではラーニング・コモンズやワーキング・コモンズなど、学生の主体的な学びを促進するための学習スペースの整備に努めている。さらに、教育環境のICT化を推進するため、無線LANネットワークの整備も積極的に進めてきた。これにより、すべての教室で無線LANにアクセスすることが可能となったことから、COVID-19の影響下で余儀なくされた非対面授業を円滑に行うことができた。

教員の研究活動を支援するための環境や条件の整備については、研究費の支給や研究室の整備、RAやTAなどによる教育支援体制の整備等、多面的に行っている。また、科研費の応募・採択を促進するため、研修会の実施や申請書類の添削支援、URAの配置など様々な取り組みを行っている。さらに、研究費の適切な執行や研究不正防止のための必要諸規程を整備するとともに、それに基づくコンプライアンス教育や研究倫理教育を積極的に実施している。

以上のように、本学は教育研究等環境を概ね適切に整備している。さらに、現在は学園創立100周年に向けた長期展望である「Vision100」の下、キャンパス整備計画を推進している。現在は、第I期キャンパス整備計画（2018年度～2022年度）に基づき、南キャンパスへの学生会館の建設や、東キャンパスへの18号館の建設を進めている（資料8-72）。これらにより、教育研究環境のより一層の充実が期待できる。

ただし、総合図書館の充実や老朽化への対応、キャンパスのバリアフリー化の推進など、今後に向けた課題も残っている。また、研究倫理に関しては、生物多様性条約および名古屋議定書に基づくABS（遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分）対応に関する学内の組織体制や手続きの確立について、今後検討を進めていく必要がある。

第9章. 社会連携・社会貢献

(1). 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

<大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示>

本学は、大阪産業大学社会連携ポリシーを以下のとおり定め、Webサイトで公表している（資料2-1【ウェブ】）。

【大阪産業大学社会連携ポリシー】

1. 産業界との連携

社会連携による共同研究・受託研究等の連携研究を、研究分野を問わず積極的に推進します。創出された研究成果（知的財産）については、産業界へ積極的に技術移転することにより社会に還元します。

2. 知的財産

社会連携により創出された研究成果（知的財産）は、広く社会に還元するために知的財産権として保護し、その普及・活用に努めます。

3. 地域振興

地域の産業や文化の振興のため、地域産業界、国・地方自治体等との社会連携を積極的に推進し、地域社会貢献に努めます。

4. 人材育成

社会連携を通じた教育により、社会および産業界の課題を解決することができ、社会発展に貢献できる人材を育成します。

5. 情報公開

研究成果の社会還元を促進させるため、技術シーズや特許情報等を発信し、学内外に対して透明性を確保します。

6. 説明責任

本学の教職員は、「学校法人大阪産業大学倫理規程」をはじめ「大阪産業大学利益相反マネジメント規程」、「研究に関する方針」等を遵守し、組織運営や社会連携活動において説明責任を明確にした運営を行います。

本学は、日本有数の製造業集積地である大阪府東部にキャンパスを構えている。その立地特性を活かし、地域の企業との製品開発・共同研究等を積極的に行うことで、商品開発、特許など知的財産の創出と社会への還元に努めている。また、地元である大東市および近隣地域の住民や企業で働く人々に対し、生涯学習やリカレント教育の場を提供することで、地域の振興にも貢献している。さらに、実学教育を標榜する本学の特色を活かし、地域連携・地域振興に係る活動に学生を参加させることで、地域社会の発展に貢献できる人材の育成を図っている。本学では、以上のような活動を、社会連携・社会貢献に係る取り組み

と位置づけ、社会連携ポリシーとして示している。これは、第1章で示した大学や大学院の目的とも合致するものとなっており、適切な方針であるといえる。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

<学外組織との適切な連携体制>

本学は、社会連携・社会貢献に係る取り組みを推進するため、社会連携・研究推進センター産業研究所事務室が中心となって、地元の自治体や商工会議所をはじめとした学外組織との連携体制の整備を進めている。

産業界との連携に係る取り組みに関しては、地元である大東市や隣接する東大阪市の商工会議所等と連携し、企業からもたらされるニーズと、本学の研究シーズのマッチングに係る業務を産業研究所事務室が行っている。具体的には、外部の展示会やシーズ発表会への研究成果の出展、本学の研究シーズ集の発刊、本学教員への企業ニーズの紹介などが挙げられる（資料 9-1,2）。また、産業界との連携によって創出される知的財産の保護とその適切な活用を図るため、産学連携コーディネーターを1名雇用しているほか、公益独立行政法人工業所有権情報・研修館の協力を得て、知的財産アドバイザー1名の派遣を受けている（資料 9-3,4）。

地域貢献・地域振興に関しては、地元自治体である大東市や近隣自治体である東大阪市との包括協定、大東市、大東商工会議所および本学の三者による「大東市内企業における人材育成に係る事業の連携協力に関する協定」などをはじめ、地元および近隣の自治体や企業との連携協定に基づく様々な取り組みを展開している（資料 9-5～7）。各取り組みの詳細は後述するが、本学はこれらの協定に基づき、日々の教育研究活動により培ったノウハウや人材を地域社会に提供することで、地域における知の拠点としての役割を果たしている。

<社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進>

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進について、本学では以下のような取り組みを行っている。

○「だいたうのええもん」（大東市の名物紹介冊子）の発行

大東市と本学の包括協定に基づく「だいたうのええもん PR 事業」において、本学経営学部経営学科の学生が、大東市に縁のある人物、企業や店舗、市内施設および地域の歴史等を紹介する PR 冊子「だいたうのええもん」を発行する取り組みを行っている。この取り組みは、2009年度に経営学科の観光ビジネスコースを新設した際、地元である大東市への貢献を目的に開始したものであり、2011年3月に第1号を発行して以来、今日までに計10回冊子を発行している（資料 9-8,9）。冊子の発行にあたっては、本学経営学部の学生が

取材先の選定、取材、記事の作成までを担当している。また、本学発の NPO である「特定非営利活動法人環境デザイン・エキスパート・ネットワーク」（通称：E.D.E.N.）が冊子のデザインを担当している（資料 9-10【ウェブ】）。なお、経営学科の観光ビジネスコースは、2014 年度以降廃止となったが、現在、この取り組みは同学科の経営学コースに引き継がれている。

○野崎参道商店街との地域活性化に関する連携・協力

本学は、地元の大東市野崎参道商店街と「野崎参道商店街および大阪産業大学との地域活性化に関する連携・協力に係る協定」を締結している（資料 9-11）。本協定の目的は、本学の学生視点で地元地域の魅力を発掘し、それを冊子または映像で発信することで、地元地域の活性化を促進することである。本協定に係る主な活動は、本学学生や地域住民等が商店街で定期的に行う「野崎商店街大学」というイベントである。「野崎商店街大学」では、商店街の魅力についてプレゼンテーションを行うとともに、設定したテーマについて参加者同士で討論を行い、商店街における新たなイベントや独自のグッズの考案に繋げていく。このような活動により、地域に開かれたコミュニティとして商店街の活性化を目指すと共に、本学学生の地域理解や自ら主体的に考えて行動できる力の養成を図っている（資料 9-12【ウェブ】）。

○王寺町におけるオリーブに係る事業の連携協力

2019 年度以降、奈良県北葛城郡王寺町、奈良和園および本学の三者により、王寺町における今後の地域特産品として期待されるオリーブを通じて地域の発展を図ることを目的に、「オリーブ共育 オリーブプロジェクト」を進めている（資料 9-13【ウェブ】）。本プロジェクトは、オリーブ製品のパッケージデザインを起点に王寺町のまちづくりへ広く展開を試みるものであり、本学からは、デザイン工学部建築・環境デザイン学科および環境理工学科ならびに経営学部経営学科が参加している。2019 年度の活動においては、各学科の学生がオリーブ植樹を手伝ったほか、オリーブ製品の展開等に関する提案を行った。今後は、学生のアイデアを基にした商品展開に関する企画・立案や、イベント実施等を計画している。

なお、本活動をさらに推進させるため、2020 年 5 月に、王寺町、奈良和園、本学による三者協定（「王寺町におけるオリーブに係る事業の連携協力に関する協定」）を締結した（資料 9-14）。

○大東ものづくり教育道場

大東市、大東商工会議所および本学の三者による連携のもと、OJT(On the Job Training)では学ぶ機会の少ない学術的な理論や知識等をわかりやすく学ぶことにより、製造現場で応用の利く人材の育成を図ることを目的に、2019 年度より、「大東ものづくり教育道場」を展開している。本学は、その中で行われる講座に場所やスタッフを提供することで、市内企業の人材育成に貢献している。2019 年度は、工学部機械工学科の教員による「はじめての NC (Numerical Control) プログラム」を実施した（資料 9-15【ウェブ】）。

この「大東ものづくり教育道場」は、「大東市内企業における人材育成に係る事業の連携

協力に関する協定」に基づいて行われている。2020 年度および 2021 年度は COVID-19 の影響により中止となったが、今後も引き続き活動を行っていく予定である。

○DAITO DOUKI CAMPUS

「DAITO DOUKI CAMPUS」は、大東市、大東商工会議所および本学の三者による連携のもと、2021 年度に開始したプロジェクトである。

このプロジェクトは、合同入社式、グループワークを中心とした新入社員研修、専門的な教育プログラム（「ものづくり企業専門カリキュラム」）の実施を通じ、大東市内の企業の新入社員が共に学ぶことのできる場を提供することで、企業や業種を超えた社外同期による仲間づくりを促し、各企業における職場定着を支援するとともに、困難に向き合い、やりがいをもって成長することができる社員を育てることを目的としている（資料 9-16【ウェブ】）。

本学は「ものづくり企業専門カリキュラム」に講師を提供することで、本プロジェクトの実施に貢献している（資料 9-17）。

なお、本取り組みは、既出の「大東市内企業における人材育成に係る事業の連携協力に関する協定」に基づいて行われている。

<地域交流、国際交流事業への参加>

本学では、地域交流については産業研究所事務室が、国際交流については、学生部国際交流課が中心となって、以下に挙げるような事業や取り組みを行っている。

○市民講座

本学は、教育・研究の成果を地域に還元し、生涯学習の場を提供する事を目的として、近隣住民を対象に無償で参加できる市民講座を開講している。講座では、スポーツ、工学、環境、国際など、本学の特色を活かした様々な分野を扱い、今後の日本のあり方や、生活における身近な疑問の解消など、多くの地域住民が学びやすい内容としている（資料 9-18【ウェブ】）。

2019 年度には 17 講座を開講し、延べ 1,204 名の参加があった（資料 9-19）。なお、2020 年度および 2021 年度は COVID-19 の影響により中止とした。

○いきいき大東スポーツクラブ

「いきいき大東スポーツクラブ」は、本学の施設である「Wellness2008」内に併設されている総合型地域スポーツクラブである。このクラブは、スポーツの振興、地域の連帯感の涵養、世代間の交流、高齢社会への対応、地域住民の健康・体力の保持増進、地域の教育力の回復等の観点から、新たなまちづくりに貢献することを目的としており、本学のスポーツ健康学部の教員および学生が、運動指導等を通じてその活動に参画している（資料 9-20【ウェブ】）。

COVID-19 影響下の 2020 年度および 2021 年度においては、公益財団法人日本スポーツ協会より策定された「スポーツイベントの再開に向けた感染予防ガイドライン」などを基に「NPO 法人いきいき大東スポーツクラブにおける COVID-19 ガイドライン」を策定し、

感染予防対策を講じながら活動を継続している（資料 9-21）。

○大東シニア総合大学

地元大東市のシニア層の学びや活動の場を提供することを目的に、大東市と本学が連携して「大東シニア総合大学」を開校している。大東シニア総合大学には、環境学部、観光学部および健康学部の 3 学部を設けており、それぞれの学部で本学教員が講義、実習、フィールドワークなどによる多様な授業を展開している（資料 9-22【ウェブ】）。

なお、2020 年度および 2021 年度は、COVID-19 の影響により活動中止となった。

○OSU 舞龍団による地域・国際交流

「OSU 舞龍団」は、第 7 章で述べた「プロジェクト共有」における学生プロジェクトの 1 つである（資料 9-23【ウェブ】）。「OSU 舞龍団」は、本学学生が中国の伝統舞踊である「舞龍」を体得し、近隣小学校を始めとした外部団体のイベントで演舞を行うことで、中国文化の一端を地域に発信している。「OSU 舞龍団」は、中国人留学生を中心としたプロジェクトであるが、そのほかにも様々な国の留学生や日本人学生が参画している。「舞龍」は、1 匹の龍を多数の人間によって操る踊りであり、演者の一体感が不可欠となることから、この活動を通じて留学生と日本人学生の交流を図ることもできる。「OSU 舞龍団」の活動は、学生部国際交流課が、備品の準備や道具の運搬に協力するなど、全面的なサポートを行っている。

なお、2020 年度および 2021 年度は、COVID-19 の影響により、予定していた公式行事のほとんどが中止となった。また、大学の方針により、対面での活動も自粛となった。その間、新プログラムの調整、楽曲編集、映像の共有、イメージトレーニングなどを、各メンバーがオンラインミーティングを活用して適宜行うことで、COVID-19 の収束後を見据えた活動に取り組んでいる。

○海外協定校の学生に対する日本語研修の実施

本学は、中国・韓国・台湾の海外協定校から、夏期・冬期それぞれ約 3 週間の日程で学生を受け入れ、日本語研修を実施している（資料 9-24）。この研修には、日本語学習に加え、主に関西圏を巡る文化研修も取り入れており、語学および日本文化学習の両面において充実した内容となっている。また、この研修に参加した協定校の学生が、今後本学への入学意欲を持つことも期待できる。なお、2020 年度および 2021 年度は COVID-19 の影響により中止とした。

○ベトナム交流プログラム

ベトナム交流プログラムは、ベトナム国家大学ホーチミン市人文社会科学大学の学生との交流をはじめ、現地日系企業や学校施設、名所旧跡を訪問するなどにより、学生がベトナムの歴史や文化を学ぶことのできるプログラムである（資料 9-25）。本プログラムでは、応募書類および面接により選抜した 10 名程度の学生を、春季休暇中の約 1 週間ベトナムに派遣することとしており、往復の渡航費を大学が補助している。なお、2020 年度および 2021 年度は COVID-19 の影響により中止とした。

○留学生フェスティバル

留学生フェスティバルは、本学の留学生が、母国の民族音楽や舞踊等を、学内や近隣住民の方々に披露するイベントとして、毎年度実施している。留学生フェスティバルには、日本人学生や学外の団体も参加しており、国籍を超えた学生同士の交流や、地域社会との交流をより一層深めることが期待できる（資料 9-26,27）。

なお、2020 年度および 2021 年度は COVID-19 の影響により中止とした。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

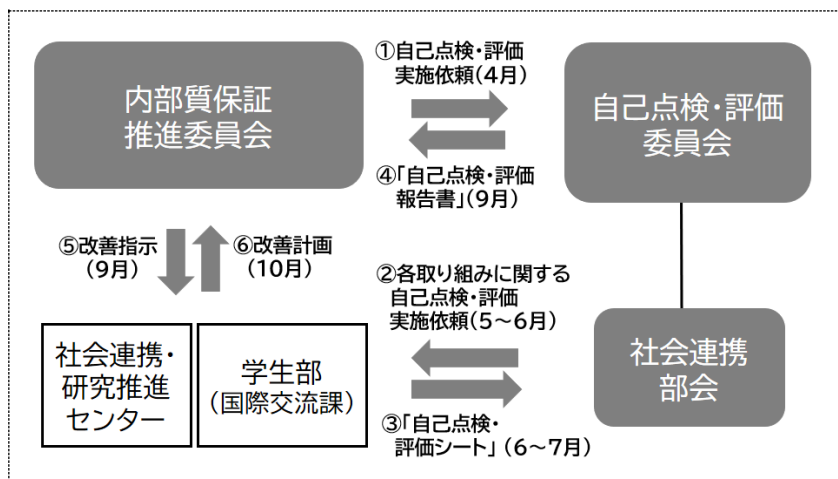
<社会連携・社会貢献の適切性の定期的な点検・評価とそれに基づく改善・向上>

社会連携・社会貢献の適切性については、以下のような体制・手続きにより、定期的な点検・評価および改善・向上を行っている。

○全学的な観点からの点検・評価および改善・向上に向けた取り組み

社会連携・社会貢献の適切性については、毎年度5～7月に行う学校教育法に基づく自己点検・評価活動の中で検証している。検証を担う組織は、社会連携・研究推進センターおよび学生部（国際交流課）の教職員が構成員として参画する自己点検・評価委員会社会連携部会である。社会連携部会は、各構成員から提出される自己点検・評価シートに基づき、社会連携・社会貢献の適切性について、全学的な観点から検証を行う（資料9-28）。検証結果は、自己点検・評価委員会が作成する「自己点検・評価報告書」を通じて内部質保証推進委員会に報告される。「自己点検・評価報告書」において改善の必要性が指摘された場合は、9月の内部質保証推進委員会の場において、学長から担当部署の長に改善指示が行われる。学長から改善指示を受けた担当部署の長は、部署内で検討を行い、10月の内部質保証推進委員会で改善案を提示する。以上のように、本学では社会連携・社会貢献の適切性に係る定期的な点検・評価の実施とそれに基づく改善・向上を図る仕組みを整えている。

図9-1 社会連携・社会貢献の適切性に係る定期的な点検・評価と改善・向上の流れ



○各組織における点検・評価および改善・向上に向けた取り組み

上述のような全学的な観点からの点検・評価および改善・向上の仕組みとは別に、以下のように、取り組みレベルでの点検・評価と改善・向上も行われている。

リカレント教育に係る取り組みである「大東ものづくり教育道場」と「DAITO DOUKI CAMPUS」に関しては、それらの活動基盤である「だいたい産業活性化協議会」において毎月意見交換を実施し、取り組み成果の確認や新しい取り組みの検討を行っている（資料 9-29,30）。また、同協議会で検討された内容については、産業研究所事務室内でさらに詳細な検討をし、その結果を本学の産業研究所委員会で報告している（資料 9-31）。

「だいたいのええもん」の発行に関しては、その活動基盤である「だいたい名物実行委員会」において、年度始めに、前号の反省点を基に当年度の掲載内容を決定している（資料 9-32）。

ベトナム交流プログラムや、海外協定校の学生への日本語研修等の国際交流事業に関しては、当該プログラム等を担当する国際交流課が、毎年度末に行う課内会議により、点検・評価と改善に向けた検討を行っている（資料 9-33）。

(2). 長所・特色

本学は、地元である大東市および近隣の自治体や産業界と連携して様々な事業を展開している。中でも、「だいたいのええもん」の発行や、野崎参道商店街との地域活性化に関する連携・協力、王寺町におけるオーリーブに係る事業の連携協力等の学生参加型の地域連携事業は、実学教育に重きを置く本学の特色ある取り組みであるといえる。参加学生は、これらの事業を通じ、地域をとりまく状況や諸問題に触れ、その解決に向けた活動を行う中で、自ら考え行動する力を養っている。このことは、アクティブ・ラーニングの観点からも意義ある取り組みであるといえる。

また、「大東ものづくり教育道場」や「DAITO DOUKI CAMPUS」に係る取り組みにおいては、「社会人の学び直しの場」を提供することで、大東市内の企業の人材育成に貢献している。このことは、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（2019年 中央教育審議会答申）で提言された「リカレント教育」の趣旨と合致するものであり、本学の特色ある取り組みであるといえる。ただし、大学の施設・設備の問題や、企業の従業員の勤務形態等、考慮すべき問題もあることから、今後に向けた発展的な課題として、講座の運営を担う本学が、企画、調整、告知、開催といった一連のフェーズを、スピード感を持って実施していくことが必要である。

さらに、市民講座や大東シニア総合大学により、地域の住民に「生涯学習の場」を積極的に提供している。これらの活動においては、文系、理系、体育系など、様々な学問分野から成る総合大学としての本学の強みや特色を活かし、学習者のニーズに即したプログラムを実施している。

本学は、以上のような取り組みや活動を積極的に展開することにより、日々の教育研究の成果を適切に還元し、地域における「知の拠点」として、地域社会の発展に貢献している。

(3). 問題点

なし

(4). 全体のまとめ

本学は社会連携ポリシーに基づき、地元や近隣の自治体および産業界と積極的な連携体制を構築し、社会連携・社会貢献に係る様々な取り組みを行っている。

学外組織との連携については、大東市および東大阪市との包括協定の締結や、大東商工会議所、東大阪商工会議所等を通じた地元産業界との連携、大東商工会議所、大東市および本学による三者協定の締結などを、社会連携・研究推進センターが中心となり、積極的に展開している。

学外組織との連携に基づいて行う社会連携・社会貢献に係る取り組みにおいては、大東市の名物紹介雑誌の刊行や、地域活性化のための新製品の共同開発等、本学の学生も参画する様々な活動を行っている。これにより、自治体や企業における問題解決だけではなく、本学学生の地域理解や自ら主体的に考えて行動する力の涵養にも繋がっており、地域社会と本学の双方にとって有意義な取り組みであるといえる。

また、地域の住民に対しては、市民講座や大東シニア総合大学、いきいき大東スポーツクラブなどの地域に根差した取り組みや活動を通じ、生涯学習の機会を積極的に提供することで、地域社会への貢献を行っている。

本学は、学園創立100周年を見据えた長期展望である「Vision100」の中で、地域における「知の拠点」「生涯学習の場」「社会人の学び直しの場」として地域とのかかわりを強化し、地域の問題解決および実践教育を行うプラットフォームを構築することを目標として掲げている。それを実現するため、今後も社会連携・社会貢献に関する取り組みを積極的に進めていく。

第10章. 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1). 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

<大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示および学内構成員に対する周知>

本学は、大学運営に関する方針を以下のように定め、大学のWebサイトで公表している（資料2-1【ウェブ】）。

【大学運営に関する方針】

大阪産業大学は、理念・目的および大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現し、教育機関としての社会的使命を果たすため、大学運営に関する方針を以下のとおり定める。

1. 学長を中心とする教学ガバナンス体制の下、透明・公正かつ迅速な意思決定を行う。
2. 教学組織と法人組織の役割・権限を明確にし、両者の適切な連携を図る。
3. 大学業務を円滑かつ効果的に行うため、適切な事務組織の設置および事務職員の配置を行う。
4. 組織的なスタッフ・ディベロップメント（SD）活動を推進し、教育職員および事務職員の大学運営に必要な資質の向上を図る。
5. 教育職員と事務職員の協働により、適切な大学運営を行う。

上記のとおり、教学ガバナンス体制に基づく適切な意思決定、設置法人との関係、事務組織や職員の適切な配置、SDによる教職員の資質向上、教職協働といった適正な大学運営を図るために必要な内容を謳っており、適切に方針を設定しているといえる。

なお、上記方針については、2021年2月の協議会を経て学長が決定し、機関決定通知書により学内構成員に周知した（資料10-1）

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

<適切な大学運営のための組織の整備>

○学長の選任方法と権限の明示

本学は「大阪産業大学学長選考規程」および「大阪産業大学学長選考規程細則」により学長の選任方法を規定している（資料 10-2,3）。

学長の選任にあたっては、各学部(全学教育機構を含む)選出の教育職員、事務部長、法人本部事務局長、理事会選出の理事、評議員会選出の評議員により構成する学長選考会議が、学長候補者 1 名を選出し理事会に報告する。理事会は、選考委員会から提出された学長候補者選考報告書を尊重し、次期学長を決定する。学長の任命は理事長が行う。本学は、以上の手続きにより学長の選任を行っている。なお、学長選考委員会は、選考に関わった学長の業績評価を、学長就任 1 年経過後、2 年経過後および任期満了の 2 か月前を目途に行い、その結果を理事会に報告するとともに、学内に公示することとしている。

また、学長の権限に関しては「職務権限規程」において、「学校教育法の定めにより校務をつかさどり所属職員を統督し、自らに付与された権限を行使し学校としての最終決定を行う」旨を明示している（資料 10-4）。

以上のことから、本学は学長の選任方法と権限の明示を適切に行っているといえる。

○副学長および学長補佐の選任方法と権限の明示

副学長および学長補佐の選任方法と権限については、「大阪産業大学副学長および学長補佐規程」および「大阪産業大学教育研究組織に関する規程」に規定している（資料 10-5,6）。

副学長および学長補佐候補者は学長が選び、協議会および研究科会議の承認を得たうえで、学長が任命する。

副学長の職務は、(1) 本学の管理運営および教学に関する学長の職務全般を補佐し、学長の委任する特定の業務を処理すること、(2) 学長の指示により、学長の出席を要する大学内外の諸会議、諸委員会に学長の代理者として出席すること、(3) 学長が死亡その他の事由により欠けた場合、または学長信任投票において信任が得られなかった場合、臨時に学長代理としてその職務を行うこと、の 3 点である。

また、学長補佐の職務は、学長の命を受け、特定の事項について企画・立案および連絡調整を行うこととしている。

これらのことから、本学は副学長および学長補佐の選任方法と権限の明示を適切に行っているといえる。

○役職者の選任方法と権限の明示

本学は、「役職者候補選出に関する規程」を定めている（資料 10-7）。その中で、役職者を、各学部長（全学教育機構長を含む）および研究科長、教務部長、学生部長、入試センター長、キャリアセンター長、社会連携・研究推進センター長、総合図書館長および情報科学センター所長と定めている。

各学部長および各研究科長は、当該学部教授会または研究科委員会の選挙によって候補者を選出し、学長が任命する。各学部長および各研究科長の職務は、学部または研究科を代表し学長の職務を補佐することとしており、これについては、「大阪産業大学教育研究組織に関する規程」に明示している（資料 10-6）。

教務部長、学生部長、入試センター長、総合図書館長および情報科学センター所長は、合同の教授会（全学教育機構を含む）において、原則として教授（休職その他特別な事情のあるものを除く）の中より、選挙によって候補者を選出し、学長が任命する。また、キャリアセンター長および社会連携・研究推進センター長は、学長が自ら候補者を選び、協議会および研究科会議の承認を得た上で決定する。これらの役職者の職務は、所管部を統括し、部の所管業務を処理することとしており、これについては「職務権限規程」に明示している（資料10-4）

以上のことから、本学は役職者の選任方法と権限の明示を適切に行っているといえる。

○学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

学長は、教育研究に関する重要事項について、協議会（大学院においては研究科会議）の議を経て大学としての決定を行う。決定された事項は、協議会等終了後に発出される機関決定通知書により周知され、それに基づき関係部署が業務を執行する。また、学校教育法の定めにより教授会（大学院においては研究科委員会）に意見を聴くべきものについては、教授会等の審議結果を尊重して意思決定を行う。

このように、本学は学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備を適切に行っている。

○教授会の役割の明確化

2014年の学校教育法の改正により、教授会の役割が、(1)学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べること、(2)学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べること、の2点に整理されたことを踏まえ、本学は、2015年3月に「大阪産業大学教授会規程」の改正を行った（資料4-38）。当規程では、教授会の審議事項を、(1)学部長、全学教育機構長および協議会協議員ならびに各種委員会委員の選出に関する事項、(2)各学部および全学教育機構（以下「学部」という。）に関する諸規程の制定および改廃に関する事項、(3)学科、専攻の設置、廃止および変更に関する事項、(4)学生の成績評価に関する事項、(5)学生の厚生および補導に関する事項、(6)学生の賞罰に関する事項、(7)教育および研究に関する事項、(8)学部の事業計画および予算申請に関する事項、(9)学科目の種類および編成に関する事項、(10)学生の入学、退学、休学、復学、転部および卒業その他学生の身分に関する事項、(11)学位の授与に関する事項、(12)教育職員の人事に関する事項、(13)学長より諮問された事項、(14)その他、学部の運営上重要な事項、と定めており、このうち、(9)～(13)について、教授会が学長に意見を述べることとしている。特に、(9)～(12)は、先述の学校教育法改正の際、中央教育審議会により、教授会が審議すべき「重要な事項」の具体的内容として、①教育課程の編成、②学生の身分に関する審査、③学位授与、④教員の教育研究業績等の審査、の4点が示されたことを踏まえて明示したものである。

以上のことから、本学は教授会の役割を明確化しているといえる。

○学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

「大阪産業大学教授会規程」において、大学としての最終決定は、教授会の審議を尊重

した上で学長が行う旨を明記している（資料4-38）。これにより、学長は、教育研究に関する重要事項や、その他教育研究に関して自ら諮問を行った事項について、教授会の意見を尊重しながら最終的な意思決定を行う。

このように、本学は学長による意思決定と教授会の役割との関係を明確化している。

○教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

私立学校法の定めるところにより設置している理事会は、経営組織として、学園の将来計画に基づき、財務基盤の確立や教育研究等環境その他学園の管理・運営に関する重要な事項について権限と責任を有している。理事会の具体的な権限と責任については、私立学校法の規定に従って「学校法人大阪産業大学寄附行為」および「学校法人大阪産業大学理事会付議事項に関する規程」に定めている（資料 10-8,9）。

これに対し、学校教育法に基づいて設置している大学は、教学組織として、教育研究活動に関する権限と責任を有している。大学が教育研究活動を行うにあたっては、予算や人員の確保等、経営組織との協議・調整が不可欠であることから、本学園では、教学組織と経営組織の適切な連携を図るため、学長のほか、数名の学部長と大学の事務部長を理事に任命している（資料 10-10）。ただし、これは慣例的な措置であり、規程には明示していない。

以上のように、本学園は教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任を明確化するとともに、両者の連携を図るための体制を整備している。

○学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見に対応するため、本学 Web サイトに「お問い合わせフォーム」を設けており、常時質問や意見の受付を行っている（資料 10-11【ウェブ】）。当フォームに寄せられた意見は、情報科学センターから各担当部署に転送され、適宜対応を行っている。また、教務課や学生生活課等の窓口で直接受け付けた意見については、受付部署が担当部署と連携し、適宜対応を行っている。そのほか、第 7 章で述べた卒業生満足度調査でも、大学が提供する教育やサービスに対して様々な意見が寄せられるため、その結果を全学で共有し、改善に活用している。

一方、教職員からの意見は、教授会や事務系会議を通じて意見集約が行われ、大学の施策に反映される。

以上により、本学は学生、教職員からの意見に対して適切な対応を行う体制を整備できているといえる。

<適切な危機管理対策の実施>

○災害に関する危機管理対策

本学園は、2016 年度以降、防災備蓄品（救助用品・衛生用品・食糧品等）の確保を積極的に行っている。防災備蓄品は、分散保管すべく学内 3 箇所に保管室を設置している。防災備蓄品については、その多くが本学後援会から提供されている。食糧品に関しては、保存年限（賞味期限）を迎える前に入れ替えを行うが、入れ替えによって不要となる食糧品は廃棄せず、それを学生・教職員に配布することで、災害時における食糧摂取体験の機会

としている。

また、2020年度は、全教職員を対象とした教養型避難訓練（映像を利用した防災訓練）を実施し、教育職員と事務職員合わせて約360名が参加した（資料10-12）。さらに、防災に主に関わる部署である総務課、庶務課、管財課、学生生活課の職員を中心に参加型避難訓練を実施し、実際に避難行動を取ることによって、通報、避難誘導、避難経路、人員点呼等の手順等を確認すると同時に、それらについて問題点がないか検証した。また、火災発生時に適切に対応できるよう、水消火器を用いた消火訓練および消火栓使用訓練を実施した（資料10-13）。さらに、災害時における情報発信と安否確認を行うため、アンケート機能（安否確認機能）を備えた一斉メール配信システム（アルカディア社スピーキャンライデンサービス）を導入した（資料10-14）。これにより、既存の安否確認サイトや、緊急連絡網等を補完し、緊急時における連絡網の複線化を図ることができた。

COVID-19への対応については、「新型コロナウイルス対応に関するレベル設定」による管理・運営を行っている。これにより、COVID-19の感染拡大状況に応じてレベル0～レベル4（うち、レベル2は2段階）まで6段階のレベルを設定し、教室への入室定員管理、授業形態の切り替え、課外活動・イベント実施等の管理を行っている（資料4-31）。また、学生の入構時には検温を行い、あわせて入構履歴を記録している。もし、陽性者が確認された場合、入構履歴を確認し、濃厚接触者の特定、消毒作業等を実施することとしている。さらに、先述の防災備蓄品にディスポーサル型フェイスシールド、マスク、アルコール消毒液を加え、災害時におけるCOVID-19対策にも努めている。

以上のことから、本学園は災害に関する危機管理対策を適切に行っているといえる。

○情報セキュリティに関する危機管理対策

2019年12月に「学校法人大阪産業大学情報管理基本方針」を定め、その下に「学校法人大阪産業大学情報管理基本規程」「学校法人大阪産業大学情報セキュリティ対策基準」「学校法人大阪産業大学情報資産取扱手順」の3規程を制定し、情報システム、個人情報、学園運営に関する秘密情報等、情報資産の取り扱いにおいて職員が遵守すべき項目を規定した（資料10-15）。2020年には、これら規程の周知を図るため、特に、日常的な業務に関連する項目を抜粋して情報セキュリティリーフレットを作成した（資料10-16）。これにより、職員に情報セキュリティに関する正しい理解を促し、個人情報漏えいや、ネットワークトラブルなどの情報セキュリティインシデントの発生防止に努めている。

以上のことから、本学園は情報セキュリティに関する危機管理対策を適切に行っているといえる。

○ガバナンスに関する危機管理対策

本学園は、2020年に「学校法人大阪産業大学行動指針」を制定した（資料10-17）。これは、文部科学省設置の学校法人制度改善検討小委員会が答申した「学校法人制度の改善方策について」の中で、私立大学版ガバナンス・コードの策定が提唱されたこと、および、ガバナンス強化を制度的に担保することなどを目的に私立学校法の改正がなされたことを受けてのものである。「学校法人大阪産業大学行動指針」は、「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」を参考に作成した。これにより、本学園が取り組むべき学園運営

の基本的な考え方を全職員に闡明にし、学校法人としてコンプライアンスの徹底を図るための規矩準繩とした。

2021年度には、この「学校法人大阪産業大学行動指針」に基づき、本学園の教育研究活動が適切に実施されているかどうかを調査するため、理事長の指示により、機関ごとの適合状況調査を行った（資料 10-18）。本学園は、今後もこの適合状況調査を定期的の実施していく予定である。

以上のことから、本学園はガバナンスに関する危機管理対策を適切に行っているといえる。

○コンプライアンス強化期間の設定

本学園は、事務職員のコンプライアンス意識の向上を目的に、2020年度に初めて「コンプライアンス強化期間」（8月7日～11月30日）を設定し、各事務部署に業務点検シートの作成および業務マニュアルの点検を求めた（資料 10-19）。強化期間中、各事務部署は、業務点検シートの作成を通じて、業務に関連する法令等に対する理解を深めることができ、また、各業務におけるマニュアルの整備状況を確認することができた。翌2021年度は、11月1日から11月30日までをコンプライアンス強化期間に指定し、各部署における業務点検シートおよび業務マニュアルの改善状況を確認した（資料 10-20）。今後も、本取り組みを毎年度継続的に実施することで、各事務部署における業務点検シートおよび業務マニュアルの確認と更新を行っていく。

○各種規程の整備

本学園は、学校保健安全法の定めにもとづき、学校安全計画と緊急時対処要領（危機管理マニュアル）を整備している（資料 10-21,22）。また、2021年度に「学校法人大阪産業大学危機管理規程」（仮称）の制定を予定している（資料 10-23）。これにより、危機管理に関する諸規程の体系的な整備が可能となる。今後、それらの規程に基づき、危機管理体制の整備を進めることで、危機発生時においても、学生、教職員の安全確保、学園資産の保護、学園の業務継続を図ることが期待できる。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

<予算編成・予算執行の適切性>

各年度の予算編成については、理事会で承認された学園の予算編成方針に則り、学長が大学の予算編成方針を策定し、毎年秋に行う予算説明会において、大学構成員に周知している（資料 10-24）。また、各教員組織・事務組織の予算申請に係る事務ヒアリングには、予算担当部署である庶務課の職員に加え、副学長が同席し、教育職員と事務職員の双方の視点から予算申請内容を精査することで、予算統制の精度を高めている。

予算の執行は、「固定資産および物品調達規程」および「学校法人大阪産業大学決裁規程」

に則り行っている（資料 10-25, 26）。また、予算管理は、財務システムにより厳格に行っている。財務システムは 2019 年度にリニューアルを行った際、従来の予算管理の考え方を改め、「業務別予算」の概念を採り入れた（資料 10-27）。これにより、それまで全体の勘定科目別に把握していた予算執行状況を、各業務別に把握できるようになり、予算の適切性についての検証が容易になった。

なお、本学園の予算は、経常費と特別費に分けて各組織に付与される。経常費は毎年度経常的に必要な予算であるのに対し、特別費は当該年度のみ必要となる特別な予算である。大学において、各組織が特別費を申請する際には、特別費予算申請書に加え、事業計画書の提出が必要となる（資料 1-14,10-28）。事業計画書には、当該事業の効果を点検する方法の記載欄とともに、年度ごとの振り返り結果（実施・達成状況やその評価等）の記載欄を設けている。これにより、各部署が予算執行の適切性を自ら検証することが可能になるとともに、予算担当部署である庶務課が、次年度の予算申請内容の査定を行う際、参考として活用することができる。

以上により、本学は、予算の編成と執行に関する適切性を確保することができているといえる。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

< 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 >

○ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

・ 諸規程の整備について

事務職員の採用および昇格については、「学校法人大阪産業大学大阪産業大学職員就業規則」および「事務職員人事規程」に基づき、適切な組織の構成と人員配置を図っている（資料10-29,30）。さらに、2021年6月1日、就業規則の抜本改正を行い、「学校法人大阪産業大学専任事務職員就業規則」と改めた上で、労働法制、社会環境および働き方等の著しい変化に的確に対応し得る枠組みを設けるとともに、服務規律の現代化を図り、適正な労務管理を推進している（資料10-31）。

この点、採用については、採用時に労働条件を記した労働条件通知書および就業規則を交付して労働条件を明示する旨を明記した。これにより、引き続き労働基準法第15条第1項を遵守し、労働条件を巡る紛争を防止するとともに、納得して就労し得る働きやすい職場環境作りを推進する姿勢を明確化している。さらに、試用期間については、試用期間の意義、取り扱いを明確化した。すなわち、試用期間中は解約権留保付労働契約が成立していることに鑑み、職員としての適格性を有する者を本採用する旨を明確にしている。

また、昇格については、「事務職員人事規程」に定める基礎資格要件および職務遂行能力等の資格要件を新規則においても踏襲し、大学運営・大学業務を効果的に担う能力ある人材の任用を制度として担保している。

このように、職員の採用及び昇格に関する諸規程について点検し、適切な見直しを行っていることから、職員の採用及び昇格に関する諸規程は適切に整備されているといえる。

・諸規程の運用状況について

事務職員の採用については、退職予定者数、職員の年齢構成・経験能力、各部署の業務と適正人員、総額人件費、障がい者雇用率、中長期計画その他諸般の事情を総合的に考慮して人員計画を策定し、必要とする人材像を明らかにした上で、新卒採用、中途採用を実施している（資料10-32）。

新卒採用・中途採用とも、求人専門業者を利用し公募による開かれた採用を行うとともに、面接試験は複数回異なる面接官で実施して恣意によらない公正な採用に努めている。中でも、新卒採用については、全国の多様な学生から応募を得るとともに、本学キャリアセンターとも有機的に連携し有望な学生の紹介を受けた上で、書類選考、筆記試験、面接試験を実施し、将来の大学運営を担う優秀な若手を採用している。また、中途採用については、大学職員の魅力を効果的に発信することで多くの応募を得、書類選考と面接試験を実施し、改革・改善意識の高い即戦力職員の採用に成功している。併せて、障がい者採用についても、障がい者支援の専門業者による就職フェスタ・大阪府の障がい者雇用相談会等での面談によって相互理解を深めた上で面接試験を実施し、有為の人材の採用と定着化に成功している。なお、現状において、本学園は障がい者の法定雇用率を満たしており、さらに、2017年度から2021年度までの障がい者の離職率は0%である（資料10-33,34）。本学園は今後も、社会の公器たる学校法人としての社会的責任を果たすとともに、障がいの有無に関わらず働きやすい職場環境と組織風土の形成を通じて、適切な組織構成と人員配置に努めていく。

事務職員の昇格については、「事務職員人事規程」に定める基礎資格要件および職務遂行能力等の資格要件を満たす者について、総合的見地から選考している。また、事務職員の昇進については、「事務職員人事規程」に定める任用基準を満たす者のうち、昇進候補とする者について、所属上長の意見も参考にしながら、能力、業績、勤務態度、適性、意欲等総合的見地から選考している。なお、「事務職員人事規程」については、労務管理の厳格化を図るため、2019年10月1日付で課長補佐職を監督職層に位置付ける改正を行うとともに、2021年6月1日付で先述の「学校法人大阪産業大学専任事務職員就業規則」へと昇華させた。

このように、職員の採用及び昇格の運用について、点検、適切な見直しを行っていることから、職員の採用及び昇格に関する諸規程は適切に運用されているといえる。

○業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

本学園は、多様化や専門化が進む大学事務職員の役割に適切に対応できるよう、事務組織における業務体制を整備している。2020年度においては、学校教育法、私立学校法、民

法等の業務に密接に関わる重要な法令改正、高等教育の修学支援新制度、高等教育改革等に関する情報を共有し、関係部署および関係者において業務の確認、見直し、計画等を推進した。

2021年度においては、全専任事務職員を対象にeラーニングシステムを導入し、①働き方改革、企業会計、知的財産、内部統制、個人情報・情報セキュリティ、語学等の学びを通じた業務内容の専門化に対応し得る知見の獲得、②女性活躍、LGBT、テレワーク、ダイバーシティ等の学びを通じた業務内容の多様化に対応し得る能力の涵養、③多様化・高度化する業務に対応する課員を束ねる管理職に対するマネジメント力、メンタリング、コーチング、レジリエンスの鍛錬等、業務内容の多様化、専門化に対応し得る職員の養成を図っている（資料10-35）。

また、私学経営を巡る環境変化は激しく、それに的確に対応する上で人事労務関連の課題が重層化している。そうした認識に立って、2019年10月、職員課を総務部から分離独立させて人事部を創設した（資料10-36）。2020年4月からは、人事部を人事課、給与課、人権推進課の3課体制に拡充させ、業務内容の多様化・専門化に対応できる組織体制を構築した（資料10-37）。

以上のほか、2017年度および2019年度には、大学基準協会に職員を出向させ、内部質保証に関する業務等についての知見を獲得している。さらに、2020年4月付で産業研究所事務室にリサーチ・アドミニストレータ（URA）として専門の職員を採用し、研究推進のための外部資金の獲得、研究プロジェクトの支援、管理等の研究支援の強化を図ることとした（資料10-38）。また、多様な文化圏の学生に対応するため、語学能力に優れた専任事務職員、専門職員、契約事務員および派遣職員を対応部署に配置している。

このように、本学園は継続的に組織体制の強化を図るとともに、情報の共有、各組織運営に密接に関わる法規の確認、目的別研修の実施等を通じて業務内容の多様化、専門化に適切に対応する職員体制の整備、見直しを行っており、業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制は適切に整備されているといえる。

○教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

本学は、2016年度に教学マネジメント委員会を設置し、学長のリーダーシップによる教学運営体制を構築した（資料10-39）。さらに、2020年度には、教学マネジメント委員会を内部質保証推進委員会に改称し、教学運営を含めた教育研究活動全般を対象とする内部質保証推進体制へと発展させた。この内部質保証推進委員会は、学長、副学長をはじめ、学部長、研究科長や教員役職者を中心に構成しているが、さらに学長指名により、教育課程の編成に知識を持った者を構成員に加えることができることとなっており、この規定に基づき、毎年数名の事務職員が構成員として参画している（資料10-40）。これにより、本学は教職協働による教学運営が可能な仕組みを構築しているといえる。

○人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

事務職員の業務評価とそれに基づく人事異動、昇進昇格等に関する事項は、既出の「学校法人大阪産業大学専任事務職員就業規則」に定めている。

事務系一般職は、これまで毎年度自己申告書を提出し、各職員の評価や処遇改善、人員

配置、職場環境の改善等の参考としてきたが、2021年度からは、自己申告書を「職歴開発・育成シート」に改めた（資料10-41,42）。これは、従前、申告事項のフィードバックが適切にされていないケースも散見され、職員の意識低下を招きかねない懸念があったことから、申告事項について上長が目標管理面談等の際に確認し、適切にフィードバックを行うとともに、随時、所属上長と人事課が情報を共有し、時機に応じた適切な処遇、人員配置、職場改善を可能とするものである。

事務系管理職・監督職については、2017年度から「業績評価シート」の運用を行っているが、2019年度からは「行動評価シート」も作成して、複合的な目標管理および人事評価のシステムを運用し、それを処遇に反映している。なお、2020年度より課長補佐職を考課対象外とし、処遇への反映は管理職に限定することとした。また、2021年度より「業績評価シート」、「行動評価シート」の一部改訂を行うとともに運用を見直し、職員の適正な業務評価と処遇改善を図っている（資料10-43）。

このように、職員の業務評価・処遇について、時機に応じた適切な見直しを行っており、人事考課に基づく職員の適正な業務評価と処遇改善は適切に行われているといえる。

以上のとおり、本学園は職員の採用および昇格を含む諸規程を適切に整備・運用するとともに、業務内容の多様化・専門化に対応する職員体制を整備し、人事考課に基づく職員の適正な業務評価と処遇改善を行っていることから、法人および大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織は適切に機能しているといえる。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

<SD 活動の組織的な実施による教職員の意欲・資質向上>

事務職員の研修については、「学校法人大阪産業大学人財育成規程」に基づき、実施計画を作成して体系的に実施している（資料 10-44,45）。

職員研修は階層別に、新入職員、3 年目職員、30 歳前後の中堅職員、新任主任、新任課長補佐、課長、部次長等を対象に実施しており、研修ごとにテーマを設けることで、より効果的な研修を目指している。階層別研修は、人材開発に知見のある経営学部教授を講師として、本学園職員の実情に即した内容としている。研修内容については、2020 年度からは、大学基準協会認証評価委員も経験した講師を招き、管理職を対象にミッションと組織運営技法に焦点を当てたマネジメント研修を実施し、大学運営の舵取りを担う管理職の能力強化を図っている。

目的別研修は、目標管理制度に基づく評価者研修・面談能力向上研修、特定個人情報等取扱研修等、特定の能力向上を目指した研修を実施している。目的別研修は、特定の分野に精通した外部講師を招くことで効果的に能力向上を図っている。特に、2017 年度より運用している事務職員の目標管理制度は、適宜改善を行いながら運用を行っており、管理職・監督職による適切な業務管理・業務推進を補助し、管理職・監督職および課員の業務に対する取り組み意欲の向上に繋げることとしている。さらに、2019 年度より、管理職・監督職に対して行動特性に基づく評価制度を導入して意欲向上を促し、目標達成と課員の育成

等に繋げることとしている。加えて、2021年度より、先述の全専任事務職員を対象としたeラーニングシステムを導入している。これは、①働き方改革、企業会計、知的財産、内部統制、個人情報・情報セキュリティ、語学等の学びを通じた業務内容の専門化に対応し得る知見の獲得、②女性活躍、LGBT、テレワーク、ダイバーシティ等の学びを通じた業務内容の多様化に対応し得る能力の涵養、③多様化・高度化する業務に対応する課員を束ねる管理職に対するマネジメント力、メンタリング、コーチング、レジリエンスの鍛錬等、大学運営を適切かつ効果的に行うための意欲・資質向上を図るものである(資料10-35)。

なお、COVID-19への対応として、管理職研修、評価者研修・面談能力向上研修については、Zoomを用い、グループワークも活用しながらオンラインにて実施した。

また、教員の意欲向上および資質の向上を図るための主な取り組みとしては、第6章で述べた「大阪産業大学教員活動評価実施規程」に基づく教員評価制度が挙げられる。同制度により、本学専任教員の教育・研究・社会貢献(連携)・学務の各領域における活動を評価し、その結果を処遇に反映することで、教員の意欲および資質の向上を図っている(資料6-37)。

以上のとおり、本学園は、大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメントを組織的に実施しており、大学運営を適切かつ効果的に行うための、職員の意欲および資質の向上を図っている。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

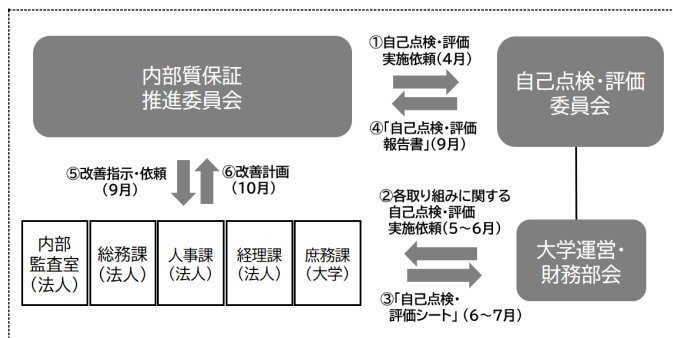
評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

<大学運営の適切性の定期的な点検・評価およびそれに基づく改善・向上>

○全学的な観点からの点検・評価および改善・向上に向けた取り組み

大学運営(財務を含む)の適切性については、毎年5~7月に、自己点検・評価委員会大学運営・財務部会において点検・評価を行う。自己点検・評価委員会大学運営・財務部会による点検・評価は、内部監査室、総務部総務課、人事部人事課、財務部経理課および事務部庶務課が各組織の業務・取り組みに関して行った点検・評価結果を活用し、全学的な見地から行う。点検・評価結果は、9月の内部質保証推進委員会で確認し、改善の必要が認められる場合は、学長が当該組織の長に対し、改善指示または依頼を行う。

図10-1 大学運営・財務の適切性に係る定期的な点検・評価と改善・向上の流れ



○各組織における点検・評価および改善・向上に向けた取り組み

大学運営に関わる組織の構成と人員配置については、①関係法令・諸規程、外部環境変化、中期計画、事業計画・事業報告、退職者予測、総額人件費等に基づき要員計画を立案し、②所属長ヒアリング等に基づく必要人材の要件定義を行った上で、要員配置を適宜適切に行っている。2021年度からは、要員配置の重要な要素の一つである自己申告書を「職歴開発・育成シート」として見直し、適宜適切なフィードバック、人事課との情報共有を可能とする見直しを行った。

SD 研修については、実施計画に基づき適宜見直しも図りながら改善を図っている。具体的には、事業計画等の経営目標を反映した実施計画の見直し、実施後は学内講師はじめ外部講師とも話し合い、改善・向上を行っている。

<監査プロセスの適切性>

監査については、監事、内部監査室、監査法人が、それぞれ計画に基づいて定期的に行っている（三様監査）。各監査の詳細は以下のとおりである。

・監事監査

監事監査は、「学校法人大阪産業大学監事監査規程」および監事監査計画に基づいて、業務監査、会計監査等を実施している（資料 10-46～48）。常勤監事は、理事会・評議員会のほか、学園戦略会議、部次長会議等の重要な会議にも出席して情報を把握しながら、法人の業務執行状況や財務状況について監査を実施している。非常勤監事についても、理事会・評議員会等への出席を通じて、理事長をはじめ学園関係者から適宜情報提供を受けながら、常勤監事とともに監査を実施している。また、大学における教学業務執行全般について、学長・副学長および学部長にヒアリングを行うなど、教学監査も実施している（資料 10-49）。

監事は、監査の結果に基づき監査報告書を作成し、理事会および評議員会に提出することとしている（資料 10-49）。また、監査の結果、是正・改善の勧告または指摘の必要がある場合は、理事長に是正・改善の措置を求めることにしている。これにより、理事長から是正の措置を求められた担当理事は、改善計画書を作成し、理事長および監事に提出することとしている。監事は、是正・改善の措置を求めた事項について、理事長に報告を求め、必要に応じてフォローアップのための臨時監査を行うこととしている。

以上のように、本学園の監事監査は適切に行われている。

なお、COVID-19 への対応については、「新型コロナと法務面の主な課題」として、法人組織関係、教職員関係、遠隔授業関係および学納金関係の項目別に、常勤監事による調査が実施された（資料 10-50,51）。

・内部監査

内部監査に関する業務は、理事長直轄の組織である内部監査室が担当している（資料 10-52）。内部監査室は、「内部監査規程」に基づいて毎年度 4 月に監査計画を策定し、翌月 5 月理事会にて報告している（資料 10-53,54）。また、監査計画はポータルサイトに掲載し、学内構成員への周知を行っている。監査の流れは、監査計画策定、監査の実

施、理事長への結果報告、被監査組織への改善指示、改善実施状況のフォローというPDCAサイクルに沿ったものとなっている（資料 10-55）。

2020年度は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2017年2月 文部科学大臣決定）等に基づく科学研究費補助金の執行管理状況の監査をはじめ、会計資産管理状況の監査、経常費補助金申請の監査、マニュアル類の整備状況の監査、学園の教職員が口座を管理している外部団体（クラブ、学生自治会等）の会計監査を実施した。また、前年度に実施した監査（個人情報取扱、システム監査）のフォローアップ監査を実施した。これらの監査結果については、理事会に報告している（資料 10-54）。

内部監査には、必要に応じて常勤監事が同席し、監査プロセス等の適切性について第三者の立場からチェックする体制を取っている。また、監事との意見交換の場を定期的に設け、監査の適切性について確認を行っている。なお、監事と意見交換を行う際は、すべての監査調書を監事に提供している。

このように、本学園の内部監査においては、「内部監査規程」に基づき、内部監査計画策定から改善実施状況のフォローまでの一連の取り組みを行っている。

・会計監査

会計監査は、会計監査法人が策定した監査実施計画に則り、計画的に行われる（資料 10-56）。監査計画の概要は、事前に会計監査法人から役員、監事、内部監査室に説明がなされ、監査期間中においても随時コミュニケーションを取ることで、大学運営に係る状況を共有するとともに、相互の意見交換を行う。決算終了後には役員、監事、内部監査室に対して総括的に監査上の重要な発見事項等の報告が行われる。また、それを実務的な内容に掘り下げた説明が、財務部担当者向けに行われる。併せて、期中・期末監査時における指摘事項に対する改善状況の確認も行われる。監査法人から受けた指摘事項については、経理課において「監査指摘事項一覧」に当該年度決算の課題として記載し、対応（改善）状況を把握・管理している（資料 10-57）。その上で、それを次年度決算業務に反映させることで、決算業務の効率化・迅速化を図っている。

このように、本学園の会計監査は、監査計画に則り計画的に行われている。また、監査法人から受ける指摘事項に対しては、対応状況を管理しながら改善に努めている。以上のことから、本学園の会計監査は適切に実施されているといえる。

また、監事、内部監査室、監査法人は相互の連携強化を図るため、「三者情報交換会」を定期的開催している。2020年度は、5月26日、10月13日、1月13日の3回にわたり実施された（資料 10-54）。ここでの情報共有や意見交換を通じて各監査における適切性の確認も行っている。

(2) 長所・特色

なし

(3). 問題点

なし

(4). 全体のまとめ

本学は、大学運営に関する方針に基づいて、組織体制や諸規程の整備、その他様々な施策を講じている。

まず、教学ガバナンス体制に関しては、学長が大学の最終決定者として透明・公正かつ迅速に意思決定を行うための仕組みとともに、学長選考委員会による学長の業績評価や監事監査による教学監査など、学長の権限や責任をチェックするための仕組みも併せて適切に整備している。また、学長のほか数名の学部長および事務部長が、慣例的にはあるが学園の理事を務めることで、教学組織である大学と経営組織である理事会の連携を図っている。

前述のガバナンス体制の整備に加え、大学運営に係る業務の円滑な遂行を図るための事務組織や人員配置も適切に行っている。特に、大学事務職員に多様化・高度専門化が求められる昨今の状況を踏まえ、事務組織の改編や外部機関への職員の出向などを積極的に進めてきた。さらに、職員の意欲および資質の向上を図るため、体系的なSDの実施や評価・処遇改善に係る人事制度の改革、就業規則の抜本改正などを近年積極的に推進している。

ガバナンスや組織体制の整備とともに、近年は危機管理に関する取り組みも進めている。災害に対する危機管理に関しては、従前、避難訓練や防災備蓄品の確保など単発の取り組みが中心であったが、近年は法令に則り学校安全計画と緊急時対処要領を策定したほか、2021年度には危機管理規程を制定する予定であり、今後はこれらに基づく体系的な危機管理対策を行っていくこととしている。

また、2020年度には本学園のガバナンス・コードにあたる「学校法人大阪産業大学行動指針」をいち早く制定し、本学園が取り組むべき学園運営の基本的な考え方を内外に示すとともに、コンプライアンスの徹底を図ることで、公教育機関としての責任を果たしていく姿勢を社会に示した。

以上のように、大学運営に係る組織体制や規程等を適切に整備することは、内部質保証システムの機能的有効性を確保するために不可欠であり、本学は今後も継続的な整備と改善に努めていく。

第2節 財務

(1). 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点 2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

<大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定>

本学園は、2017年2月に「学園財政収支改善検討中期計画」（以下、財務中期計画）を策定した（資料10-58）。これは、教育活動収支差額のマイナス計上や学生納付金の減収が続き、事業活動収支赤字が恒常化していた当時の財務状況を踏まえて策定したものである。財務中期計画は、4年計画で、2020年度に基本金組入前収支差額を均衡させることを目標とし、その具体的方策として収支改善のための検討7項目（(1)入学者の確保 (2)離学率の改善 (3)休学者からの在籍料の徴収 (4)奨学費支出の削減 (5)カリキュラムの見直し (6)固定資産処分差額の削減 (7)光熱費削減）を設定するとともに、毎年度学園全体で1億円の支出を削減することとした。この財務中期計画は、その後策定された本学園の長期ビジョンである「Vision100」と、その行動計画である「第一期中期事業計画」（2019年度～2021年度）にも反映し、4年間にわたって計画を遂行してきた。その結果、計画最終年度の2020年度は、基本金組入前当年度収支差額が約8億円の収入超過となり、当初計画の目標を上回る結果となった。しかしながら、収支改善のための検討7項目のうち、(1)入学者の確保については、2021年度は入学者が定員を下回る結果となり、(2)離学率の改善については、財政的観点からは目覚ましい成果が上がっていない。また、(5)カリキュラムの見直しについては、検討はしたものの具体的な方策を取ることができなかった。なお、財務中期計画は、毎年度2回（次年度予算編成方針策定時(7月)、次年度予算案作成時(2月)）、前提条件の更新を行いながら運用してきた（資料10-59,60）。また、その際に当初計画を振り返り、計画の進捗状況について点検・評価を行うとともに、その結果を次年度予算編成に反映させることで改善・向上を図ってきた。

以上のように、本学園は財務状況改善という喫緊の課題に対応するため、学園の中・長期計画に先駆けて中期の財務計画を策定し、その後策定された学園の中・長期計画に事後的に反映することとなったが、今後は、第二期中期事業計画（2022年度～2024年度）策定と合わせ、次期の財政中期計画を策定することとしている。

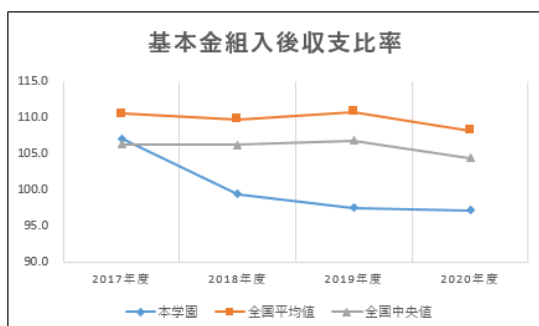
<当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定>

2019年度に行った大学運営・財務に係る自己点検評価活動において、財務部経理課のPDCA活動の方針として「事業活動収支計算書関係比率を活用することにより、学園の財務改善を図る」ことを掲げた（資料10-61）。そのための具体的計画として、基本金組入後収支比率（経営状況の判定）および経常収支差額比率（収入と支出のバランスの確認）を学園の財務改善に特に重要となる指標として設定した。また、両比率の目標値は、基本金組入後収支比率を90%、経常収支差額比率を10%とし、決算確定後にそれぞれの実績

値を確認することとした。

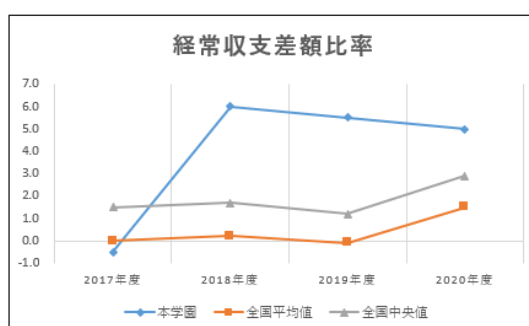
先述の財務中期計画期間中（2017年度～2020年度）においては、基本金組入後収支比率は2018年度に大きく改善したが、その後はやや鈍化傾向となっている（図10-2,大学基礎データ表9）。また、経常収支差額比率は2018年度に大きく改善したが2019年度以降は低下している（図10-3,大学基礎データ表9）。2020年度の決算数値は、基本金組入後収支比率が97.2、経常収支差額比率は5.0となり、いずれも全国平均値、全国中央値と比較すると良好な数値であると言えるが、本学園が目標とする数値とは未だ大きな開きがある。今後、①予算と実績の差異、②科目ごとの特殊要因の抽出、③課題・問題点の抽出により、改善策の立案に繋げることで、この目標値を達成することを目指す。

図10-2



(低い値が良い)

図10-3



(高い値が良い)

大学の財務関係比率に関する指標又は目標の適切性に関しては、毎年度決算数値が確定する時期に、当該決算年度の事業報告書とともに財務比率表を作成して点検・評価を行っている。しかし、それに対する改善策の検討が不十分であるため、2021年度に次期財務中期計画を策定する際、具体的に検討したいと考えている。

以上のように、本学園は基本金組入後収支比率（経営状況の判定）および経常収支差額比率（収入と支出のバランスの確認）という2つの指標と、それぞれの目標値を設定することで、教育研究活動を安定して遂行するための財務基盤の確立を図っている。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

<大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤>

健全な財務基盤が確立されているかどうかを評価するため、本学園の財務関係比率を全国平均値および全国中央値と比較検証し、その具体的数値により本学園の財務状況を把握

する。財務中期計画導入以降の本学園における財務関係比率の状況は以下のとおりである。

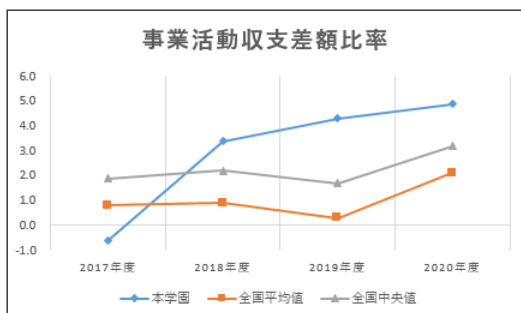
・事業活動収支計算書関係比率

経営状況を示す事業活動収支差額比率および基本金組入後収支比率は、2017年度は全国平均値や全国中央値に照らし良好とは言えなかった。しかし、既出の財務中期計画導入の効果もあり、2018年度以降は両比率とも大幅に改善することができている（図10-2,4,大学基礎データ表9）。

・貸借対照表関係比率

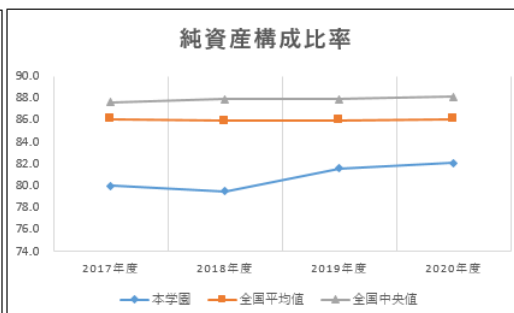
現在および将来の事業活動を行うために必要な財務基盤が確立されているかどうかを評価する財務関係比率としては、自己資金の充実度合いを示す純資産構成比率、繰越収支差額構成比率、基本金比率が挙げられる。本学園のこれらの比率は、概ね全国平均に近い数値であるが、全国中央値からはやや劣る結果となった（図10-5～7,大学基礎データ表11）。これは、負債の割合を示す比率が全国平均値、全国中央値より劣っていることが要因にあり、今後、繰越損失を削減していくことが肝要と考えている。

図 10-4



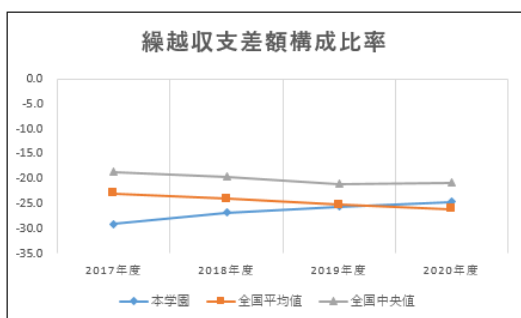
(高い値が良い)

図 10-5



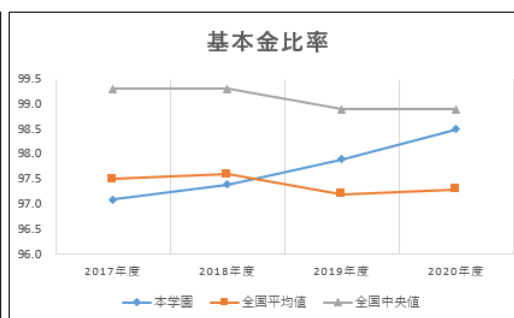
(高い値が良い)

図 10-6



(高い値が良い)

図 10-7



(高い値が良い)

<教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み>

本学では、理事会で決議された学園の予算編成方針に則り、学長が大学の予算編成方針を策定する（資料 10-24）。その際、学長は大学の予算全体にシーリングを設定し、重点的に行う施策のための予算を確保しながら、各組織に予算を配分している。また、例年、学長裁量費として「学長教育改革支援費」を確保し、本学の特色ある教育や研究に向けた取り組みに対して予算を配分することとしている。そのような仕組みにより、本学では、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っている。

なお、2022年度予算は、学園全体で2,000万円減、そのうち、大学においては1,110万円減で編成することとした。これは、2021年度の入学者数が当初の想定を下回り、2021年度の収支の悪化が見込まれること、また、その影響が2022年度以降にも及ぶことが予想されるためである。一方、COVID-19の収束を見据え、学生がキャンパスでの交流を満喫することのできるイベント企画を各学科から募集し、それに対し、1学科あたり60万円を上限に、学長教育改革支援費から予算充当することとしている。このように、本学では、中・長期の収支均衡を重視しつつも、教育や学生のキャンパスライフの質向上に資する事業を積極的に実施することができるよう、予算編成を行っている（資料10-62）。

<外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄付金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等>

○外部資金の獲得状況

本学における直近3か年の外部資金の獲得状況は表10-1のとおりである。全体的に増加傾向にあるが、奨学寄付金を除き目立った増加とはなっていない。

なお、科学研究費補助金の獲得については、産業研究所事務室において科研費獲得の支援を目的としたセミナーを定期的に開催し、外部資金の増加を図っている（資料8-67,68）。また、2020年度からリサーチ・アドミニストレーター（URA）を配置し、科研費獲得増加を目指している（資料8-71）。URAは、本学の科研費申請者数および科研費採択率の増加に向け、専任教員の研究室訪問を通じた科研費申請の促進や、過去に科研費申請が採択されなかった教員への申請書類作成支援などに取り組んでいる。

また、受託研究費、共同研究費等の獲得については、産業研究所事務室に産学連携コーディネーターを配置し、本学の研究シーズと企業のニーズのマッチングを促進することで、件数の増加を目指している。産学連携コーディネーターは、専任教員の研究室訪問を通じてそれぞれの研究内容を把握し、企業からの技術相談等に対応するほか、企業ニーズ発表会や展示会等にも積極的に参加して情報を獲得することで、企業ニーズと本学の研究シーズのマッチングを図っている。

表10-1 外部資金獲得状況

（単位：千円）

年度	科学研究費 （直接経費＋間接経費）	受託研究費・共同研究費 ・助成金	奨学寄付金
2018	63,298	23,507	9,144
2019	48,769	28,373	5,550
2020	75,039	33,476	13,370

○資産運用等

資金運用については、財務部経理課が担当しており、「学校法人大阪産業大学資金運用規程」に則り、年度初めに理事会で承認された資金運用方針のもと、安全な金融商品で運用を行っている（資料10-63）。近年の超低金利の環境下では高い運用益を上げることは困難であるが、学園の金融資産の効率的な運用に努めている。なお、資産運用方針の策定に

あたっては、財務部経理課が前年度の運用結果（有価証券の売買、利金・利息収入、利回り）や金融市場の状況等を勘案して方針案を作成し、理事会に報告している。

(2). 長所・特色

本学園は、中期の財政計画である「学園財政収支改善検討中期計画」を策定し、2017年度から2020年度にかけて遂行してきた。この計画は、状況の変化に応じ、前提条件を更新しながら運用することで、計画最終年度において、目標を大幅に上回る結果を得ることができた。また、今後の財務改善をさらに推し進めるため、基本金組入後収支比率および経常収支差額比率を重要な指標として位置づけ、それぞれについて、具体的な目標値を設定した。

2022年度より、学園の中期事業計画は第二期に移行する。2021年度中には、それに対応する次の財務中期計画を立案し、それを着実に遂行していく予定である。

(3). 問題点

本学園では、先述の「学園財政収支改善検討中期計画」により、収支の均衡を実現してきた。一方で、定員管理の厳格化や少子化の進展により、2021年度は入学者数が想定を下回る結果となった。この傾向が次年度以降も継続すれば、将来の財政状況の大幅な悪化が見込まれる。一方、そのような中でも、教育の質向上を継続的に図っていくためには、新規事業を実施するための資金の確保が必要である。そのため、今後は、学納金以外の収入を増加させるための具体的方策を検討し、教育研究活動を遂行するための必要十分な財政基盤を確立する必要がある。

(4). 全体のまとめ

本学園は、健全な財務基盤の確立を実現するため、2017年度より「学園財政収支改善検討中期計画」に基づいて様々な方策を講じてきた。それにより、現在の経営財務状況については、本学園が目標とする数値には至っていないものの、徐々に改善が進んでいる。また、本学園の基本金組入後収支比率や経常収支差額比率をはじめとする財務関係比率は、全国平均値や全国中央値と比較して良好な数値を示しており、教育研究活動を安定して遂行するための必要かつ十分な財務基盤を確立しているといえる。一方、定員管理の厳格化や少子化の進展により、学納金収入の減少が見込まれるため、将来の収支悪化が懸念される。そのため、学納金以外の収入を増加させるための具体的方策を検討していく必要がある。

2022年度からは、学園の中期事業計画が第二期に移行することに伴い、それに応じた新たな財務中期計画を策定する。本学園は、今後も健全な財務基盤を維持していくために、次期財務中期計画を着実に遂行し、基本金組入後収支比率および経常収支差額比率をはじめとした財務関係比率のさらなる改善を図ることで、教育研究活動の質向上の基盤となる経営財務状況の安定化に努めていく。

終章

本学は、2015年度に受審した機関別認証評価（第2サイクル）において、3年間の期限付き適合判定を受けた。そのことを厳粛に受け止め、2016年度以降、組織を挙げて改善に取り組んできた。このたびの自己点検・評価においては、取り組みに係る一定の成果を確認することができた一方で、今後も引き続き改善に向けて努力すべき課題も散見された。

以下では、本章の総括として、主に2016年度以降における本学の教育研究活動に係る主要な成果と、今後優先して取り組むべき課題を整理した上で、将来の展望を述べる。

〈主要な成果〉

1.内部質保証システムの構築

2015年度の機関別認証評価において指摘を受けて以降、本学は内部質保証システムの構築に真摯に取り組み、数度の見直しを経て、2020年度に現在の体制と手続きを確立した。本学の内部質保証システムの特長として、①毎年度自己点検・評価を行い、それを改善に繋げるための一連の仕組みを整えていること、②教学マネジメント機能を実質化するための仕組みを備えていること、の2点を挙げることができる。

2.教学マネジメントに関する諸取り組み

(1)3つの方針の全学的な見直し

2016年3月に公布された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」により、学士課程における3つの方針の策定・公表が義務化されたことを受け、2016年4月より、3つの方針の全面的な見直しに着手した。見直しにあたっては、中教審のガイドラインを踏まえた本学の策定指針を示した上で、各学科・専攻に対し、建学の精神を基点とする3つの方針の一体的な策定を求めた。これにより、現在、全学科・専攻において、一定の要件を備えた3つの方針が策定されている。

(2)教育課程編成における体系性・順次性確保のための取り組み

体系性・順次性に配慮した教育課程編成を支援するため、各学科・専攻に対し、「履修系統図」および「科目ナンバリング」の作成を求めている。これにより、2017年度以降、すべての学科・専攻において、「履修系統図」および「科目ナンバリング」が作成されている（ただし、大学院博士後期課程においては、教育課程の特性上、コースワーク科目の体系化が不要なため、履修系統図は作成していない）。

(3)シラバスの改善

学生の効果的な学習を支援するため、2016年度以降、シラバスの改善を段階的に進めてきた。その具体的なものとして、事前・事後学習項目の記載内容の実質化、アクティブラーニング実施に関する入力項目の新設、当該授業科目と卒業認定・学位授与方針の関連に関する入力項目の新設などが挙げられる。また、2016年度より、「第三者によるシラバスチェック」を導入し、各授業科目のシラバスの内容が、教育課程上の位置づけに照らし適切なものであるかどうかを、学科・専攻ごとに毎年確認している。

(4)教学IRに関する取り組み

学生の学習行動や学習成果を把握し、教育改善に活用するため、2016年度より、大学IR

コンソーシアムに加盟し、当コンソーシアムが企画する学生調査を毎年実施している。

また、学内に存在する様々な学生情報を一元化し、教職員が分析等に活用することができるよう、2017年度にBIツールを用いたIR支援システムを導入した。

(5)学習成果・教育成果の把握・評価に関する取り組み

2021年度に本学のアセスメントプランを定め、それに基づき、卒業認定・学位授与の方針で定める学習成果を、どのような指標を用いてどのような基準で評価するのか、ということ、機関レベルおよび各学科レベルでそれぞれ整理した。また、それを用いて、カリキュラム委員会が、学内第三者の観点から学科の教育成果を評価し改善を促す、という一連の仕組みを整えた。

(6)教員の資質・能力向上に関する取り組み

教員の教育力の向上を図るため、2016年度以降、FD活動を積極的に推進してきた。また、従来実施してきた「授業改善のためのアンケート」を発展させ、顕彰制度の導入や、各組織における管理者層との結果共有等を通じ、教員の授業改善に対する意識向上を図ってきた。さらに、2018年度より「教員評価制度」を導入し、教育・研究・社会貢献（連携）・学務の4領域における業績の評価を処遇に反映することで、教員の資質・能力の向上を図っている。

3.教員の研究活動推進に関する取り組み

教員の研究活動の活性化を図るため、近年、科研費の獲得支援に係る取り組みを推進してきた。具体的には、科研費獲得に関する知見を持つ講師による学内セミナーの開催、日本学術振興会の担当者による学内説明会の開催、外部業者を活用した科研費申請書類添削支援の実施、URAの配置による科研費申請支援等が挙げられる。また、学内の競争資金配分システムである「学内研究組織」の設置申請と、科研費申請を関連付けることで、科研費の獲得に向けた教員の意欲向上を図っている。

4.社会連携・社会貢献に関する取り組み

本学における日々の教育研究の成果を社会に還元し、地域における「知の拠点」として、地域社会の発展に貢献するための取り組みを積極的に展開してきた。中でも、地元の大東市や近隣地域の自治体・企業等との協定に基づく数々の社会連携事業は、本学の特色ある取り組みであるといえる。また、それらの取り組みの中には、本学の学生が参画するものも多く、地域社会におけるさまざまな問題の解決を通じて、学生の資質・能力の向上にも寄与している。

5.財務改善に関する取り組み

2017年2月に策定した「学園財政収支改善検討中期計画」に基づき、財務改善に努めてきた。本計画では、2020年度に基本金組入前収支差額を均衡させることを目標とし、7つの具体的な取り組みを掲げた。2017年度以降、それらの取り組みを順次実行に移した結果、2020年度決算においては、基本金組入前当年度収支差額が約8億円の収入超過となり、目標を大きく上回る成果を得た。また、現在は、財務改善に係る取り組みの精度を高めるため、財務関係比率に関する具体的な指標とその目標値を設定するなど、さらなる改善を施して

いる。

〈今後優先して取り組むべき課題〉

1.教育の質保証に関する課題

(1)単位実質化の推進

2016年度以降、CAP制の改善、シラバスにおける事前・事後学習の記載内容の充実、GPA制度およびそれに基づく退学勧告制度の導入等、様々な取り組みを進めてきたものの、未だ十分な成果を得ることができていないため、さらなる改善方策の検討が必要である。

(2)成績評価の客観性・厳格性の確保

2018年に「成績評価基準のガイドライン」を策定し、現在運用しているが、十分な取り組みには至っていない。全学共通の成績評価基準となりうる詳細なルーブリックの策定等、さらなる検討が必要である。

(3)学習成果・教育成果の把握・評価に関する取り組みのさらなる進展

2021年度に取り組みを進展させることができたが、学生に対するフィードバック方法の検討や、大学院における学習成果・教育成果の把握・評価方法の開発等、引き続き課題も残っている。

2.定員管理に関する課題

(1)大学院の収容定員充足率の改善

大学院における収容定員の未充足は、本学における長年の課題となっている。2021年度には内部質保証推進委員会において、各研究科およびその基礎学部に対して意見聴取を行うなど、検討を始めているものの、いまだ有効な改善策を見出すことができていない。組織改編や教育課程の改善等、速やかに具体的な検討を進める必要がある。

(2)編入学生数比率の改善

編入学生比率の悪化が長年の課題であったため、段階的に編入学定員の低減を図ってきたが、その結果、2021年度においては定員超過の問題が生じた。あらためて本学の編入学生受け入れに関する基本方針を検討する必要がある。

3.教員組織に関する課題

(1)ST比の改善

学部間におけるST比の偏りが長年の課題となっている。特に、経営学部および経済学部については、他大学に比べても高い値となっている。これについては、大学の教員組織編制方針に基づき、組織ごとに教員採用計画を立て、改善に取り組んでいくこととしている。

(2)教養教育運営体制の再構築

2017年度の教養部廃止以降、効果的な教養教育を行うための組織体制が定まっていない。これについては、「全学教育機構再編準備委員会」の下、現在検討を進めているところである。

4.教育研究環境に関する課題

総合図書館については、施設・設備の老朽化をはじめ、予算確保、量的・質的整備状況、

専門スタッフの配置状況等、様々な問題が指摘されている。改善には多額の予算を要するため、経営組織と教学組織で協議を重ねながら検討していく必要がある。

5.財政基盤の確立に関する課題

財務中期計画の立案等により、改善を進めてきたところであるが、近年における入学試験合格者の歩留率の低下により、今後、再び財務状況が悪化することが懸念される。そのため、学納金以外の収入増加を図る具体的方策等について、検討を進める必要がある。

〈将来の展望〉

本学は、2015年度の機関別認証評価（第2サイクル）において重大な問題を指摘されたことを契機に、内部質保証システムの改善に取り組んできた。特に2019年度には、「機能的有効性の確保」に重点を置き、検討を重ねた結果、PDCAサイクルに基づく教学運営と、「教育の質向上」に資する教学マネジメントという2つの機能を備えた現在の内部質保証システムを確立することができた。今後も、内部質保証システムの改善を継続的に行っていくべきことはいままでもないが、その上で、内部質保証の目的である「教育の質向上」に向けた取り組みを、さらに前進させていく必要がある。

本学を設置する学校法人大阪産業大学は、2028年度に創立100周年を迎えるにあたり、「10年後も選ばれ続ける学園」を目指し、建学の精神「偉大なる平凡人たれ」に基づく長期展望「Vision100」を、2018年度に策定した。その上で、「Vision100」を実現するための具体的な行動計画として、設置機関ごとに、3～4年スパンの中期事業計画を策定することとしている。大学においても、2019年度からの3カ年を対象とした「第一期中期事業計画」を策定し、本年度まで、それを遂行してきた。COVID-19の影響もあり、一部達成できなかった取り組みはあったものの、一定の成果を上げることができたと評価している。

2022年度からは、「第二期中期事業計画」（2022年度～2024年度）期間に移行する。「第二期中期事業計画」には、先述の〈今後優先して取り組むべき課題〉を解決するための計画を多く掲げている。中でも、教育に関しては、学部学科再編の検討、全学的なカリキュラム改革、講義科目に重点を置いた教育の質的転換の推進といった、マクロ（組織・体制）、ミドル（教育課程）、ミクロ（授業科目）の各レベルにおける質保証のための計画を掲げている。本学は、予測不可能な時代を力強く生き、産業や社会の発展を積極的に支える人材を育成するため、これらの計画に基づく取り組みを推進し、教育基盤の強化に努めていく所存である。

2022年3月
大阪産業大学 学長
吉川 耕司